

神戶銀行統記講義

千

証

千

世

古

載仁親王圖

五

載仁親王題

210.12 Kc 281 Iy

准后源親房卿肖像



260925

神皇正統記講義

開題

この書は、後醍醐天皇の御代元亨建武の際より、後村上天皇の正平年中まで、南朝のために匪躬の節を盡くされし、源親房卿の編述せられたるものなり、卿、家の名を北畠、また中院と稱し、世人のよく知る如く、村上天皇の皇子、具平親王の後裔、いはゆる村上源氏にして、父は、權大納言師重卿なり、具平親王は、かの兼明親王と共に、才學雙びなくおはして、世人の尊崇おはかたならず、中務卿となられければ、後の中書王とまで稱せられ給ひき、親房卿、その後裔なればにや、學は、和漢を兼ねて、内典にさへ暗からず、識は、古今に通じて、遠く衆人の上に擢んでられしかば、昔、延久の頃にや、大江匡房、藤原爲房、藤原伊房の三人、博識なるを並び稱して三房といひしが、この時、又、卿と共に政事に與りし、宣房、定房の二人を加へて、後の三房と稱したりき、これまは、兼明親王の後に、具平親王の出でられたるに比すべきが如し

卿は、後伏見帝の御代より、後二條、花園、後醍醐、後村上に至るまでの五帝に歴事して、正平九年に薨せられき、年齢は詳かならず、はじめ、後伏見天皇の御時、彈正大弼の職を奉じたりしが、花園天皇の即位あらせられし後、從四位下に叙せられ、右近衛中將、左少辨を経て、參議に任せられぬ、後醍醐天皇御即位の元應元年、中納言となり、正二位に叙せられたり、後、五年を経て、元亨三年、大納言に任せられぬ、をりしも、皇子世良親王の傅を選ばれしが、卿、その選にあたり、補弼の任意りあかりしに、僅かに數年にして、親王薨せられければ、その心遣も空しくなりたり、

○神皇正統記講義開題

卿、悲悼のあまり世をはかなみ、落髮して仕を辭し、また世事に預らずなりぬ、これよりさき、天皇、北條高時の專横にして、皇威の常に振はざるを慨み給ひ、いかにもして彼を滅さんと、種々の謀を廻らし給ひたりしが、その計、漸く彼に知られ、近臣の事に與りし者は、或は殺され、或は流されたれど、幸は天皇御在位にては、北條の輩、枕を高くすること叶ひ難かりければ、遂に勤王の兵ありしにかゝはらず、高時、強ひて天皇を隱岐にうつし奉りぬ、されども、順逆の勢、いかでか久しきを保つべき、幾何もなく、正成、義貞をはじめ、諸國に勤王の兵起れりしかば、高時は、忽に誅に伏しき、世運こゝに一變して、萬機の政朝廷より出で、従ひて人才を要することも多くありたる上、世のさま、また卿の心を慰むるふしもありたりけむ、再、朝位に列して、従一位准大臣とはあらぬ、此の時元弘三年なりしが、急激の革新は、中々に武人の怨望をかもし、卿等の秘策などもありたりしなるべけれど、これを用ふるに所なく、世は、またも苜蓿の亂れたちて、尊氏等の奸臣類に欲慮を惱まし奉れる非もなき、卿の長子顯家卿は、また文武の才に秀でたりしかば、王政の復するや、陸奥守に任せられ、鎮守府將軍を兼ね、義良親王を奉じて東奥の藩鎮たりき、然るに、尊氏等の勢猖獗なりしにより、兵を率ゐて都の方へ攻め上り、一度は、賊徒を西海に逐ひ落ししが、尊氏更に散兵を集め、新手を募りて、上り來しに、正成も討死し、義貞も敗れて退き、やがて天皇は、吉野に入り給ひしかば、顯家、また東國の兵を率ゐて打ち上り、所々にて賊を敗りしが、又利を失ひし事もありき、然るに、延元三年五月、和泉の國石津にての戦に、遂に討死したりき、時運の然らまむる所とは悟られけむ、卿の悲歎は、そもいかにかりなりけむ、その年顯家の弟顯信、陸

奥介に任せられ、鎮守府將軍を兼ねて、又義良親王を奉じ、東奥に赴きしに、天皇、卿に命じてこれを輔けしめ給へり、即、出發せしに、上總の海上に至りし頃、風濤大に起りて、船舶四方に漂蕩し、親王と顯信とは、伊勢に着し、卿は常陸に着きぬ、よりて其の邊の賊徒を征せんと、まづ小田治久の籠れる小田の城に入りぬ、賊將高師冬、其の勢熾ならんとするを聞き、兵を率ゐて攻め圍みしを、卿、事ともせず、忽ち討ちてこれを退けたり、されども、この城もとより小勢なりければ、後難あらんことを憂へ、援を結城親朝に請ひたれど、親朝、賊軍を恐れてこれに應せず、剩、城主の治久さへ賊に降りしかば、其處を保つことを得ず、退きて關城に入りぬ、こゝにまた、惡なる書を親朝に送りて、大義を説き、百方これを諭ししかども、たゞその効なきのみならず、遂に叛きしかば、孤城益力を失ひ、ほゞなく陥りぬ、よりて卿は、潜かに吉野にゆき、行宮に仕へ奉りたり、時に正平四年なりき、これよりさき、義良親王、伊勢より行宮に還り給ひしが、天皇崩じ給ひまかば、御位を継ぎ給ひき、これ後村上天皇にまします、卿、この後は、多く帝の御前にありて、文武の政事に與り、帝業の恢復に力をつくされたれど、時勢日々に非に趣きて、終にいかにもなし難く、空しく志を齎して、正平九年賀名生野にて、この世を去られにき、さきつ年、三宮に准せられ、齡老いたればにや、轡車にて宮中に入出することを許されぬ、特別といひつべし、これ卿の事歴の大畧あり

さて、こゝにいふべきは、この書を著はされま主旨あり、卿は、東國に在りしはゞ、はやく恢復の業のたやすく成り難きを洞察せられ、且、當世の君臣に省みる所あらまめ、且は、後世の人々の

感を解かんとて、もとより羈旅の間、文書などはあらざりしよしなれど、わが皇統の、神代より正理にて受け傳へ來ましつる事を、極めて明確に、しかも、文章なだらかに述べられたり、これ實に、興國の初なりき、本書中、支那、天竺の歴代の事を述べられし次に、唯我が國のみ、天地開けし初より今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自、傍より傳へ給ひしすら、きは正に歸る道ありてふたましませしける、これしかしながら、神明の御誓わらたにして、餘國に異なるべきいはれあり、抑、神道の事は、たやすく顯はさずといふ事あれど、根本を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし、その弊を救はんために、いささかあるし侍り神代より、正理にて受け傳へつる謂をのべん事を志して、常にさこゆる事は載せず、然れば、神皇正統記とや名づけ侍るべき、といひ大かた、天皇の世繼をしるせる文、昔より今に至るまで、家々にあまたあり、かくしるし侍るも、更に珍しからぬ事なれども、神代より、繼躰正統の違はせ給はぬ一はしを申さんかためなり、とあるにて、本書の主旨は、明らかに知られたり、卿の著書は、この他にも、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、廿一社記などありて、世に傳はりたる中に、職原抄、最、世人に裨益を與ふ、なほ、卿につきて論ずべきふしもあれど、さきに訂正して、普及舎より出だしたる、正統記の巻首にいひつれば、こゝには畧したり、志あらん者は、彼の書につきて知りぬべし

### 凡例

- 一 本書は、さきに出版せる、竹取、伊勢などの物語、土佐日記等の講義にならひて、國文を講究する初學者の獨習、又は、諸學校教科書の参考書たらせめんとて、誠之堂主人のこへるによりて、書きて與へつるなり
- 一 本書の本文は、普通の本により、その誤謬ある点は、井上頼國翁校本、および、花山院本、白山本、青蓮院本等を合せて、校訂したり、今、これらの諸本の傳來も、一々挙げまはしけれども、必要なければ省けり、委しくは、さきに讀本用にとて出版せる、普及舎標註本の巻首にいへるを見るべし
- 一 本文には、多少、文法語格の誤あり、故に、さきに普及舎より出版せる標註本には、悉くこれを訂正せり、されど本書は、もとより誤れりと思ゆるものは、餘りに甚しからざる限は、あへて改めず、そは、かれは、讀習の間に文法語格を悟らしむるを主とし、これは、專、意義を了解せしむるを主としたればなり
- 一 本文にしるせるは、歴代治亂の事蹟あるを以て、もしその原因結果を詳細にわけんとせば、殆、本書の數倍にも至りて、却りて讀者の不便を招くべければ、今は、たい簡畧に、この事に關係あることのみを擧げつ、引用せる故事、釋義なども、また同じ
- 一 本文の、國文中にて有益なるは、世すでに定論あれば、こゝにははず、その文に較べては、この講義は、たい餘足を添へたるに過ぎざらむ、されど、未、類書なければ、いささかにても、國文を學



○神皇正統記講義凡例

ばん者の裨益となさば、望外の幸といふべし

明治廿九年十月

隣通者しるす

神皇正統記講義上巻目録

文	齊	推	欽	武	雄	履	仲	崇	孝	綏	瓊々杵尊	序論
武	明	古	明	烈	畧	中	哀	神	安	靖	五三	一
一四七	一四二	一三一	一三七	一三三	一三七	一三五	九七	八七	八三	八二	五三	一
元	天	舒	敏	繼	清	反	神	垂	孝	安	火々出見尊	神世七代
明	智	明	達	體	寧	正	功	仁	靈	寧	六七	二六
一五〇	一四	一三五	一三九	一三四	一三〇	一三五	一〇〇	八九	八三	八二	六七	二六
元	天	皇	用	安	顯	允	應	景	孝	懿	葺不合尊	天照大神
正	武	極	明	閑	宗	恭	神	行	元	德	七一	四〇
一五〇	一四四	一三五	一三〇	一三七	一三〇	一三五	一〇三	九二	八七	八二	七一	四〇
聖	持	孝	崇	宣	仁	安	仁	成	開	孝	神	忍穗耳尊
武	統	德	峻	化	賢	康	德	務	化	昭	武	五三
一五〇	一四六	一四〇	一三〇	一三七	一三一	一六	一三三	九七	八七	八三	七四	五三

○神皇正統記講義目録

孝謙	一五五	廢帝淳仁	一五五	稱徳	二五七	光仁	一六三
桓武	一六四	平城	一六九	嵯峨	一七〇	淳和	一九八
仁明	一九八	文徳	一九九	清和	二〇一	陽成	二〇九
光孝	二二一	宇多	二一九	醍醐	二三五	朱雀	二三〇

同下卷目錄

村上	二三五	冷泉	二四六	圓融	二四八	花山	二四八
一條	二五〇	三條	二五三	後一條	二五三	後朱雀	二五六
後冷泉	二五六	後三條	二五七	白河	二六一	堀河	二六九
鳥羽	二七〇	崇徳	二七三	近衛	二七四	後白河	二七四
二條	二八二	六條	二九〇	高倉	二九〇	安徳	二九七
後鳥羽	三〇一	土御門	三一二	順徳	三二三	廢帝仲恭	三二五
後堀河	三三五	四條	三三七	後嵯峨	三三八	後深草	三三九
龜山	三四〇	後宇多	三四一	伏見	三五三	後伏見	三五四
後二條	三五五	花園	三五六	後醍醐	三五六	後村上	四三四

以上

神皇正統記講義

今泉定介述



大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我が國のみ此の事有り、聖朝には其の類なし、此の故に神國といふ也、神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ、天地開闢の始より此の名あり、天祖國常立の尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり、天照大神、天孫の尊に譲りまゝ、これにも此の名あれば、根本の號なりと知りぬべし、又は大八洲國といふ、是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の島なりしに依りて名づけられけり、又は耶麻土と云ふ、是は大八洲の中國の名なり、第八に當るたび天御虛空豊秋津根別といふ神を生み給ひし、是を大日本豊秋津洲と名づく、今は四十八ヶ國に分り、中州たりし上は神武天皇東征より代々の皇都なり、仍りて其名を取りて、餘の七州をもすべて耶麻土と云ふなるべし、唐にも、周の國より出でたりしは、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し、耶麻土といへる詞

は、山迹といふなり、昔天地分れて泥の濕いまだ乾かず、山をのみ往來して、其跡多かりければ山迹と云ふ、或は古語に居住を止と云ふ、山に居住せまじによりて、山止なりともいへり、大日本とも大倭とも書く事は、此國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しるも耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の御國なれば、其の義をもとれるか、はた日の出る所にちのければ然いへるや、義はるゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓する事多くあくの如し、自ら日の本などいへるは文字によれるなり、國の名とせるにあらず、又古より大日本とも、若は大の字を加へず、日本とも書けり、州の名を大日本豊秋津といふ、懿德、孝靈、孝元等の御謚、皆大日本の字あり、垂仁天皇の御女大日本姫といふ、是皆大の字あり、天神饒速日の尊、天の磐船に乗り大虚をのけりて、虚空見日本の國と宣ふ、神武の御名を神日本磐余彦と號する、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る、是は大を加へざるなり、彼是同じくやまとと讀せられたれど、大日靈の義を取らば、おほやまとと讀みても叶ふべきなり、其後漢土より字書を傳へける時、倭と書て此の國の名に用ひたるを、即領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり、

○大日本は神國なり 神國とは、神のまします國土といふ義にて、天神の、この國を開き給ひしより、その御系統變りなく、天下を治め給ふに至るまで、皆これに含められたり、日本紀新羅王の語に、吾聞東有神國、謂日本と見え、二代實錄に、我日本朝波、所謂神明之國、奈利と見えたるを、皆この意なり○天祖始めて葦を開き云々 國常立尊、この國の基を起し給ひ、天照大御神、幾萬代も御子孫に御位を傳へさせ給ふをいふ、こゝに天祖とあるは、次の文にも見えたる如く、國常立尊を申すなり、元來天祖は、高天原にまします皇祖を申すなれば、天御中主神等を申すが正しき事なるに、こゝにかくあるはいかゞなり、但、これの日本紀によりて記されたるものなる故、その書のまゝを用ひられしならん○神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ 大日本國を、神代にはかくいひたりとなり、豊とは、物の多く足りて豊かあるをいひ、葦原とは、古この國には、天祖などの、國土を固め給はんとて、葦を植ゑさせ給ひたるが繁りて、原の如くなりし故にいひ、千五百秋とは、萬歳などいふと同じく、限りなき行末まで榮ゆべきよしに祝ひていへるなり、瑞穂は、豊かに美はしく實れる稻穂をいへるにて、さる稻の出来る國といふ義、我が國は、上古より稻穀のよく實りしかば、かゝる名稱ありしなり、さて神代よりいへるに、日本紀に、天神、伊邪那岐伊邪那美の二神に詔を下し給へる事あるが、その中にこの號あるによりてあり○天地開闢のはじめより 開闢は、ヒラクルと訓み來りたれど、たゞこの世の中の最初をいふ事と心得べし○天祖國常立尊 國常立尊を天祖といふは、道理にあはぬよし、すでにいへるが如し、

この神は、この國にて始めて出來給へる神なり○陽神陰神 國常立尊より六代を経て、伊邪那岐伊邪那美之二神出來給ひしが、この神始めて、夫婦の道を始め給ひしにより、陽神陰神と申すなり○授け給ひし勅に聞えたり 此は日本紀の一書に、天神この二神に、瑞穂の地に往きて治むべしとて、天璣矛を賜ひたるよしを載せたるにより、その天神を、直に國常立尊と解して、かく書されたるものなるべし、されどもこれは、一書にあるものなれば、その天神は、必ず造化の三神を云なるべければ、國常立尊とするは誤なり○天照大神天孫の尊に譲りたまへしにも云々 此は、古事記に、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子云々命之所知國言因賜而天降也、とある文によりてしるされたりと見ゆ、但、天孫は、璣々杵尊を申す○又は大八洲といふ 島の名は後に見えれば、こゝには擧げず○耶麻止 言の義は後に見ゆ○第八に云々天御虚空豐秋津根則といふ神を生み給ひき 此は八島を順次に生み給ひしが、其の八番目に、この神を生み給へりとなり、さて島を神といふ事不思議なるが如くなれど、右は、禽獸草木の類をも神と稱せし事あれば、怪むに足らず、ましてこれらは、其の國を造り給ひし神を稱したるにもあるべければ、さは更怪むまじきあり○大日本豊秋津洲と名づく 秋津洲の事は、後に辨あり○今は四十八ヶ國に分てり ことの今は、親房卿の時代を指せり、即ちこの地は、陸奥の邊陲より、長門のはてまでをいふなり、當時分別して四十八國たりし故、かく書されぬ○中州たりし上に大八島の中にて、中央に位したる地なるをいふ○神武天皇東征より云々 此は畿内の大和と混らはしきかき方なれども、すでに四十八國に分てりともあれば、なほ本州全体を指せるあり○餘

の七州 四國、九州、淡路、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、等をいふ○周の國より出でたりしかば云々 周は、陝西省鳳翔府の地名あり、古公單父其處に居りしが、文王に至り天下を取り、遂に海内を周といへり、又漢も陝西省の漢中府より起りて、高祖天下を平げしかば、後に代を漢と號したり、これ一部分の名を以て全体の名としたるものなれば、よくわが國に似たるよしなり○耶麻士といへる詞は云々 この説は、釋日本紀にも見えて、古くよりいへることなれど、いづれも確かならぬ説なり、本居宣長翁は、ヤマトの名は、畿内の大和より起りたるものにて、トはツホの約まりたるなり、大和の國は、四方に山ありて、中は含まり洞の如きさましたれば、かくいふものかといはれたり、されど、トは處にて、たゞ山ある地なれば、山處といひしにもあるべし○大日本とも大倭とも書く事は云々しかも耶麻士と讀ませたるなり 此は、ヤマトといふ詞の義と、大日本、大倭などかく字の義とは、意味の同じからぬよしを斷られたるなり、かくてこの字を使用するに至りしは推古天皇より以後の事と察せらる○大日靈の御國なれば其の義をもとれるか云々 さて日本といふ文字を用ひしは、天照大御神のまします御國なる故、日の神の本國といふ義によりて、この字を用ひたるか、或は又、我國は東方にありて、日の出づる所に近き故、日の出づる本といふ義にて名づけたるか、いづれならんといふ意なり、按ずるに、此は日神の本國といふ方にはあらで、日の出づる本に近しい義を取りたるものなるべし、是は後にも見えたる如く、推古天皇の御代に、使を隋に遣はし給ひ、日出處天皇云々と宣ひたるなどによりて考へらるゝなり○義はかくれども字のまゝに日の本とは讀まず耶麻士と訓せり云々 日本といふ字義

は、日の本といふ義にて名附けたるものなれど、字につきて直譯せずしてヤマトと訓ませたるあり、こは他にも例多しとなり○自ら日の本なといへるは文字によれるなり國の名とせるにわらず時によりて、日の本なを我國をいふ事もあるは、字につきて設けたる訓あり、もとより日の本といふを國名となしたるにはあらずとなり、我國の事を、日の本なといふは、萬葉にも見え、ヤマトの枕詞としたり、後には、一般にいひて怪む者も無きに至れり○州の名を大日本云々これより日本に、大を加ふると加へざるある、その例証を擧げたるなり○孝元等の御謚 懿德天皇は、大日本彦根友尊と申し、孝靈天皇は、大日本根子彦太瓊尊、孝元天皇は、大日本根子彦國率尊と申したり、されどこれを御謚と申さむこといかいかと思はる、そは、神武綏靖なを申すは、後世より奉りし事明なれど、こゝに擧げたる御名の如きは、すでにその宮居にて、天下を治め給ひつる時より、人々の稱へ申したるもあるべければなり、よし又後の世より稱へ奉りたりとするも、なほ後世の御謚とはことなることあるものなれば、あべて謚と申さむは、心ゆかぬ事なり○大日本姫 伊勢の齋宮とならせ給へる大倭姫命なり○饒速日尊 後に見ゆ○天の磐船 磐とは、船の堅固なる義にて稱美せしものなり、さてこれは、上代空中を乗り歩きたる船なり○虚空見日本の國と宜ふ 大空より見たる大和國といふ義なり、この文によれば、饒速日命自ら虚空見日本國と宜ひし如くなれど、日本紀によるに、さにはあらず、その時命の空より見給ひしにより、世人のかく名づけたるよしに記せり、その方穩かなるべし○神日本磐余彦 正しく申せば、神日本磐余彦々火々出見尊なり、磐余は地名により、彦火々出見は、御祖父の御名によられしものなり○孝安を日本足 日本足彦國押人尊と申す○開化を稚日本とも號し これも正しくは、稚日本根子彦大日日尊といふべし○日本武尊と名付け奉る この御名は、尊の熊襲を征討し給ひし時、川上島帥の尊に奉りしものなり、その事は後に見えたり○彼は同じくやまとと讀ませたれど云々 ここに擧げたるは、共にヤマトと訓じたれど、この名の起りを、大日靈尊の義によりて名づけたりとすれば、いづれをもオホヤマトと訓しまむるも困しかるまじとなり、こは大日本と書きたる方をいふにはあらず、たゞ日本と書きたる方につきていふなり○其の後漢土より字書を傳へける時云々こは漢字傳來の後、支那の人倭とかきて、我が國の事としたるより、我國にてもその字を用ひ、ヤマトと訓みて日本といふと同じさまに用ひたりといふ意、倭といふ事につきては次に説くべし○こゝまでは、まづ我國の稱號につきて辨論せられたるなり、

漢土より倭と名づけたる事は、昔此の國の人初めて彼土に至れりしに、汝が國の名をばいふと云ふと問ければ、我國はと云ふを聞きて、即倭と名付たりと見ゆ、漢書に樂浪の彼土の東北に樂浪郡あり海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり、若前漢の時既に通じける一書には秦の代よりすでに通ずとも見ゆ下に記せり、後漢書に、大倭王は、耶麻堆に居すと見えたり、耶麻堆はやまとなり、是は、若既に此の國の使人、本國の例により大倭と稱するに神功皇后の新羅、百濟、高麗としたがへ給ひしは、後漢のすゑさまにわたれり、漢地にも通せられたり見えれば、文字も定めて傳れるか、一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して書傳に載せられたれば、此の國に

のみほめて稱するにあらす、異朝に大漢大唐など云ふは、大なりと稱する心なり、唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東に有り、日の出づる所に近きをいふと載せたり、此の事我國の古記には確ならず、推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送りしに倭皇と書く、聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝と有りき、彼の國よりは、倭と書きたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられず、是より上代には牒ありとも見えざるなり、唐の咸亨の比は、天智の御代に當りたれば、誠に件の比より、日本と書きて送られけるにや、又此の國をば秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臂あまつの如く有る哉と宣ひしより、此の名ありきとぞ、然れど、神代に豊秋津根と云ふ名あれば、神武に始めざるにや、此の外もあまたの名あり、細戈千足の國とも、磯輪上秀眞かみまの國とも、玉垣の内國ともいへり、又扶桑國と云ふ名も有る、東海の中に扶桑の木あり、日の出る所なりと見えたり、日本も東にあればよそへていへる、此國に彼木ありと云ふ事聞えねば、確なる名にはあらざるべし、

○漢土より倭と名づけたる事は云々、こは、我が國人彼の國に到りし時、國名を問ひたるに、我が國といひしにより、我が國は、わといふ國なりと心得て、倭と號づけたりと意なれど、我

が國はといふ片言を聞きて、つけしといふは頗る疑はし、釋日本紀には、問、謂我國爲倭奴國其義如何、答、師說此國之人、昔到彼國唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方答曰、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後、謂之和奴國と見えたり、これとても甚だ疑はしき事なれど、參考までに擧げたり、又倭奴といふは、我國全体の稱號にはあらずして、今の筑前國怡土郡の邊をいひしものなりと、これらの事は、委しくは怡土國王金印考といふ書に見えたり、をりもあらずば就いて見るべし、○漢書に樂浪の海中に倭人あり云々、こは、前漢書地理志中に、樂浪海中有倭人分分百餘國とあるを指せるなり、○若前漢の時既に通じけるか云々、かく前漢書の記載せるを見れば、我國は、前漢の時より、いやく交通せしものかとあり、こは表面に交通せしにはあらず、筑前國邊の土家等、私に交通せしなり、それ故漢書などにかく記せるなり、又註する秦の代より通せりといふは、始皇の命により、徐福の不老不死の樂を求めに遣はしたりといふ傳説をさせるなり、○後漢書に大倭王は云々、こは、後漢書に、倭在韓東南大海中、依山島爲居凡百餘國、自武帝征朝鮮、使驛通於漢者三十許國、々皆稱王、世々傳統、其大倭土居邪馬登國とあるをいへるなり、こは我國の國造縣主などのさまを見て、書に留めたるものなるべし、○神功皇后の新羅百濟高麗を云々、この時代、漢にては三國の時にあたり、彼國に間接に通じ給ひしはいふまでもなし、○唐書に高宗咸亨年中に云々、この事は、新唐書に、日本古倭奴國也、云咸亨元年遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名、更號日本、使者自言、國近日所出以爲名云々、日本乃小國也、爲倭所併故冒其號、使者不以情故疑焉、見え、又舊唐書にも、日本國者倭國之別種也、以其國在日邊故、以日本爲名、或曰倭

自惡其名不雅改爲日本、或曰日本舊小國、併倭國之地なと見えたり、本文にいふ所は、新唐書の方なるべし、さて咸亨元年は、我が天智天皇即位三年庚午年に當れり、たゞし使を遣はされたるよしは國史には見えす○推古天皇の御時唐の隋朝より使ありて云々、こは推古天皇十五年に、小野妹子を隋に遣はされしが、彼國よりも、其の臣鳩臚寺堂客裴世清を遣はし、妹子と共に來朝せしめき、隋主の送れる書には、皇帝問倭皇使人大禮蘇因高等至云々とありければ、こは諸侯王に遣はす書式なり、返牒を遣はすべからずとの識もありしが、聖德太子の勸によりて、返書をば賜ひたり、其書には、東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺堂客悲世清等至云々とありき、本文にいふ所は、これをいふあり○これより上代には云々、すでに前にもいひし如く、朝廷より公に使を遣はされたるは、この時を以て始となせども、九州邊の酋長なとは、この以前より彼國と交通せしものと見えたり、そは内治未だ整はず、その取締充分ならざりしかば、別段朝廷に允許を得たるにもあらずるべく、又自ら國王なりと稱して、大に誇りし事にもあるべし、なほ前後の文によりて、其の事情を覺るべし○誠に伴の比より日本と書きて送られけるにや、こは唐書に咸亨の頃より、我國の號を日本と改めたるやう記したれば、それを受けて實に唐書の如く、この頃より書狀に日本と書かれたるにもあるべしとなり、按ずるに、推古天皇の御時、すでに日出處天皇致書日沒處天子といふ書を作りて、隋主に賜ひたる程あれば、天智以前にも日本といふ事はありしなるべし、任那に日本府を置きしも、はやくよりの事なれば、尙更しか思はるるなり、されど、かゝる事は、いづれにてもあるべし○又此の國をば秋津洲といふ云々、日本紀によるに、神武天皇三十一年四

月、天皇諸國を巡幸して、大和の腋上曠間丘に登りて、國のありさまを廻見し給ひて、研哉國之獲矣、雖内木綿之真途國猶蜻蛉之醫帖焉と宣ひたるにより、秋津洲の號ある由を記せり、あさつは、今いふヤンマなり、又神代に秋津といふ號のあるは、何か他の事故によれるか、又は後世の號を前に廻らして名づけたるにもあるべし、さて後の方とすれば、秋津洲の號は、始はかく大和一國近傍の名なりしが、追々に全國に行き渡りて、遂に我國の名となりしなり○細戈千足國こは、國民の勇武あるを稱贊せし名にて、細とは精細緻密なるをいひ、千足とは、數多く不足なきよしの義なり、即ち精良なる戈の多くて、又向ふこと能はざる國民の住む國といはむが如し○磯輪上秀眞國、本居翁の國號考に曰く、磯輪上は、シワノボルと訓ひべし、しわは皺にて、波の事なるべし、ほに續きたるは、波の立ちのぼるさまを穂といへばなるべし、さる故に、シワノボルは、穂の枕辭なり、ホツマは、秀眞の字の意にて、我國のことに秀ですぐれたるを以て名づけたるからんとあり○玉垣内國、國號考にいふ、この名は、神社などの玉牆を造り廻らしたらむ如くに、山の周れる内なる國といふ意なりと、こは主と大和國を指していひしものなるべし○又扶桑國といふ名もあるか云々、扶桑は喬木の名、今も時々地中より發掘せるものにて、扶桑木と稱するものあり、宋の南史に、扶桑在大漢國之東二萬餘里北在中國之東其土多扶桑木故以爲名と見え、三才圖會に、葉似桐初生如笋、國人食之、實如梨而赤、積其皮爲布以爲衣云々とも見ゆ、平田篤胤翁は、大扶桑國考といふを著はされて、扶桑國の我國なる事を述べられたれど、事長ければ擧げず、就きて見るべし○日の出づる所なり云々、こは淮南子に、日出于暘谷浴于咸池拂于

扶桑とあるをいはれたりと見ゆ○さの段も、亦前段につきて、國號の事を論じたるなり、凡内典の説に須彌といふ山あり、此の山を廻りて七の金山あり、其の中間ハ皆香水海なり、金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり、洲ごとに又二の中洲あり、南洲をハ瞻部と云ふ、又閻浮提と云ふ、同じことばの轉なり、是は樹の名なり、南洲の中心に阿耨達と云ふ山あり、山の頂に池有り、阿耨達といへるは即此山あり、外書に崑崙といへるは即此山あり、池の傍に此樹あり、めぐり七由旬、高さ百由旬なり、一由旬とは四十七里也、六尺を一步とす、三百六十歩を一里とす、此里をもつて由旬を計るべし、此樹州の中心にありて最も高し、依て州の名とす、阿耨達山の南ハ大雪山、北は葱嶺なり、葱嶺の北ハ胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りてハ波斯國なり、此の瞻部州は縦横七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中にあり、依りて瞻部の中國とす、地のめぐり又九萬里、震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり、日本は彼土を離れて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中州なりと記されたり、然らば南州と東州との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや、華嚴經に東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるは、今の大倭の金剛山の事なりとぞ、されば、この國は天竺よりも震旦よりも、

東北の大海の中にある別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり、同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならねど、三國の説各異なり、天竺の説には、世の初まりを劫初と云ふ、劫に成、住、壞、空の四あり、各廿の増減あり、一増一減を一小劫と云ふ、二十の増減を一中劫と云ふ、四中劫をアハセ、光音と云ふ天衆空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨を降らす、風輪の上に積りて水輪となる、增長して天上に至れり、又大風ありて沫を吹き立て、空中に擲け置く、即大梵天の宮殿となる、その水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大州、鐵圍山を成す、かくて萬億の世界同時になる、是を成劫と云ふ、此の萬億の世界を三千大世界と云ふ、光音の天衆下生して次第に住す、是を住劫といふ、此住劫の間は二十の増減あるべしとぞ、其初には、人の身、光明遠く照して飛行自在なり、歡喜を以て食とす、男女の相なし、後に地より甘泉涌出す、味酥蜜の如し、或は地味ともいふ、是をなめて味着を生ず、仍りて神通を失ひ、光明も消えて、世界大に暗くなりぬ、衆生の報しかくしめければ、黑風海を吹て日月二輪を漂出さず、須彌の半腹におきて、四天下を照さしむ、是より始て晝夜晦朔春秋あり、地味に耽りしより顔色かじけ衰へき、地味又うせて林藤と云ふ物あり、或は地皮ともいふ、衆生又食とぞ、林藤又うせて自然の秬稻有り、諸の美代を備へたり、朝にかれば夕に熟



す、此稻米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ、此の故に始めて二道あり、男女の相各別にして、終に姪欲のわざをなす、夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき、光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる、其後稗稻生せず、衆生愁へ嘆きて各境を分ち地田に種を施し植ゑて食とす、他人の田種をさへ奪ひ盗む者出來て、互に打ち争ふ、是を決する人なかりしかば、衆共に計らひて一人の平等王を立つ、名づけて刹帝利と云ふ、田主と云ふ心也其初の王を民主王と號しき、十善の正法を行ひて、國を治めしめば、人民是を敬愛す、閻浮提の天下豊樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし、壽命も極めて久しく無量歳なりき、民主の子孫相續して、久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて、八萬四千歳に至る、身の長八丈なり、其間に王ありて、轉輪の果報を具足せり、先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す、王出で給ふ事あれば、此の輪轉して行く、諸の小王皆迎へて拜す、敢て違ふ者なし、即四大州に主たり、又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり、此の七寶成就するを金輪王と名づく、次に銀銅鐵の輪轉王あり、福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり、壽命も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり、百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給

ふ、或は百歳の時共云ふ、是より先に三佛出給ひき、十歳に至らんころはひに、三災と云ふ事有るべし、人種殆ど盡きて唯一萬人を餘す、其の人善を行ひて、又壽命も増し、果報も進みて、二萬歳に至らん時、鐵輪王出で南一州を領すべし、四萬歳の時、銅輪王出で東南二州を領す、六萬歳の時、銀輪王出で東西南三州を領し、八萬四千歳の時、金輪王出で四天下を統領す、其の報上にいへるが如し、彼の時、又減に向ひて彌勒佛出で給ふべし、八萬歳の時とも云ふ此の後十八ヶの減増有るべし、かくて大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ、三千大千世界同時に滅盡する是を壞劫といふ、かくて世界虚空黒穴の如くなる、是を空劫と云ふ、あくの如くする事七ヶの大劫を経て、大水災あり、此度は第二禪まで壞す、七々の火災、七々の水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す、是を大の三災といふなり、第四禪以上には内外の過患ある事なし、此の四禪の中に五天あり、四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿有り、大自在天とも云ふ色界の最頂に居して大千世界を統領す、其の天の廣さ彼の世界に亘れり、下天も廣狭に不同あり、初禪の梵宮は、一此の上に無色界の天有り、又四地を分てりといへり、是等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば、退没すべしと

見たり。

○これより佛説にいふ世界の成立、天地開闢説を擧げて、我が國史の傳ふる所と比較せられ、我が國の尊きよしを知らしめられたり○凡内典の説に須彌といふ山あり 佛書を内典といふ、こは僧侶は、己の方を親むにより、佛書なるとならぬにより内外を分てるなり、須彌は、世界中第一の高山として傳ふるもの、大般若經音義に曰く、蘇迷盧山、梵語寶山名、或云須彌山、或云須樓山、皆是梵音聲轉不正也、正梵音云蘇迷盧と見えたり、釋譯名義集によるに、この山は、四天下の中心、大海の中に在りて、金輪の上に據り、日月の廻泊する所、諸天の遊舎する所、めぐりに七山七海あり、唐にては妙高と譯せり、ろは七寶の成れる故に妙といひ、七金山の上に登えたる故に高といふなりと云、其の高さは、大概三百三十六萬里にして、縦横もまた同じ程なりと見えたり、委しくは本書を考ふべし○七の金山 一は雙持山、二は持輪山、三は榕木山、四は善見山、五は馬耳山、六は障礙山、七は持地山なり、金山といふ故は、山皆金色の光明あるを以てなり、かくてこの山は、七重に須彌山の外を環繞してありといふ○この海中に四大洲あり 四大洲、又は四洲とも四大部洲ともいふ、東は弗于逮(又は弗菩提)南は閻浮提(又は瞻部州)西は瞿耶尼、北は憍單越(又は俱盧州)と名づく○南洲をば瞻部といふこれは樹の名なり云々 大論に曰く、閻浮、樹名、其林茂盛、其樹於林中最大、堤名爲洲、此洲上有此樹林、と見えたり○山の頂に池あり 西域記によるに、瞻部洲の中央の地に、阿那婆答多池といふあり(唐には無熱惱と譯すべし、阿耨達といふは誤なりと云) 其の位置は、香山の南大雪山の北に當り、周廻八百里、其の岸には、金

銀銅鐵琉璃等ありて、金沙わたりに充滿し、清波鏡の如くなりとぞ○外書に崑崙山といへるは、即此山なり 外書とは、佛書を内典といふに對し、その外の書をいへり、崑崙山は、黃河の源となり、縦の廣さ萬里、高さ萬一千里、青河白河赤河黑河ありて、其の城を環りて、碧海の中に流れ出づ、上に九層の嶺ありし、山海經に見えたり○一由旬とは四十里也云々 大論によるに、由旬にも三の區別ありて、大は八十里、中は六十里、下は四十里なり、かく差別ある故は、中邊の山川同じからざるにより、行程にも亦不同を生ずるによれりとなり○大雪山 三才圖會に、黃河の源の内、朶甘思の東北に大雪山あり、山腹より頂に至るまで積雪常に消えず、その山最も高しとあり、これなるべし○北は葱嶺なり 西域記によるに、この山、南は大雪山に接し、北は熱海千泉に至り、西は活國に至り、東は烏鐵國に至るまで、東西南北各數千里、其の山嶽の峻しきこといふばかりなし、寒風勁烈にして多く葱を吐だす、故に葱嶺といふ、又山崖の葱翠なるを以て名づくともいふと見えたり○五天竺 西域記によるに、天竺の稱種々の異議ありて確ならず、もと身毒といひ、或は賢豆といひたれど、正しくは印度といふべし、印度は唐譯して月といふ、月に名多けれど、こはうの一稱を取れるあり、まことに其の土聖賢相繼ぎ、凡人を導き物を御すること、月の下土を照臨するが如し、故にかく名づけたるなりと説きたり、五天竺といひ、中央と四方とに分れたればいへるなり○震旦 今の支那國なれど、名の起りは諸説區々なり、華嚴經音義には、思惟といふ義にて、支那人の思慮工夫の妙なるにより名づけたるなりと説き、名義集には、崑河以東を震旦といふ、その意は震は東方なり、日の始めて出でて耀く方なるを以て名づけたるといひ、

或は阿耨達池より發する徒多河の流入る國なるにより、シタといひしが、轉じて眞丹とも、震旦とも、支那ともなりしならんといふ○波斯國 古は、ハシ又はハルシヤと呼べり、西域記には、印度の路次にして、周敷万里といひ、三才圖會には、人身黒く、金花布を以て身を被ひ、城郭なし、王は虎の皮を身につけ、出づる時は、軟兜に乗り、或は象に乗る、其の地は異寶の物を産すと書せり、これらにて古昔の風を悟るべし○南都の護命僧正北嶺の傳教大師は云々 南都は奈良にて、護命は奈良元興寺の僧なりしかばかくいひ、北嶺は比叡山にて、傳教は延暦寺の僧なりしを以てかくいへり、共に嵯峨天皇時代の人なり○金剛山といふとあるは云々 彼の名高き大和河内の境なる金剛山なり、この説疑はしき事にはあれど、當山は金峰山と同じく金山にして、金剛砂も亦出づとの傳へあれば、古くよりかゝる説をなせるなるべし○東北の大海の中にある別州にして云々 實にこの説の如し、もし前段より述べられし説のみなる時は、我が國は天竺なごに附屬したらん如くにも見ゆれば、更にかく斷はられたるなるべし、又儒者の、ともすれば我が國を支那の支配下にあるが如くいふと同じく、佛家も我が國の天竺に屬せらんやうにいふを惡みて、かく書されたるものなるべし○天竺の説には世の始まりを却初といふ これより我國天竺支那三國の開闢説を擧げて、我が國傳説の特に正しきよしを知らせたるなり、却は世といふと同じ、却初は世の初なり○劫に成住壞空の四あり云々 劫の事は、種々の佛書に見えたれど、水鏡に見えたるもの、世人に解し易げなれば、こゝに擧ぐべし、水鏡に曰はく、まづ劫の有様を申して、世の成行くさまは、かくぞかしと知らせ奉らむ、人の命の八万歳ありしが、百年といふに一年の命の約まりく

して、十歳にたるを、一の小劫とは申すあり、さて十歳より又百年に一年の命をそへて八萬歳にありぬ、これをも一の小劫と申す、この二の小劫を合せて、一の中劫とは申すなり、さて世のはじまる時をば、成劫と申して、この中劫と申しつるはごを、二十過すあり、其の初の一劫の程は、一切世の中なくて、空の如くにてありしに、山河なごいできて、かく世間の出でくるあり、今十九劫には、極光淨といふ天より、ひとり天人生れて、大梵王とある、其の後次第にやうく下様の者生れて、次に人生れ、餓鬼畜生いできて、はてに地獄はいでくるなり、かくて成劫廿劫はさまりぬ、世間も有様も成り定まるによりて、成劫とは申すなり、次に住劫と申して、又二十の中劫の程を過すなり、但はじめの一劫の、命次第に劣りのみして増ることなし、されば住劫のはじめの人の命は、八萬歳にはあらで、無量歳にて、それより十歳まであるあり、されども程の經ることは、一の中劫の程なり、さて第二の劫より十九の劫まで、先に申しつるやうに、八萬歳より十歳になり、十歳より八萬歳になり、劫ごとにかく侍るあり、さて第二十の劫は、十歳より八萬歳まで増ることのみありて劣ることなし、これも過ぐる程は一の中劫なり、これ天より地獄まで成劫はいできて、のほりて、有情のあるほごなり、さて住劫とは申すなり、次に壞劫と申してこの程又二十の中劫のはごなり、初の十九劫には、地獄よりはじめて有情みなうせぬ、この失すと申すは、何處ともなく失せぬるにはあらで、然るべくして天上へ生るゝなり、但地獄の業なほつきの衆生をば、異三千界の地獄へ暫しうつしやるなり、かくて第二十の劫に、火いできてしも、風輪とて風吹きはりたる所の上より、梵天まで山河も何もなく燒け失せぬ、かく破れぬれば

壞劫とは申すなり、次に空劫と申して、又二十の中劫の程を、世の中にもなくて、大空の如くにて過ぐるなり、空しければ空劫とは申すなり、この成住壞空の四劫を経る程は、八十の中劫を過しつるぞかし、これを一の大劫とは申すなり、かくて終りてははじまり、始りては終りして、いつぞ限りといふことなき、かくの如くして、水火風空などあるべし、事長ければ申さず、この住劫と申しつるに、佛は世にいで給ふなり、うの中に人の命まさりさまになるをりは、樂み奢れる心のみありて、教にかなふまじければいで給はず、命やうくおちつかたに物のあはれをもしり、教事にもかなひぬべき程を見計らひて出で給ふあり、云々とあり、なほ本文にいふ所と、較べ見て、其の概畧を知るべし○光音といふ天衆空中に金色の雲を起し梵天に遍布す云々 光音云々は、廿八天の中に、光明を以て語音となす天あり、其處の天人なるべし、金色の雲を空中に滿たしめたりとなり○即大梵天の宮殿となる 佛書に謂はゆる、廿八の第一なる梵天王の宮殿なり、この王は、娑婆世界の主にして、尸棄大梵といひ、大千世界を治む、威儀備はりて智徳圓滿なりといふ○欲界の諸宮殿乃至須彌山云々 欲界は、天台四教儀に、廿八天の中に欲界六天ありとあるこれあり、其處は四天王忉利天などの住せるなり、その他は上にいへり○三千大千世界 釋迦佛所化の世界をいふ、長阿含經の説に、四州の地心は須彌山なり、此の山に八山あり外を遶る、大鐵圍山あり周廻を圍繞す、並に一度日月晝夜に回轉して四天下を照すを一國土と名づく、かくて一千の國土を積みて、小千世界と名づけ、千箇の小界を積みて中千世界と名づけ、一千の中世界を積みて大千世界と名づく、三たび千を積むを以て三千大千世界とは名づくるなりとあり、委しく

は本書を見よ○此の住劫の間に二十の増減あるべしと云々 上に引ける水鏡を見て、うの増減のさまを知るべし○味酥蜜の如し 酥は牛羊の乳をいふ、味の甘きよしなり、地味といふは、地中より出でたる食物なれば名づけしなり○味着 着は執着することなり、地味に執着する心を生じたるをいふ○衆生の報しからしめければ 衆生の愆心を生じたる返報にて、世界暗くなりしによりて、日月の光出でたるなり○林蔭 これも、地味の類、やく成熟したるものなりと云○秬稻 糯米の類なり○身に殘穢出來ぬ 殘穢とは、男女の陰處をいふ○光音の諸天後に下生する者云々 光音天の下界に生出づる者は、これより女人の腹にやどりて、生るゝに至れりとなり○名づけて刹帝利といふ 譯して田主といふ、世間大地の主たり、後には天竺四姓の一となり○十善の正法を行ひて云々 十善とは不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ、民主王よくこれを守り行ひしかば、民心を得たり○閻浮提の天下云々 閻浮提は南瞻部洲なり○此の七寶成就するを云々 普通にいふ七寶は、金、銀、琉璃、車渠、馬瑙、頗梨、眞珠(これにも種々の説あれど)あり、ここにいふは同じからず、混すべからず○釋迦佛 悉達太子なり、釋迦は太子の氏にして、天竺五姓の一なり、長阿含經によるに、昔一の轉輪王ありしが、次妃の言を聽きて四の太子を擯けぬ、太子雪山の北に至りて、自ら城を築きて居りたりしに、諸人その徳を慕ひ來て、數年を経ざるに、一強國をなしき、文王悔いて使を遣はし四子を召ししかば、邊を辭して遂に還らず、文王三度歎じて、我子は釋迦なるかなといひしより氏となれりとぞ、釋迦譯して能仁といふ、これ即悉達の祖なり○三佛出で給ひき 毗婆尸佛、尸棄佛

毗舍浮佛これなり○小三災 火水風の災をいふ、後に大災あれば、それに對して小とはいへるなり  
○彌勒佛 正しくは彌勒といふべし、南天竺婆羅門の子にして、國人を慈育せり、彌勒譯して慈氏  
といふ○色界の初禪梵天まで焼けぬ 佛説にいふ廿八天の内、色界の初、初禪に三天ありて、一  
を梵乘八二を梵輔天三と大梵天といふ、然らば梵天とは、この初禪の三天を指せるなるべし○第  
二禪まで壞す これまた廿八天の内なり、廿八天の内色界十八天は初禪に、三天、二禪三禪に各  
三天、四禪に九天あり、後に見ゆる三禪四禪といふはこれなり○證果の聖者の住所なり よく戒  
律を具足し、佛果を證して疑なき者の住所なりとの意○摩醯首羅天王の宮殿あり 譯して大自在、  
又は威靈といふ、三目八臂白牛に騎り、白拂を執して大威力あり、菩薩の住處に居りて、よく大  
千世界雨滴の數を知り、その世界を統攝し、色界中の獨尊王なるよし佛書に見ゆ○無色界の天あ  
り云々 ことに四地とあるは、無色界中の四天をいふか、然らば空處天、識處天、無所有處天、非  
想非々想處天を指すなり○業力に際限ありて云々 前世の幸福に際限あるを以て、その應報無く  
あり果つれば、世も滅ぶべしとあり○以上は佛説の大概をあげたるなり、

震旦は、殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥ならず、儒書には、  
伏羲氏といふ王よりあなたをはいはず、但、異書の説に、渾沌未分の形、天地人の  
始をいへるは、神代の起に相似たり、或は又盤古といふ王あり、日は日月と成り、  
髪は草木と成れりといへる事もあり、それより下つた天皇、地皇、人皇、五龍等

の諸の氏打續きて多くの王あり、其間數萬歳を経たりと云ふ、我朝の始めは天  
神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや、されど  
も、是は、天祖より以來繼體違はずして、唯一種まします事、天竺にもその類なし、  
彼の國の初の民主王も、衆の爲に撰び立てられしより相續せり、又世くだりて  
は、その種姓も、多く亡ぼされて、勢力あれば下劣の種も國主と成り、剩へ五天竺  
を統領せる族も有りき、震旦、又殊更みだりがはしき國なり、昔世なすほに道正  
しありし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし、亂世に  
なるまことに、力を以て國を争ふ、かゝれば民間より出で、位に居たるも有り、我  
狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣として、其の君をしのぎ、終に讓  
を得たるも有り、伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しき  
云ふに足らざるものをや、唯我國のみ天地開けし始より、今の世の今日に至る  
まで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自傍より傳へ給ひし  
す、猶正に歸る道ありて、たまたましくける、これしかしながら、神明の御  
誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり、抑、神道の事は、たやそく顯さず  
と云ふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端とも成ぬ、その弊を

救はんために、聊の勅し侍り、神代より正理にて受け傳へる謂を宣へん事を志して、常にきてゆるる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

○これよりは支那の事をいへり○震旦は殊に書契と事とする國あれと云々 書契は、書籍文字なり、契とは、古、木を刻みてその側に書したるをいふ○伏羲氏といふ王よりあなたをばいはず 伏羲は三皇の一人、又は庖犧ともいふ、蛇身人首にして始めて八卦を畫し、書契を造りて、結繩の政に代へたるなど、その功少からず、普通の歴史には、この王以前の事は記載せずとなり○但異書の説に渾沌未分の形天地人の始をいへるは神代の起に相似たり 之に異書と指されたるは、いづれの書をいふれたるにか、三五曆記には、天地混沌如雞蛋、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢、精爲天陰濁爲地、盤古在其中、一日九變神於天、聖於地、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此萬八千歲、天數極高、地數極深、盤古極長、後乃有三皇と見ゆ、初句日本紀の文とは同じければ、かくいはれたるなり○或は又盤古といふ王ありて云々 此は述異記に、昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木とあると、盤古之君龍首蛇身、嘘爲風雨、吹爲雷電、開目爲晝閉目爲夜、死後左目爲日右目爲月、骨節爲山林、毛髮爲草木云々とあるなどを指して、いはれたるものとす思はる、○天皇地皇人皇五龍等の氏、打續き多くの王あり云々 天皇氏は、木徳の王、兄弟十二人、立ちて各一萬八千歲ありき、地皇氏は、火徳の王、姓十一人にして、亦各萬八千歲、人皇氏兄弟九人、分ちて九州に長たらしめぬ、凡一百五十世、合せて四萬五千六百年ありき、次に五龍氏ありて、兄弟五人、並に龍に乗りて上下せしかば、五龍氏といひき、其の後、

なほ饒人氏、大庭氏、栢皇氏、中央氏、卷須氏、栗陸氏、羅連氏、蘇我氏、尊盧氏など、甚だ多ければ、かくいはれたるなり○天神の種を受けて云々 高天原の天祖の御系統を受継ぎ給ひて、國土を經營し給ひし事をいふ○繼體違はずして唯一種まします事云々 御位の繼承正しく、たゞ一系にまします事は、天竺にも似たることなしとあり、豈にこれ獨り天竺のみあらんや、世界各國多しと雖も、かくばかり正しきはなし、實に無比の國体といふべし○勢力あれば下劣の種も國主となり云々 國主とは小き一國の君をいふ、種姓卑き者にても、勢によりては一國の王となり、はては天竺全体に君たるに至るものもありきとあり○賢を選びて授くる事ありしにより云々 彼の五帝の内、堯の子丹朱不肖なりしかば、位を舜に授け、舜の子商亦不肖なりしにより、禹を天子としたるをいふ○民間より出で云々 漢の高祖の類をいふ○戎狄より興りて云々 元の世祖の類○或は累世の臣として云々 西晋の司馬炎の類なり○天子の氏姓をかへたる事云々 此は周の秦となり、漢とかはる類をいへるなり○日嗣 日の神天照大御神の御世嗣をいふが本にて、天皇の御位を指しても申し奉るなり○一種姓の中にねきても自ら傍より傳へ給ひしすら體正に歸る道ありてぞたもちましますける 此れ、本書全部に通じての著者の精神なれば、その意して見るべし、わが皇統は、もとより萬世一系にましますも、天皇の大御心大御業などにより、時に皇嗣のねはせぬ事なきにしもあらず、さる時は、傍系の皇子入りて大統を繼ぎ給ふ、されども久しきを經るうちには、いつしかまた正しき御系統に復して、國土に君臨し給ふといふ意なり、なほ後段を参照すべし○これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり

ふと思へば偶然なるが如くなれども、これ全く、神々の御誓約明にして確するにによるものにて、我が國の他國に異なるべき理由も、亦ここに存するものぞとなり、神明の御誓とは、天壤無窮の詔を申すあり、あらたは新の意にして、古と更にかはらぬといふ○抑神道の事はたやすく顯はさずといふ事あれど云々の弊を救はんために聊か勸し侍り、神道とは、神の行ひ給へる事柄といふ、神道は畏多く秘密に屬する事多ければ、容易には述べべからずとは、昔よりいへど、その根本の事を知らざれば、正邪を別ち難し、故にその惡弊を匡正せんとて、いさゝか書記する所なりとの意○神代より正理にて云々、神代より今日に至るまで、正しき道理のまゝに、皇統の傳はり給へるゆゑよしといはんと思ふなれば、通常知れ渡りたる事は啓せるもありとなり、さこゆるとは、世に聞か知れたるをいふ○されば神皇正統記とや名づけ侍るべき、右の如く、神代より人皇の今日まで、正理にて受け傳へ給へる皇統の事をしるせる書なれば、神皇正統記と題せんと思ふとなり、侍るべきといへるは、この書を讀む人に對し教ひていへるあり、さてこの表題もこれにて意義明かなるべし。

夫天地未分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如く、くぐもりて牙をふくめりき、これ陰陽の元初未分の一氣也、その氣始めて分れて清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつぐきて地となる、その中より一物出でたり、狀葦牙の如し、即化して神となりぬ、國の常立の尊と申す、又は天の御中

主の神とも號し奉る、此の神に木火土金水の五行の徳まします、先水徳の神に顯れ給ふを國狹槌の尊と云ふ、次に火徳の神を豐斟淳の尊と云ふ、天の道獨なを、故に純男にてます、純男といへども其相ありども定めがたし次に木徳の神を塗土煮の尊、沙土煮の尊と云ふ、次に金徳の神を大戸之道の尊、大苦邊の尊と云ふ、次に土徳の神を面足の尊、惶根の尊と云ふ、天地の道相交りて各陰陽の形あり、然れどその振舞なしといへり、此の諸神、實には國常立の一神にましますなるべし、五行の徳各神と顯れ給ふ、是を六代とも數ふるなり、二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや、次に化生し給へる神を、伊弉諾の尊、伊弉冊の尊と申す、是は正しく陽陰の二に分れて造化の元となり給ふ、上の五行は、猶ひとつづくの徳なり、此の五徳を合せて萬物を生ずる始めとす、

○これより天地の初をいへるなり○夫天地未分れざりし時云々、芽を含めりき、渾沌は、物の雜りて分明ならぬ事、くぐもりては、内に物を含みたる如くなるあり、されば、これ雞の子の如き物ありて、雜然たる圓き形をなせるが中に、物を含みて、外に顯はれ出づべき勢ありきとなり○これ陰陽の元初未分の一氣也、この物實に天地となるべきはじめの物にて、いまだ分れざりしはどの氣なり○其氣始めて分れて云々、狀葦牙の如し、葦牙とは、葦の出で初むる頃の狀をいふ○

國の常立の尊と申す又は天の御中主の神とも號し奉る。この説は誤なり、國常立尊は、この國に  
 なり出で給へりしによりて、其の御名もかく負ひ給ひ、天の御中主神は、高天原になり出で給ひ  
 たればこそ、又しか名づけ申ししなれ、かく區別あるを一柱の神となす、強ひ言といふべし、  
 又葦芽の如くある物より、國常立神の直に出來給へるといふもいかゞあるべき、こは古事記の如  
 く、甘美葦芽彦治神のなりいて給へりといふ方、然るべく覺ゆ○此の神に木火土金水の五行の徳  
 まします。この説は、古くよう俗神道家の唱ふる所なれど、正しき事にはあらず、わか古典には、  
 五行なごを尊ぶことなし、これ中古漢學をぞの入り來りしより、彼此を混淆して、かゝる説を設  
 けたるものなり○天の道獨なす故に純男にてます。この時は、天地の道相交らず、たゞ天の道の  
 みにて成り出で給ひし故に、男女の神にはあらずして、たゞ男にのみましますとの意、注に其の  
 相とあるは、男子の形体をいふ○天地の道相交りて云々。墜土煮尊より以下は、天地の氣を受け  
 給ひ去故に、男女相並びて、なり出で給ひて、其の區別あり、されどいまは夫婦とはなり給ふこ  
 となしとなり○二世三世の次第を立つべきにはあらずるにや。後の御世の如く、明かに父子の關  
 係ましまししにもあらずれば、世といひて別つべきにもあらずるが如きとなり○伊弉諾尊伊弉冊  
 尊。この二神は始めて夫婦の道を行ひ給ひ、互に誘ひあひて國土を經營し給ひしかば、かゝる御  
 名を負ひ給ひしかり○造化の元となり給ふ。人類を始め、山川草木の根源となり給へるをいふ○  
 此五徳を合せて萬物を生ずる始とす。この二神は、前の神々の五行の徳を合せ持ちまして、萬物  
 を化生する元をなし給へりといふ意あり、

こゝに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉冊の二神に勅して宜はく、豐葦原の千五百  
 秋の瑞穂の地あり、汝往きてしらすべしとて、即天の瓊矛を授け給ふ、此の矛、又は  
 も天の魔返戈、天の逆戈と二神此矛を授かりて、天の浮橋の上れたとすみて、矛をさし下して、  
 ろき探り給ひしは、滄海のみ有りき、うの矛の鋒より滴り落つる潮、こりて一  
 の島となる、是を磯馭廬島と云ふ、この名に付きて秘説あり、神代梵語に通へる  
 か、その所も明かに知る人なし、大日本の國寶山なりと云ふ、あり、口傳二神この島に  
 降り居て、即國の中の柱をたて、八尋の殿を化作て共に住み給ふ、さて陰陽和合  
 して夫婦の道あり、この矛は傳へて天孫從へ天降り給へりとも云ふ、又垂仁天  
 皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮  
 所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守り置  
 ける處を示し申しとに、彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき、大倭姫命悅  
 びて、その所を定めて神宮を立らる、寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきと  
 も云ふ、又瀧祭の神と申すは龍神なり、その神あづかりて地中に納めたりとも  
 云ふ、一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます、此の神の預り給へる也、仍  
 て天柱國柱といふ御名ありとも云ふ、昔磯馭廬島に持ち下り給ひし事は明か



なり、世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし、天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし、さし離れて五十鈴の河上に有りけんもおぼつかなし、但天孫も玉矛はみづからしたかへ給ふと云ふ事みえたり、古語拾遺の説なり、然れど矛も大汝オホニヒの神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし、寶山に留りて不動のしることなりけむ事や正説なるべからむ、龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも深秘の心あるべきにや、凡神書にさまざまの異説あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は、末學の輩偏に信用し難かるべし、彼の書の中猶一決せざる事多し、況や異書におきては正とすべからざる歟、

○こゝに天祖國常立尊云々 國常立尊を天祖といふは非なるよしすでにいへり、こゝは古事記の如く、たゞ天神とあるを正しとすべし○汝往きてしらすべし しらすは、後世にていへば、治むる事なり、我が國を統御せよとの詔なり○即天の瓊矛を授け給ふ 瓊は玉なり、玉を以て飾りたる矛あるを以てかくはいへり、注に逆戈とあるは、祭え戈の義、魔返才とは、邪神を退くる戈といふ義なるべし○天の浮橋 前に磐船とありしも同じ類にて、神々の乗らせ給へる船の類なり○これを磯取盧島といふ 瓊矛の鋒より滴る潮、自から凝固りて一島をなしたれば、おのづから凝

るといふ義にて、かく名づけたるなり、日本紀私記に、今見在淡路島西南角小島是也云、俗猶存其名也と見えたり、この島二箇所にあれど、三原郡からぬ方正しといふ○この名につきて秘説あり云々 すべて秘説といふに正しさものは稀なり、おのころ島につきても亦然り、ことに島名を梵語に通じたるものとするなどは、甚だ濫なり、寶山などいふも、佛家の造説なることいふまでもなし ○即國の中の柱をたて八尋の殿を化作てて共に住み給ふ 國の中の柱は、古事記には、國の御柱とあり、國の中央ある柱を起し立て給ひ、それによりて大きな殿舎を作り建て、相共に居住し給ひたるをいふ、八尋は、彌尋といふ義にて、大なる間の御殿なり○さて陰陽和合して夫婦の道あり 此は二神互に和らぎ給ひて、始めて夫婦の契をさし給へるよしなり○この矛は傳へて天孫云々 天孫とは、瓊々杵尊を申す、瓊矛を傳へ給へりといふは、確かならぬ説なり○又垂仁天皇の御宇に云々伊勢の國に宮所を求め給ひし時 御宇は、天下を治むといふ事より轉じて御代といふ意に用ふ、大倭姫は垂仁天皇の皇女なり、さてこの事は、其の天皇の廿五年の事なれば、委しくはその條にいふべし○太田命といふ神参りあひて云々彼の天逆戈五十の金鈴天宮の圖形ありき これも確ならぬ説なり、太田命は、猿田彦神の子孫なり、五十鈴は、伊勢度會郡に属すること誰も知れるが如し、逆矛は、こゝの瓊矛、天宮の圖形は、高天原なる天照大御神の宮殿の繪圖をいふ、これらの物はやくより、この地にありて、太田命の守護せられしよしにいひなしたるなり、こゝに五十の金鈴といふは、川の名をいすといふより、思付きて取けたる説にて、いすいは、篠スガといふ草にて、この草多き地なりし故、この名ありしなれば、鈴ありしによれるに

はあらず○その所を定めて神宮を立てらる 伊勢の大神宮即内宮なり○又瀧祭神と申すハ龍神なり云々 此はたい石壇のみにて、別に神殿はましまさぬよし、地中に納むといふはいかゞあらん ○一には大倭の龍田神は云々仍て天柱國柱といふ御名ありともいふ 龍田神の大和國平群郡にましまして、天御柱國御柱命といふ事はたしかなれど、瀧祭神と御同神といふは附會の説なり、此は瀧祭神を龍神といふにつき、龍田も龍の字の附くより、思附きしものか、されど龍田は風神なれば、その妄説なること明なるべし、まして天御柱國御柱といふは、風は天地の間に磅礴する物なるにより、名付け奉りしにて、戈によれるにはあらざるをや、返すくも強言といふべし○昔云々さし離れて五十鈴の河上にありけんもればつかなし まことにこの説の如し、おぼつかなしは確ならぬをいふ○但天孫も玉矛はみづからしたがへ給ふといふ事みねたり 此は、古語拾遺に、即以入咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫 永爲天璽 矛玉自從とあるによりて書されたり、されども、この矛は、平國矛にして、大倭神社ある八千矛神の御神體となれるものにして、璽矛にはあらず、玉も同神社の大國魂神の御神體となれるものなり、自從はおのづから従ふにて、特に賜はりたるには無く、自然の如くに附添ひたりとの意なること、先哲の説の如し○然れども矛も大汝神の奉らるる國を平げし矛もあればいづれといふ事を知りがたし 古語拾遺によるに、鹿島香取神、この國を平定し給ひし後、大己貴神平國矛を二神に授けて日はれけるは、吾この矛を以て天下を治めたり、天孫もしこの矛を用ひ給ひなば、必ず平安にましますべしとて、國を避け給ひたりとあり、本文にいふ所はこれなり○寶山に留りて不動のしるしとなりけむ事や正説なるべ

からむ云々 寶山は、大和平群郡に寶山寺といふありて、役小角の修行せま地なるよしなれば、其處をいふならむ、不動のしるしとは、大御世の常なる兆となれるよしなるべし、龍田も同じ平群郡の内なれば、寶山に近しいなるなり、按ずるにこの説も亦信じ難し○凡神書にさまざまの異説あり 上古は、人々口々に相傳へたりしかば、其の人によりて傳ふる所同じからず、これを書に載するに及びて、後人又種々の説をなす、かつハ事の奇怪なるより、異説極めて多きなり○日本紀舊事本紀古語拾遺等に載せざらん事は云々 日本紀は、三十卷あり、元正天皇の御時、舍人親王等の勅を奉して撰録せられし書、神代より持統天皇までの國史あり、舊事本紀は、十卷、神代より推古天皇にいたるまでの事を書せり、聖德太子、蘇我馬子の、勅を奉じて撰せざるを、今傳はるものは、後人の古傳を取合せて偽作せしものなり、古語拾遺は、平城天皇の大同二年、齋部廣成、古道の衰へしを歎きて上奏せし書なり、神代以後の事蹟を大略に記したり、これらの書は、古より正しく事實を傳へたる者あれば、初學の者といへども信用すべしとなり、此は正しき論なるが、舊事紀のみは、全くは信用し難き、又この他にも、古事記は、元明天皇の和銅年中に、太安磨の勅を奉じて撰録せし書にて、頗る正しきものなり、末學は後學といふに同じ○彼の書の中云々 上の三部の書すら、なほ確に定め難き説あり、されば正しからぬ他書の説は、猥りに信ずまじきものなりといふ意なり、

かくて、此二神相計らひて八の島をうみ給ふ、先淡路の洲を生みます、淡道の穂之狹別と云ふ、次に伊與の二名の洲を生みます、一身に四面あり、一を愛上比賣

と云ふ、是は伊與なり、二を飯依比古と云ふ、是は讃岐なり、三を大宜都比賣といふ、是は阿波なり、四を速依別といふ、これは土佐なり、次に筑紫の洲を生みます、又一身に四面あり、一を白日別といふ、是は筑紫なり、後に筑前、筑後と云ふ、二を豊日別と云ふ、是は豊國なり、後に豊前、豊後と云ふ、三を速日別といふ、是は肥の國なり、後に肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云ふ、これは日向なり、後に日向、大隅、薩摩と云ふ、筑紫、豊國、肥國、日向などいへるも、二神の御代のはじめの名にはあらざるか、次に壹岐の洲を生みます、天比登都柱といふ、次に對馬の洲を生みます、天の狹手依比賣と云ふ、次に隱岐の洲を生みます、天忍許呂別と云ふ、次に佐渡の洲を生みます、建日別と云ふ、次に大日本豊秋津洲を生みます、天御虚空豊秋根別と云ふ、總て是を大八洲と云ふなり、この外あまたの島を生み給ふ、後に海山の神、木のおや、草のおやまで悉く生みましてけり、何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるら、はた洲山を生み給ふに神のあらはれましけるら、神世のわざなれば誠に測り難し、

○此の二神云々 伊邪那岐伊邪那美の二神なり○淡路の洲淡路の穗之敷別 此は今の四國の邊の淡路にして、後に擧げたるは、其の古名なり○伊與の二名の洲 此は今の四國なり○一身に

四面あり 人の身の一躰にして、四つの顔面あるが如くに、別れたるをいふ○四を速依別といふ 古事記には建依別とあり○次に筑紫の洲を生みます 此は今の九州なり○大日本豊秋津洲 此はすでにいへる如く、長門より陸奥の果までの總名なり○これを大八洲といふなり 以上に見えたる淡路、四國、九州、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、本洲、最初に出で來しものされば、これを特に大八島といひしかり○この外あまたの島を生み給ふ 古事記日本紀等によるに、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等といふ○後に海山の神木のおや、草のおやまで悉く生みましてけり 海神は大綿津見神、山神は大山津見神、木のおやは久々能知神、草のおやは鹿屋野比賣神、一名を野稚神と申す、これらの神々、皆その所々を掌り給ひしかり○何れも神にませば云々誠に測り難し 實に測り難きことにはあれど、これは後の如く神のあらはれましけるにはあらで、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるをいふなり、

二神又計らひての給はく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり、如何ぞ天の下の君たるものを生まさらむやとて、先づ日神を生みます、此の御子光り麗しくして國の内にてりとはる、二神悦びて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ、此の時天地相去る事遠ららず、天の御柱を以てあげ給ふ、是を大日靈尊と申す、靈の字は靈と通すべきなり、陰氣を靈と云ふとも、いはり、女神にましませば、おのづから相叶ふにや、又は天照大神とも申す、女神にてましますなり、次に月神を生みます、其光日につけり、天にのぼせて、夜の政を授け

給ふ、次に蛭子を生みます、三とせになるまで脚たえず、天の磐椽樟船にのせて、風のまに／＼放ち捨つ、次に素戔嗚尊を生みます、勇みたけく不忍にして、父母の御心に叶はず、根の國にいねとの給ふ、此の三柱は男神にましますを依りて、一女三男と申すなり、総てあらゆる神、皆二神の所生にましますと、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更に此の四神を申し傳へけるにこそ、其の後、火の神、神俱突智を生みまじし時、陰神やうれて神退給ひにき、陽神恨み怒りて、火の神を三段に切る、其の三段各神となる、血のこたよりそといで神となれり、經津主の神、齋主の神とも申、健甕槌の神、武甕槌の神とも申、の祖なり、陽神猶し九ひて黄泉までおはしましてさま／＼の誓ありき、陰神うらみて、此の國の人を一日に千頭ころすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生すべしとの給ひたり、仍りて百姓をば天益人とも云ふ、死するものよりも、生るもの多きなり、陽神あへり給ひて、日向の小戸の橋の樟原と云ふ所にて御祓し給ふ、この時あまたの神化生し給へり、日月神もこゝにて生ま、伊弉諾の尊神功既に終りにければ、天上にのぼり、天祖に報命申して、即天に留まり給ひけるとぞ、或説に伊弉諾伊弉冊は梵語なり、伊舍那天伊舍那后なりともいふ。

○如何す天の下の君たるものを生まざらむや、既に、山川土地を生みたる上は、いかにして世界を統御すべき人主を生まざるべき、必ず生むべしと宜ひたるなり○先づ日神を生みます、その御身、光彩六合に宣りましたれば、日球を支配せられしにより日神といふ、即天照大御神なり○二神悦びて天に送りあげて云々、こは古事記に、此の時伊弉那岐命、甚だ歡喜びて、吾は御子生みて、生みの終に三柱の貴子を得たりと詔ひて、其の御頸珠の玉を振り揺かして、天照大御神に給ひて詔はく、汝命は高天原を知らせと事よとして賜ひきとあるが如し、こゝに高天原とあるは、日球を指せるものなり○此の時天地相去る事遠からず云々、この時代に當りては、天地開闢を去ること僅なりしにより、天地の距離後世の如くならず、故に大神を、天の御柱の上になしませしめて、天上に送りあげ給へりとなり、一説に、天の御柱といふは、眞の柱にはあらずして、風の事をいふともいへり、即ち風にて吹上げしめられしなりといふ○是れを大日靈尊と申す云々、大日靈の、オホヒルメと訓むべし、ヒルは晝にてメは女神の義、又天照大神と申すは、天上にて世界を照らしてまします大神といふ義なり○次に月神を生みます其の光日につけり云々、月神は、御名を月讀命と申す、其の御身の光、日につづきて明かなりしかば、これをも亦天上に上らしめて、月界を治めしめ給ひきとなり、夜の政とは、月は夜見えて照るもの故、夜中の事といふ義にていへるなり○次に蛭子を生みます云々、この御子は、水蛭の如くたく／＼とせし故、蛭子といふ御名あるなり、さてこの御子、三年を経るも歩行協はざりしにより、樟にて造りたる船にのせ、海原に流しやり給ひたるよしなり、されどこの傳は誤にて、この御子の生れしは、古事記の傳の如

く、いまだ大八島國を生み給はざりし始の事とすると正しとす。ことにこの御子は、御子の中に入れずと記したる程にて、決してかく天下の主として生み給ひしにはあらず、従ふことなかれ、さて磐椽樟船とは、樟にて造りたる船にて、岩とはこの船の堅固なるべきを稱したる詞あり、又風のまに／＼は、風の吹くにまかせやるをいふ○次に素盞鳥尊を生みます云々 素盞鳥尊は、勇み健く荒き事を好み給ひし故、かゝる御名を負はれたり、委しき事は、後に見ゆ、不忍とは、通常の場合にて、堪へ忍ばれぬ事、即殘忍なるをいふ○根の國にいねとの給ふ 地底の國に退去せよと、二神の宣へるよしなり、さて根の國とは、大地の根本、下にある國といふ義なり、わが古傳説によるに、太古天地の分れし時、その清き一部は、上に上りて高天原日球とあり、清濁半ばしたるは地球となり、殊に汚濁なるは下りて、この地底につきて一國とされり、これを根の國とも、底の國とも、根の片隅國とも、又は月夜見國とも黄泉國ともいひたりき、されば神代史を繕かん者、まづこの意して見るべきなり○一女三男と申すなり 此は、二神の御子多くあれど、特別に御子は、一女三男にましますよしを稱すとなり○殊更に此の四神を云々 特に、この四神を二神の御子といひ傳へたるなるべしといふ意○其の後火の神軻俱突智を生みます時、陰神やかれて神退給ひにき 軻俱突智は、火の赫くよしの御名あり、この神を生み給ひし時、伊邪那美神御身を火傷して、夜見國に立退り給ひたりとなり○陽神恨み怒りて火の神を三段に切る云々 伊邪那岐神、女神の負傷せるを怒り給ひて、御子ながらも軻具稚神を三つに切り給ひしが、各神となりませるをいふ○血のした／＼う／＼いで神となれり經津主神健甕槌神の祖なり 日本紀によるに、

經津主神の祖は、五百箇磐村の神にましまし、健甕槌神の祖は、甕速日神なれば、かく記されたるなり、した／＼は、乃につきたる血の流れなり、註に齋主神とあるは、この神天孫降臨の時、神々を齋と祭る主となり給ひしによる、櫛取は、今の下總の香取神社、鹿島は、今の常陸の鹿島神社なり○陽神猶もたひて黄泉までおはしまして云々 古事記に、伊邪那岐命、女神に逢はんとて、黄泉國に至り給ひ、御殿にて語り給ひし時、女神に、汝と諸共に造りて國、いまだ造り卒へざれば、還り給へと宣ひしに、疾く來給はざりしにより、妾はすでにこの國の食物を喰ひし故、歸り難し、されども、かく、夫の命の來給ひし事なれば、黄泉神と談りて歸るやち取計らむとて、内に入り給ひしが、久しく出で給はざりき、男神待兼ねて、火を燭して内に入り、其の様を見給ひしに、女神の御身は穢らはしくなり居て、恐しき者ども居りしかば、逃げ出でまししを、女神恥恨みて、後を追ひ、黄泉平坂まで至りて、御夫婦の縁を斷ち給ふなど、種々の事ありき、次に見えたる、此の國の人を千頭殺すべしと宣ひしは、その時の事なりき、御誓とは、これらの事をいふ○千頭千五百頭 たい大凡に、千人、千五百人程といふ事なり、頭といひしは、本書によるに、絞殺すべしと宣ひしかば、頸の縁によりたるなり○天益人 追々に繁殖して行く人といふ義なり○日向の小戸の橋の檜原といふ所にて御被し給ふ この被をし給ひし地は、今の筑前糟屋郡の立花か、早戸郡の青木村かなるべしといふ、さて檜をアヲキと訓みて、青木といふ木と心得たるの誤なり、こはアハギと訓みて、萩の一種、今のソミハギといふ物あるべしとす、御被は、皇灌漑にて、黄泉國にて、種々穢きものに觸れ給ひしかば、そを被はんとて、水を以て御身を洗ひ

給ひしなり○この時あまたの神化生し給へり云々 此の時より出で給ひし神は、道の長乳齒神、  
奥疎神、大禍津日神、直日神、底津綿津見神を始、合せて廿餘柱の神となり、かくて前に見え  
たる日月の神も、こゝにて生れ給へるを正説とす○神功既に終りにければ云々 此は始、命を受  
けて國土を經營し給ひしなるが、その功業すでに成就したれば、其の由を天祖に奏して、高天原  
に留まり給へるといふ○或説に伊弉諾云々 此は、佛説に、伊舍那天云々といふ似寄りたる名の  
あるより、附會したるものにて、前にもいひたる如く、二神の御名は、相共に誘ひ勧めて、國土  
を經營し給ひしより負ひませるにて、梵語とあらざることを明かなり、

地神第一代、大日靈尊、これを天照大神と申せ、又日神とも皇祖とも申せなり、こ  
の神生まれ給ふ事三の説あり、一には伊弉諾伊弉册の尊相計りて、天下の主  
を生まさらんやとて、先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔嗚尊の尊を生  
み給ふといへり、又は、伊弉諾の尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈の尊  
を化生し、右の御手に取りて月弓の尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に、  
素戔嗚尊の尊を生むといへり、又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給  
ひし時、左の御眼を洗ひて、天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀の尊を生じ、  
御鼻を洗ひて素戔嗚尊の尊を生じ給ふといふ、日月神の御名も三あり、化生の

所も三有れば、凡慮計り難し、又おはします所も、一には高天の原と云ひ、二には  
日の小宮と云ひ、三にはわが日本國これなり、八咫の御鏡を執らせましくて、  
われを見るが如くにせよと勅し給ひける事、和光の御誓も顯はれて、殊更に深  
き道有るべければ、三所に勝劣の義をは存すべらざるものなり、爰に素戔嗚  
尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣で、姉の尊  
に見え奉りて、ひたぶるにいなんと申し給ひければ、許しつとの給ふ、仍りて天  
上より昇ります、大海轟ろき山岳なり响えき、この神の性たけきが然らむるに  
なん、天照大神驚きましまして、兵の備をして待ち給ふ、彼尊黒き心なき由を答  
へ給ふ、さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし、誓約の御中より女を生ま  
せは黒き心なるべし、男を生ませは清き心ならむとて、素戔嗚尊の奉られける  
八坂瓊の玉を取り給ひしかば、その玉に感じて男神化生し給ふ、素戔嗚尊悦び  
て、まよやあれうちぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天の忍穗  
耳の尊と申すこれは古語拾遺の説、又の説には、素戔嗚尊、天照大神の御頸に懸け給へる  
御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすゝぎ是をのみ給ひしは、先吾  
勝尊生れます、その後猶四柱の男神生れ給ふ、物ざねは、わが物なればわが子な

りとして、天照大神の御子になし給ふといへり、これは日本紀の一説あり、この吾勝尊をば大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにす給ひしうば腋子と云ふ、今の世に幼き子をわら子と云ふは辭事なり、

○地神第一大日靈尊 天照大御神を地神と申すことはいかゞなり、ろは大神は、この國にてこそなりいで給ひたれ、天神の御子にて、後に高天原にましましたればなり、まして其の御子孫を、天神の御子とも、天孫とも申すにても明かなるべし○一には伊弉諾伊弉册尊云々、これは、すでに上に見えたるが如し○又は伊弉諾尊左の御手に云々、これは、日本紀一書の説なり、されど、なほ第三の説を正しとす○白銅の鏡、或は眞澄鏡とも書す、曇りなき鏡といふ○月弓尊、月夜見尊といふも同じ、眉弱王を眉輪王ともいへるが如し○日向の小戸の川にて、前にいひし、日向の橘の小戸の楳原とある所なり、さて御生れになりし所は、この説を正しとす○日月神の御名も三あり、こは、上の三説中に見えたる、日神、大日靈尊、天照大神、月神、月弓尊、月讀尊とあるを指していはれたるなり、こは其の文字にはかはりあれど、其の意はさまで變りたることのあるにはあらず、たゞいひ傳の異りたるまでの事と知るべし○凡慮計り難し、凡人の思慮にては、彼此と道理を推測し難しとなり○又おはします所も云々、天照大御神の御座所につきていふなり、高天原とは、たゞ廣く天上を指してもいへど、こは太陽界をさまたるなり、日の小宮も、亦太陽界中にある宮殿の名にして、天照大御神の特に遣らせ給ひし所あり○八咫の御鏡を執らせましくて

云々、天照大御神の勳なるが、おは後に委しくいふべし○和光の御誓も顯はれて云々、和光は、老子に、和光同其塵とあるより出でたるにて、尊き神も人々を救はんがために、或は卑しきまを顯はし、凡人おとに交りて、功徳を施し給ふ類をいふあり、されば、こゝも天照大御神の御自身を、八咫鏡になからへて見よと、天孫に詔ひし事は、和光同塵の義あるべければ、前の三説あるも亦これと同じわけにて、或は人々の如く卑しき様子にて、世に顯はれ給ひしわけにもあるべければ、いづれを是いづれを非とは、定め奉るまじき事ありとなり○父母二神にやらはれて根の國に云々、素盞鳥尊は、御親の二神に、この國を遂ひ遣られて、夜見の國に至り給ふに定まれりとなり○ひたふるにいあんを申し給ひければ許しつとの給ふ、こゝの文いささか混乱したり、素盞鳥尊、すでに根國に行き給ふべきに定まりし故、尊父母の二神に請ひて、何とぞ高天原にゆきて、姉尊に辭見し、さて後に根國に行かんといはれたれば、二神は、ろの請を許すと宣ひたりといふ意あり、ひたふるは強ひてなり、是非天照大御神に暇乞して行かんといはれしをいふ○大海といふ山岳あり、山岳云々、その上り給ひし時には、大海も鳴り響き山谷も動揺したりき、こは尊の御性質勇猛にましましし故に、自然どうの勢によりて、右の如くになれるなりといふ意○兵の備をして侍ら給ふ、古事記によるに、素盞鳥尊のかゝる勢にて上り來給ふは、必ず我國を奪はんとし給ふなるべしと、天照大御神は考へ給ひ、自ら男の裝をなして、弓矢を執りて、尊の上り來給ふを待居給へるよしを記せり、されば、隨從の神等も、必ずろの用意ありしならん○彼の尊黒き心なき由を答へ給ふ、かくて尊の昇り來給へる時、大神何故に上り給へるが、悪心を持ち

給ふならんと問ひ給ひしかば、否、決して少かも邪曲ある必ずしと答へ給ひたるをいふ○さらば誓約をきして清きか黒きかを知るべし 誓約とは、古事の疑はしきがある時、或る一事を豫定して、その事の出来ばえによりて、疑はしき事を決定せしをいふ、こゝは次にある如く、成出づる御子の男女によりて、心の正邪を判せられんとせしなり○八坂瓊の玉を取り給ひしかば云々 麗はしく赫く玉を、天照大御神の手に取り給ひしをいふ○まさやあれからぬ かく男子の生れたるを見れば、全く正しきことにてあるなり、然らばわれはこの争に勝ちたるなりとなり○正哉吾勝々速日天の忍穂耳尊、正哉吾勝は、今こゝにて、素戔嗚尊の右の如く申し給ひたる故の御名にて、勝速日は、又素戔嗚尊の勝ちて暴きことをなし給ひしより負はせ奉りし御名、以下はたい尊びたる稱なり○御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて云々 御統の玉とは、古、頸又は手などにて附くるため、多くの玉を緒に貫きて統へ括りたるものをいふ、又天の眞名井は、高天原ある井戸の名なり、ふりすゝぎは、その井水にて振洗ふなり、かみは噛み砕くことなり○四柱の男神生れ給ふ 天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野久須毘命の四神なり○物ざねはわが物されば云々 物ざねとは、其のものの種となるべきものをいふ、こゝの神等の出来給ひしは、天照大御神の御頸玉が本とありし故、それを物ざねといへるなり○めくしとおぼして 愛らしとて御寵愛ありしといふ○常に御脇もとにすゑ給ひしかば云々わか子といふは僻事なり 日常御身の傍を離さず愛し給ひし故、御脇にあるといふ義を以て、吾勝尊をば腋子と申したり、然るを、今世幼兒を稱してわか子といふは、間違ひなりとなり、按ずるに、こゝ古語拾遺に、是以天照大神育吾勝

母、特甚鐘愛常懷腋下稱曰腋子、今俗號稚子調和可古、是其轉語也とあるによりて記されたりと見ゆ、されどこの説は、誤にて、ワキコ、ワカコ共に、幼稚の兒の義にて、今ワカといふを、古はワキといひしものあり、ことに原文は、轉語とあれば、なほ可なるを、こゝには僻事なりとあれ、ことに悪ろし、

あくて素戔嗚尊、猶天上にまじけるが、さまざまの科を犯し給ひき、天照大神怒りて天の石窓に籠り給ふ、國の中とこやみになりて晝夜の辨をうりき、もろもろの神たち愁へ歎き給ふ、その時諸神の上首にて高皇産靈の尊と云ふ神まじく、昔天御中主の尊、三柱の御子おはします、長を高皇産靈と申す、次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり、陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事ればつらなことは、この三柱と天御中主の御子と云ふ事なり、この神、天のやすらはの邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ、其御子に思兼と云ふ神のたはうりにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ、その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず、これは紀伊國日前的神にます、次に鑄給へる鏡うるはしうまししくければ、諸神悦び崇め給ふ、初めは皇居にまじく、今は伊勢五十鈴の宮にいつかれ給ふこれ也、又天の明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして青幣白幣を



作らしめ手置帆負彦狹知の二神をして、大峽小峽の材を切りて瑞の殿を作らしむ、この外くさく、その物既に備りしかば、天の香山の五百箇の眞賢木を根としにこじて、上枝にハ、八坂瓊の玉を取り懸け、中枝には、八咫の鏡を取り懸け、下枝にハ、青和幣白和幣を取り懸け、天の太玉の命高皇產靈の子なり、をして捧け持たしむ、天の兒屋の命津速產靈の子或は孫とも云ふ、與台產靈の神の子也、をして祈禱らしむ、天の鈿目の命眞辟の葛をかづらよと、蘿葛を手纏にし、竹の葉飲懃木の葉を干草よとして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優して相共に歌ひまふ、又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて互ひに長鳴せしむ、これは皆神樂の起りなり、天照大神聞食して、我は此比石窟に隠れ居り、葦原の中津國はどこやみならん、如何ぞ天の鈿目の命かくるぐやとおぼして、御手を以て細目にあけてみ給ふ、時に天手力雄の命といふ神思兼の子、磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る、中臣の神、命なり、忌部の神、命なり、しりくへなはを、日本紀には端出之繩と書けり、註には左繩端出也と云ふ、古語拾遺には、日の御細とかく、是日影之象也と云ふ、引きめぐらして、な歸りまことと申す、上天始めて晴てもろくともに見る、面みな明らに白し、手をのべて歌ひ舞ひて、あはれなるなり、あなおもしろ、古語に甚切なると云ふ、面白はもろくのおもてあきらかにしるさなり、あなたのこ、あなとやけ、竹の葉、おけ、木の名也、そのはをよるこゑの聲、おけ、なり、天鈿目の持し給へる手

り、あくて罪を素戔嗚鳥の尊によせて、おほするに千座の置戸を以て首の髪手足の爪を抜きて贖はしめ、其罪をばらひて神逐にやらはれき、

○さまたくの科を犯し給ひき、科は罪科なり、その罪科を擧ぐれば、まづ天照大御神の作り給へる田地の畔を離ち、又は溝を埋めて、灌漑の用を絶ち、或は、一度稻種を蒔きし上に、又更に種子を蒔きて生育を妨げ、泥中に串をさして、農夫の働を妨げ、牛馬の皮を剥ぎ、大神の御殿に入れ給ふなど、一方ならぬことあは多くあり○天の石窟、容易く破り難き御殿なり○國の中どこやみにありて云々、どこやみは、常に夜のみなるをいふ、夜のみなれば、晝夜の區別なきこと勿論なり○諸神の上首にて高皇產靈尊といふ神ましく、上首は、棟梁首席の尊き御方なり、この神は、萬物を産出せられしにより、高皇產靈といふ御名を負ひ給へり○昔天御中主尊三柱の御子おはします云々次を津速產靈といふと見えたり、産靈と申すは、この神等、いづれも萬物を産出せしめ給ひし故なり、さてこの三柱を天御中主神の御子といふは正しからず、たゞ次々に出来給ひしなり○この神天安河の邊にして云々相議し給ふ、この神とは、高皇產靈神をいふ、天安河は、高天原にある河名にして、その河原は廣ければ、事あるをりは、神々の集まふ給ふ地、八百萬神は、たゞ多くの神等といふ義なり○其御子に思兼といふ神のたばかりにより、高皇產靈神の御子に思兼神とて、思慮萬神に勝れし神ましければ、其の神の計策によりて、次の如き事をなせりと作りしめ給ひしなり○紀伊國日前の神にます、こは、右の鏡は、紀伊國名草郡日前神の御神体と

して齋き祀れるよしあり、この神は、今官幣大社たり○初は皇居にましく云々 これ三種の神器の中の八咫の御鏡なり、委しくは後に見えられたれば、ここには記さず○青幣白幣を作らしめニギハハ、和妙の約りたるにて、絹布類の總名なり、さればこの青幣は、色のや、青き麻布をいひ、白幣は、色の白き楮の木の皮の布をいひたるなり○大峽小峽の材を切りて瑤の殿を作らしむ 峽は、山と山との間をいふなれど、こゝはたゞ大山小山より大小の木を切り出だすことに用ひたり、瑤の殿とは、美麗なる御殿即ち殿舎をいふ○この外くさくあれどしるさず 此は、天羽槌雄神をして文布を織らしめ、天棚機姫神をして神衣を織らしめ、手置帆負の神等をして、笠及び矛盾を作らしめられし事をいふ○天の香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて 天香山は、高天原なる山の名なるが、其所に生むたる枝葉繁き樹を根のまゝに抜き掘りて持ち來りしあり、五百箇とは、一本にて枝の五百もあるはと繁りたる樹をいふ○青和幣白和幣 前に見えし青幣白幣と同じ○祈禱らしむ 此は善言美詞を以て、神の御靈徳を稱へ、大神を出だし奉るべく祈りしなり○眞辟の葛をかづらにし蘿葛を手織にし 眞辟は、ツタの類の一種の蔓草にて、甚だ丈夫なるものなり、蘿葛は苔の類にて、葉は細く日蔭に生ずる物故、かく名づく、されどこれは脆く切れ易き物なれば、手織にはなり難し、恐くは眞辟を手織にし蘿葛を織にせしを、互に誤りたるものなるべし、髪は髪飾りなり○妖憇の木を手草にして妖憇は、木の名なれど、如何なる物とぞ知り難し、手草とは、手に取持つ料とすべき物といふ、即竹葉妖憇の枝と手に取持ちたるよしなり○著鐸の矛を持ちて云々俳優して相共にうたひまふ 著鐸の矛とは、鈴を着けたる矛といふ

俳優とは、滑稽の形状をなすといふ、矛を執りて天鈿目命の戯れ舞ひ給へば、八百萬神も、共に相和して、歌舞し給へりとなり○庭燎を明にして常世の長鳴鳥を集へて互に長鳴せしむ 庭燎は、庭前に燐く火なり、常世の長鳴鳥は、鶏鳥の事にて、今常に闇夜なる所にて用ひしにより、常世といひ、聲の優れて長さものある故、長鳴鳥といふなり○葦原の中津國はどこやみならん 我國は、常に闇夜ならんとなり、葦原の中國とは、古海邊に葦草の繁りたる所、その中の國なるによりてこの稱ありき○かくゑらぐや 何故に、斯の如くに喜び笑ふふとなり、衆神の憂へ給はざるを怪みて、宣へるなり○中臣の神忌部の神 兒屋命太玉命は、中臣忌部の祖先なればかくいへるなり、中臣の義は、神と君との御中と和らぐるよしにして、忌部は、忌み清まはりて神に仕奉る人々といふ義の稱なり○しりくへなは 今の注連繩なり、端出といふは、稻の片端を繩の外に出だせばなり、又日影之象といふは、稻の垂れたるさま日神の御光のさしたるに似たればいへるならん○な歸りましろと申す 決して再び元の岩窟に歸り入り給ふ事勿れと止め奉れるあり○面みな明かに白し 顔面共に明かに見えたるよしあり○あはれあおもしろあななのしあなさやけおけ この注は、誤れる所あり、あはれもあなも共に感じて發したる聲にて、嗚呼といはむが如き、おもしろは、面の明白に見えしをいふ、さやけは、おもしろと同じく、衆人の明亮に見えたるをいふなり、おけは、木の葉の聲といへど詳ならず、その他すべてこの注にいへる説は誤なり○千座の置戸を以て云々 此は、罪科の多少によりて、古、今の者の身に持てる物を棄て、それに罪をつけて被ふ法ありたれば、命もその法に行はれ給ひしなり、さて千座の置戸とは、る

の罪を祓ふために出だす物を載する臺をいふ、即千座は多くの臺所にして、置戸の、置物といふ義なり○神逐にやはれき 神逐とは、神のなし給ふ追放をいふ、それに素戔嗚尊の行はれ給ひしよしなり、

彼尊天より降りて、出雲の簸の川上と云ふ所にいたり給ふ、其所に、一の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり、素戔嗚尊、誰とぞ問ひ給ふ、われはこれ國神なり、脚摩乳手摩乳と云ふ、この少女はわが子なり、奇稻田姫といふ、とさき八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲に吞れき、今この少女又吞まれなむとすと申しければ、尊我にくれんやとの給ふ、勅のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつま櫛に取なし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりて待ち給ふに、はたしてこの大蛇來れり、頭各一槽に入れて吞み酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劔を抜きて寸々に切つ、尾に至りて劔の刃すこしかけぬ、割きてみ給へば一の劔あり、うの上は雲氣ありければ、天の斐雲の劔と名づく、日本武尊に至り改めて草薙の劔、これ奇しき劔なり、われ何をあへて私におけらんやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり、その後、出雲の清の地に至り、宮をたてゝ稻田姫と住み給ふ、大己貴の神も云ふ、を生ましめて、素戔嗚尊は、竟に根

の國に出でまじぬ、大汝神、この國に留りて、今の出雲の天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり、仍りて、これを大國主の神とも大物主とも申す、その幸魂奇魂は、大倭の三輪の神にます、

○出雲の簸の川上 出雲國大原郡斐伊郷にある川なり○かきなでつゝ泣きけり 二人して、掻き撫でさすりくして、泣き居たるにて、こは女の大蛇に吞まれむとするを悲みてなり○さきに八箇の少女あり もどこの老人夫婦は、八人の女子を持ちたりとあり○八岐の大蛇 こは、越の國に住みしものにて、八頭八尾の大蛇なりければ、かくは名づけしなり○くれんや 奇稻田姫を興へずやと宣ふなり○湯津のつま櫛に取なし云々 齒の極めて細かき櫛に、少女を髪らしめ給ひ、大蛇に知られぬやうになし給ひしをいふ、みづらは、耳の上邊に角なごの如く結ひし上代の斐の名なり○八醞の酒を八の槽にもりて待ち給ふに云々 八醞の酒とは、幾度もく酒の汁を絞り糟を去り、うの汁にて造りし酒をいひて、つまり精良の強き酒なり、槽は酒桶をり○十握の劔 十にぎりも長さのある劔にて長さ劔の意なり○その上に雲氣ありければ云々 尾の中より出でし劔の上に、雲霧の氣立ち登りてありし故、天の斐雲の劔といひたりとなり、斐雲とは、多くの雲の群がりあるをいふ○日本武尊に至り云々 こは後にいふべし○われ何をあへて私におけらんや 吾身、何ぞかまはず所持して居るべきか、居るべきにあらずとなり、即ち奇珍の物あれば、姉君に献らんと思召せるなり、おけらんやは、置きてあらんやといふ義○清の地 或は須賀と書す大

原那なり○出雲の大神 出雲國出雲郡杵築大社にて、今官幣大社あり○大國主の神とも大物主とも申す 國主は、この國土の主人の義、物主は、多くの神々の主人の義にて、名づけ奉りし御名なり○幸魂奇魂 人民に幸福を與へ、奇特を顯はま給ふ神靈をいふ○三輪の神 大和城上郡大神の大物主の神社を申す、

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳の尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姫の命にあひて、饒速日の尊、瓊々杵の尊を生ましめ給ふ、吾勝の尊、葦原の中洲に下りますべしと申し給ひて、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります、饒速日の尊を下し給ひし時、外祖高產靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一是なり、此尊早く神さり給ひにけり、凡國の主としては下し給はざりしにや、吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へ給ふ、後に又瓊々杵の尊にも授けまじしに、饒速日の尊は、これを得給はず、然れば、日嗣の神にはまじまじぬなるべし、この事舊事本紀の説なり、天照大神、吾勝の尊へ、天上に留り給へと、地神の第一二にうぞへ奉る、うの始め天下の主たるべしとて生まれ給ひし故にや、

○栲幡千千姫命 栲幡は、楮の皮にて織りし布なり、千々は、縮むにて、この神は、絁織の業に勝れ給ひし故、この御名ありき○あひて 娶り給ふをいふ○吾勝尊葦原の中洲に下りますべかりしを云々 此は、既に下りますべきに定まりて、装束を整へ給ふほどに、瓊々杵尊生れ給ひしかば、彼の尊を下し給ひしなり○外祖高皇產靈尊 御母、栲幡千千姫命の御親ければ、外祖にわたり給へり○十種の瑞寶 瑞、みづくしと良きあり、とくさの神寶とて、後世まで尊びたるものなり○瀛津鏡邊津鏡 此は、二種の鏡を海の沖と岸とに准じ、相對して名づけたるなり○八握劍 十握劍と同じ類あり○生玉死反玉 生き榮ゆる徳の玉、死者を蘇生せしむる功徳ある玉といふ義○足玉道反玉 不足なからしむる玉、邪神を道より追返し掃除くる玉なり○蛇比禮蜂比禮品物比禮 比禮とは、何にても手に執りて振動かす類の物をいふ、さてこれは振動かせば蛇の退散し、又は蜂の逃げ去り、種々の悪しき物の去る比禮にて、これらはいづれも咒詛に用ふる寶なり○神さり給ひにけり 薨去せられしをいふ○日嗣の神には云々 皇統を継ぎ給ふ神には、おはしまさぬならんとなり、まことにこの説の如く、はやく大和に下りましつれど、この國の君主としてはあらず○地神の第一二にかぞへ奉る かゝる説もあれど、正しとはいふべからず、やはり天神と申すべきなり、

第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す、皇祖天照大神、高皇產靈の尊いつきめぐみまじくして、葦原の中洲の主となして天降し給はんとす、

爰にその國の邪神あれてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せ給ひしに、大汝の神の女下照姫したてろひめにとつぎて返り事申さず、三歳になりぬ、仍りて名なし雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ、その矢天上にのぼりて大神の御前にあり、血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に當りて死ぬ、世に返し矢を忌むはこの故なり、更に又下さるべき神を撰ばれし時、經津主の命つぎぬしのみことに、武甕槌の神たけつゑづちのかみに、勅を受けて下りましけり、出雲國に至り、はかせる劍をぬきて地につきたてその上居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ、その子都波八重事代主つはやへことしろの神かみの神かみ、相共に隨ひ申しぬ、次の子健御名方刀美たけみかたの神かみ、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしをば、又隨ひぬ、あくて諸々の悪神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて返事申し給ふ、大物主の神おほものぬしのかみは、この國を去りやがて隠れ給ふとみゆ、この大物主は、さきに云ふ所の三輪の神にますなるべし、事代主の神、相共に八十萬の神を引きおて天にまうづ、大神ことにはほめ給ひき、宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれどて、まづ返し下し給ひけり、その後天照大神、高産靈尊相計りて皇孫を下し給ふ、八百萬の神勅を承りて御供に仕う奉る、諸神の上首三十二神あり、そ

の中に五部の神と云ふは、天兒屋命あまのこやのみこと、中臣の祖天太玉命あまのたたまのみこと、忌部の祖天鈿女命あまのいづなのみこと、瓊女の祖石凝姥命いしのねいばなのみこと、鏡作の祖玉屋命たまやのみこと、玉作の祖なり、この中にも中臣忌部の二神は、むねどの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ、又三種の神寶を授けまします、先づ豫め皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣、又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ、八坂瓊の曲玉、天の藜雲の劍を加へて三種とす、又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下をしろしめせ、神劍を提げて不順ふしんものを平け給へと勅ましくけるとぞ、

○天津彦々火瓊杵尊 火瓊々杵は、稻穂の賑はしく豊ある義の御名あり、天孫は、天神の御孫、皇孫は皇大御神の御孫の義○いつきめぐみましくて 大切にいつきかしづき憐み育て給ひたるをいふ○その國の邪神あれて 當時この國は、大國主神主宰し給ひしかど、所々に種々の神ありて、その擾亂甚しかりしかば、すでに降りまさん、とせしを、一旦中止して、まづ征討の神を下し給へり○とつぎて返り事申さず とつぐは、婚姻を結ぶ事なり、天稚彦征討の命を受けてこの國に下りしかど、下照姫を娶り、且つ自らこの國の主たらんと欲して、返事を申さざりしなり○天

稚彦新嘗してふせりける胸にあたりて死せぬ 古、新米の出来し頃、うの米を神にも献り自も食ふを新嘗祭といひき、天稚彦この祭を行ひ、胡床により居たりしが、天神の矢、うの胸を貫きしかば死去したり○世に返矢を忌むはこの故なり 返矢とは、一度放ち去矢を彼方より更に放ちかへすをいふ、今天稚彦の放らし矢を取り給ひて、天神、放返し給ひしが、かく身にあたりて死にしかば、この矢は、極めて縁起悪き事となりたれば、後世も返矢といふ事を、非常に忌み嫌ふこととされりとなり○都波八重事代主神 都波の、日本紀に都牟波となり、積葉の意なり、さてこの神は、大和國葛上郡に御社あれば、注に葛木の鴨にますといへるなり○健御名方刀美神隨はずして逃げ給ひしを云々 古事紀によるに、二神、大國主神等とこの國を譲り給ふことを議せられける時、この神は、大なる石を手にて捧げつゝ出で来て、わが國に來り、忍びくゝに物言ふは如何なる神ぞ、請ふ、われど力競べして其の優劣を試みんといはれければ、武藝榊神いであひ、忽ちに其の手を取りて挫き給ひしかば、大に怖れ、逃げくゝて、信濃の諏訪湖まで至りしが、遂に降服して、この地より外には行くまじと誓ひしかば、許されき、後に信濃國諏訪郡に社を建て諏訪神社といふ○相共に八十萬神を率ゐて天にまうづ云々 二神、すでに歸順せられしかども、いまだうの精神も確かならねば、かく多くの神々を引き連れ、眞に忠義を存するよしの志を述べられたりしなり、されば大神も、うの心を酌みて厚く慰勞し給ひき○諸神の上首三十二神あり 諸神を率ゐて仕へ奉るべき重立ちたる神々三十二柱ありとなり○その中に五部の神といふは云々 五部の神とは、中臣、忌部、瓊女、鏡作、玉作の五の群臣を統領する神といふ義にて、これら

の氏々は、皆天照大御神の岩屋に入り給ひし時功ありし神々なり、即中臣忌部は、幣帛を捧げ祝詞を讀み、瓊女は俳優をなし、鏡作は八咫鏡を作り、玉作は八坂瓊曲玉を作りなせしなり○中臣忌部の二神はむねと神勅をうけて云々 古語拾遺に、大御神、この二神に勅して、天上の如くにこの國にても神祭の事を掌り行ふべし、又皇孫の殿内に侍して、よく防衛をなせと宜ひたるよし見えたり○葦原千五百秋之瑞穗國 此はすでに前にいへり○寶祚之隆當與天壤無窮者矣 寶祚は、天皇の御位をいひ、天壤は天地なり、皇位の隆盛にましますことは、天地の窮まりなきが如く、缺けず崩れず、千萬歳もかはるまじと祝ひ給ひしなり○吾兒觀此寶鏡云々 寶鏡は、八咫鏡なり、齋鏡とは、齋祭の御鏡といふ義にて、大御神の御神体とするをいふ、まことに、この勅の如く、代々の天皇同床共殿にてましますしが、崇神天皇に及び、神威を讀さんことを恐み給ひ、別に鏡劍を作りて内裏に奉安し、この御鏡をば、大和に遷し給ひしが、後に伊勢に祭られ給ひぬ、これ伊勢の内宮なり、これらの事は、なほ後に見えれば、その所々にいふを見て知るべし、さて八咫鏡とは、手の指を開きたる大さを、二つ並べたる程の大さの鏡といふ義なり○八坂瓊曲玉 八坂瓊は、まことに明かに光照射りて、美はまき玉といふ義にて、曲玉は字の如く形の曲れる玉なり、されば、これは明玉を以て作れる曲玉をいふ、さて曲玉は、古、頸手足などに緒に貫きて、下げ纏ひて飾とせしものなり○天襲雲の劍 此は、すでに見えたる如く、この劍のありて上に常に一叢の雲棚引きたりしかば、かく名づけしなり○八坂瓊のひるがれるが如く曲妙を以て天下をしらしめせ この意は、曲玉の長く廣さが如く、行渡らぬ所あることなく、和かに穩に妙

なる御意を以て、天下を治め給へどあり、しろしめせば、前に照臨し給へどあると同じく、天下を治り給ふをいふ○勅しまし、いけるまごかゝる詔勅を皇孫に下し給ひたりといふ事なりとあり、この言は、又この鏡の如くに云々であるより、下に係るにて、この事は、確實の古書になければ、オホカガ大方に書かれたるあり、

この國の神靈として、皇統一種たゞしくまします事、誠にこれ等の勅にみえたり、三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ、鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深き習ひあるべきにや、抑かの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、八咫に口傳あり、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命、天明玉と云ふ、作り給へる也、八坂にも口傳あり、劍は素戔嗚尊の得給ひて、大神に奉られし葦雲の劍なり、この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずと云ふ事なし、その姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり、この三徳を翁受けずしては、天下の治まらんこと誠に難かるべし、神勅明にして、詞約かたむね廣し、剩へ神器にあらはし給へり、いと忝なき事なりや、中にも鏡を本

し、宗廟の正體とあふがれ給ふ、鏡は明を形とせり、心性明かなれば、慈悲決斷はうの中にあり、又まさしく御影をうつし給ひしうは、深き御心を留め給ひけんがし、天にある物日月より明なるはなし、仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり、わが神大日の靈にましますは、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽におきてはかりがたし、冥顯につきて頼みあり、君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり、たれかこれを仰ぎ奉らざるべき、この理をさとり、その道に違はずは、内外典の學問も爰に極まるべきにこそ、されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりと云つべし、魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得る事難きが如し、應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これみな權化の神聖にましますは、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし、

○この國の神靈として皇統一種たゞしくまします事云々、わが皇室に、神胤にましますは、現御神と申して、その御稜威も煥んにましますし、その御系統一筋にして正しくおはします事なり、今の勅語を奉讀するにつぎ、明に鏡ひ知らるゝ事かとも○三種の神器世に傳ふ事日月星の天に在

るに同じ 三種の神寶の缺けず崩れず、この世に存在する事は、恰も日月星の天空にありて、常に變らぬと異ならずとなり○鏡の日の体なり云々深き習ひあるべきにや それ鏡の、太陽の形体を摸したるもの、玉は、月の精髓を表はし、劍は星の氣にならひて、光更に鋭し、されば今この三種を選びて、これを皇孫に賜へる事決して偶然にあらず、深意のまします事なるべきかとなり、按ずるに、これは例の考へ過ごしにて、わが古傳の意にあらず、たゞこの三種は、上古の世に尊べる物にて、大御神の寶物として、脇に置き給ひし物なりければ、今度降りますにつき、御遺物なごやうの御意にて、授け賜ひしことと推測られ奉らるゝなり○石凝姥命の作り給へりし云々すでに岩屋戸の段に見えたりし如く、この神の二度目に作り給ひし御鏡なり、注に八咫に口傳ありとあるは、八咫といふ事につきては、秘説ありて、口づから熱心の者に話すはか、容易に書には顯はし難しといふ意なり、すへで口傳とは、秘密の大事を、師の口づから弟子に傳ふるをいひて、近世まで、道々によりて、少かの事にも口傳といひ嘯して、其の説を尊くせんと構へたる事なるが實はいふにも足らぬ事のみ多かりき、八咫も前にいへる如く、別に秘密にすべき程の義にはあらず、次の八坂も亦同じ○玉屋命天明玉ともいふ 玉屋は、玉祖にて、玉を作り給へる祖先にましますよしなり、明玉は、字の如く玉の美麗なる義によりて、褒め奉りしものあり○素盞鳥尊の得給ひて云々 これもすでに見えたる如く、尊の大蛇を殺し給ひし時、尾の中より獲給ひて、大御神に献じ給ひしをいふ、されどこの御劍は、もと大御神の御許にありし物なるが、岩屋に籠ります時、取落し給ひしを大蛇の呑み居たるものなること、或る書に見えたり○この三種につきた

る神勅は云々 この神器に就きて皇孫に下し給へる神勅は、疑も無く、國家を平安に治め給ふべき方法と申すも可なるべしとなり、ここに神勅といふは、前に見えし、又この鏡の如くに分明なるを以て云々とある一段を指したるなり○鏡は一物をたくはへず云々これ正直の本源なり 明かなる鏡は、本來の色といふものなし、さればこれに映り來る物は、皆その自然の形を顯はし、是非にもせよ善惡にもわれ、ありのままの見えずといふことなし、故に彼方次第にて、如何なる事にも變通自在に相應するを鏡の持前とするにて、これ實に正直の源といふべしとなり○玉は柔和善順を徳とす慈悲の本源なり 玉は、その形圓きを常とし、光和かに温然として潤ひあり、さればおとなしく、柔順なるをその持前とす、これ實に物を感み慈む源をなすものといふべしとの意なり○劍は剛利決斷を徳とす智慧の本源なり 劍は、剛健にして一揮して亂麻を斷つが如く、快きを其持前とすれば、事物の疑を決すべき才智の源といふを得べき、故にかくいへり○この三種を翁受けずしては天下の治まらんこと誠に難かるべし 國君とまします御身は、これにいへる三徳を兼備し給はずば、天下を太平ならしめられんこと難かるべしと思はる、さればこの意を以ちてこの神寶を授け給ひしは、實に宜なりといふべし○神勅明にきて云々いと忝き事にや 神勅の道理明にして、言語は簡略なれき其の意味深し、加之、其の御意を神器の上に顯はし示し給ひたり、まことに尊き御事と考へ奉らるゝとなり○宗廟の正体とあふがれ給ふ 伊勢太神宮の御神体と祭られ給ふをいふ、されど宗廟といふは、支那にて其の王の祖先を祠る屋の名にて、その祖先は、わが皇祖の如く尊くまします者にあらず、さればそれらに准へて皇祖を宗廟といふは、甚だしく



倫を失へる事といふべし○又まさしく御影をうつし給ひしかば深き御心を留め給ひけんかし八咫鏡は、上に見えたる如く、其の初大神の御像を摸して造りしものなれば、大神も、これに深く厚き御心をうつし附け給ひたるべしとなり、御影を摸せるよしは、上に見えぬ○日月を明とすといへり、これは明といふ字は、日偏に月を書きたればいふにて、明の字、制作の本義をいへるなり○陰陽におきてはかりがたし冥顯につきて頼みあり、陰陽冥顯は、いづれもかけひなた、人の目に見ゆる現在の事と目に見えぬ幽冥の事とにて、實際の上に於きても、又道理の上に於きても、その御徳の測るべからざる程勝れてましまし、又甚だ頼もしく、尊くも難く思はれ奉るとなり○君も臣も神朋の光胤を受け或はまさしく勅を受けし神達の苗裔あり云々、上は天皇より、下の臣下に至るまで、いづれも神々の御系統をひき、或は又親ら皇祖の御前にありて親しく天壤無窮の勅を承りし神々等の子孫にあらざるはなし、されば如何なる人もこれを尊崇せずしてあるべきぞ、尊崇するは自然の道理なりとの意○この理をさとりその道に違はずば内外典の學問もこと極まるべきにこそ、この意は、上に述べたる道理を知り、各自の行ふべき筋に背かずば、世に少からぬ學問の事も、たゞこの一点に歸着して、他に何事をなす必要もなからざるべしとなり、なほいはば、吾人の佛學をし儒學をするも、何の爲かといはば、その目的は必竟たゞ、上の道理を知り人の道に違はぬやうにするに止まるべしとなり○されどこの道の弘まるべき事は内外典流布の力なりといふべし、然れども、又一方よりいへば、佛書儒書の世に廣く行はるるによりて、この道も行はるるものといふべし、何となれば、佛書儒書中には、この道の事を書さしるし、これ

を行ふべき道理を説きたればなり、されば、この二つは相俟つて用をなすともいふべしとなり○餘さうる事は網の一目によるなれど云々、目的は、たゞ一つの所にあれば、それを弘むるには不用なるが如きものも入用なりとの譬喩なり○應神天皇の御代より佛書を弘められ云々、應神天皇の御代王仁來りて論語千字文を獻じ、欽明天皇の御代百濟の聖明王佛像經論を獻せしが、推古天皇の御時聖德太子馬子と謀り、大に佛法を興隆し給へり、委しくはその條々に見えたり○これみな權化の神聖にまします云々、權化は、神佛の世人を救はんために、假りに人の姿となりて、この世に生れ道を説き給ふといふ義なり、故に佛書の聖人などいふ、尊き人といふ稱なり、さて應神天皇聖德太子は、共にこれ世にすぐれし御方にましますば、佛佛の書を弘め給ひまも、大神の御心を受けて、わが國の古道を人心に行き渡らしめ給はんとての御所業なりしなるべしとあり、按ずるに、儒にもわれ佛にもわれ、わが國に渡來して、古の道と補ひし事もなきにあらねど、又その害を爲しし事も甚だ多し、されど、後世となりて、これを統御せんとするには、ここにいへる如き意を以て障まされば、叶ひ難し、故にこの論は、たゞ利の一方をいひて、害のかたは、避けて論せざるものと見てあるべし

かくてこの瓊々杵の尊天降りまじこに、（よみたまひ）猿田彦と云ふ神參りあひま、（これちまたの神なり）照耀きて目を合する神なりしに、天の鉤目女の神行きあひぬ、皇孫いづくに  
あに至りまじこすべと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯にまじ

すべし、われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す、かの神の申しのまゝに  
櫛觸の峰に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神も伊弉諾尊の御子、又は塩土の翁といふ、参りて、わが居たる吾田の長狭の御崎なん宜しかるべきと申  
しければ、その所に住せ給ひけり、爰に山の神大山祇の二の女あり、姉を磐長姫  
と云ふ、これは磐石の神なり、妹を木花開耶姫と云ふ、これは花木の神なり、二人をめし見給ふ、姉は形醜  
かりければ返しつ、妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、  
世の人は命ながくて磐石の如くあらまじ、只妹をめしたれば、生めらん子は木  
の花の如くに散り落ちなんと、詛けるによりて、人の命みじろくなれりとぞ、木  
花開耶姫めされて一夜にはらみぬ、天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室を  
作り籠り居て、みづから火をはなちして、三人の御子生れ給ふ、焰の起りける時  
生れますを、火闌降の命と云ふ、火の熾なりしに生れますを、火明の命といふ、後  
に生れますを、火々出見の尊と申す、此の三人の御子をは、火もやあす、母の神も  
そこなはれ給はず、父の神悦びましくけり、此の尊天下を治め給ふ事三十萬  
八千五百三十三年といへり、是よりさき天下に留ります神達の御事は、年序は  
あり難きにや、天地分れしより以來の事、幾年を経たりと云ふ事見えたる文な

し、抑天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳にたり、それより百年に一年を  
減じて、百二十歳の時、或は百歳ともいふ、釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は、鷓鴣  
草葺不合の尊の末さまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にわたる、これより上へかそふべきなり、百年に一年  
を増して是をはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひ  
ける時にや當り侍らん、人壽二萬歳の時、この佛の出で給ひけりとぞ、

○猿田彦といふ神参りあひさ云々 古事記によるに、天孫の降りまさんとする時、途中に、いか  
めしき神ありて、上は高天原を照し、下は葦原中國を照し、威凄じかりしかば、諸神これに對す  
るものなかりき、天祖、即ち天鈿目命をして、その名を問はしめ、かつらの途上にある故をも問  
はしめ給ひければ、その神、われは名を猿田彦といひ、天孫の降りますよしを聞きて、迎へ奉ら  
んために、かく出で居るなりと答へしかば、群神始めて安堵しぬ、命、更に天孫の降りますべき  
地を問ひ給ひしに、櫛觸峰よろしからんと答へたりと見えたり○これちまたの神あり ちまたは、  
衢なり、この神、皇孫を迎へ奉りし時、途中天の八衢にありし故、かく書されしものなるべし、  
されど、この神は、道路の事を掌り給ふ神にはあらず○目を合する神 相對して、其處にある故  
を問ふべき勇氣ある神をいふ○日向の高千穂の櫛觸の峰 日本紀などに、巖之高千穂峰とあるを  
見れば、今の大隅國贈於郡霧島山あるべし、大隅は、古、日向の中に入りたり、又今の日向國臼  
杵郡知舖郷に、高千穂といふ山あるを以て、其處なるべしともいふ、確には定め難し○塩土の翁

此は甚だ才智ある神なれば、知ること多きよしの名なり○吾田の長狭の御崎 古事記には、笠沙の御崎とあり、今の薩摩國阿多郡加世田港の邊なるべし○大山祇 伊弉那岐神の御子あり○磐長姫木花開耶姫 磐長姫とは、岩の千萬年も變らぬ如く、長く榮え給ふべき義の御名にて、木花開耶姫とは、櫻花の咲き匂ふ如く、美はしき御容貌にてましますよしの御名なり、されば、この注に、或は磐石の神、或は花木の神とあるは誤なり○磐長姫恨み怒りて 古事記には、大山祇神の恥ち恨み給ひしよしに書せり○ゆさましかば 后として召仕ひ給ふをいふ○木の花の如く云々 脆く世を去るをいふ、詛ふハ呪詛し祈るなり○あやめ給ひければ あやめは怪むなり、開耶姫の一夜に姪めるを、不審に思召せるよしなり○無戸室 字の如く、出入口のなき家屋なり、皇孫、姫を疑ひ給ひしかば、姫は姪める子天孫の御子にましますば、無事に成長せよ、もし然らずば、火に焼けて滅びよと誓ひて、無戸室を造り、内より火を放ち給ひしあり○火闕降命火明命 この二神は、順序の前後せるものなるべし、そは火明命とは、火の始めて明く燃えわがる時の御名なるべく、火闕降命とは、火の熾んに進み燃え行く時に生まれませるよしの御名と覺ゆればなり○穗々出見尊 この御名は、稻の穂によりたるにて、火に因りたるにはあらず○三十萬八千五百云々 此は確ならぬ説なり、なほ下にいふを見るべし○抑天竺の説に云々 上の開闕の條にいへり○未さまの事なれば 崩御に近き頃なる故といふ義、されど、この注にいへる説は信じ難し○迦葉 譯して飲光といふ、人壽二萬歳の時出で、正覺を成しぬ、釋迦の弟子にも迦葉といふがあれど、これはそれとは異れり

第四代彦火々出見の尊と申す、御兄火闕降の命海の幸ます、此尊のは山の幸ましけり、試に相換へ給ひしに、各其の幸なかりき、弟の尊の弓箭は兄の釣釣をかへ給へりしを、弓箭をは返しつ、弟の尊釣を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給ひしに、せむすべなくて海邊にさまよひ給ひき、塩土の翁此の翁に見ゆ、参りあひて、憐み申して謀ごとをめぐらして、海神綿積の命小童とも書けりの所に送りつ、其の女を豊玉姫と云ふ、天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ、遂に其の女にあひ住み給ふ、三とせべありありて、故郷をおぼす御氣色ありければ、其の女父にいひあはせて歸し奉る、大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女と云ふ魚病ありとて見えす、しひて召し出づれば、其の口腫れたり、是をさぐりしに、失にし釣をさぐりいづ、一には赤女と云ふ、又此の魚はなよしと云ふとみえたり海神いましめて、口女今より釣くふな、又天孫の饌にまねるなどなん云ひ含めける、又海神千珠満珠しほひらたましりを奉りて、兄をしたがへ給ふべきあたちを教へ申しけり、さて故郷に歸りまして、釣をべ返しつ、満珠を出だしてねぎ給へば、潮満ち来て兄溺られぬ、悩まされて俳優の民とやらんと誓ひ給ひしかば、千珠をもちて潮をこりぞけ給ひき、是より天日嗣を傳へましくけり、海中にて豊玉姫妊み給ひしが、

産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき、果して其の妹玉依姫を  
ひきおて海邊に行きあひぬ、屋を作りて鷓鴣の羽にてふかれしが、ふきもあへ  
ず御子生まれ給ふによりて、うがやふきあへず願鷓草葺不合の尊と申す、又産屋をうぶやと云ふ  
事も、この羽をふきける故なりとなん、さても産の時見給ふなど契り申しとを  
のぞきて見ましければ龍になりぬ、恥ぢ怒みて、我に恥みせ給はずば、海陸をし  
て相通はしへだつる事なからまこととて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ、後  
に御子のまらくしくましますことを聞きて、あはれみあがめて妹の玉依姫  
を奉りて、養ひまつらせけるとぞ、此の尊、天下を治め給ふ事六十三萬七千八百  
九十二年といへり、震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混  
沌といふ、其の後軽く清き物は天となり、重く濁れる物ハ地となり、中和の氣は  
人となる、是を三才と云ふ、是までは我國の始まりをいへるにあらざるなり、其の始めの君盤古氏、天下を治  
むる事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八萬二千  
七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年、是一説なり、實に  
は明らかならず、廣雅といふ  
書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歳とも云ふ、獲麟とは孔子の在  
世魯哀公の時なり、日本の懿徳にあたる、しうらは盤古のはじめは、この尊の御  
世の末つ方に當るべきにや、

○海の幸山の幸 魚獵と獸獵をいふ、魚は海にて獲るものなれば、海の幸といひ、獸は山に  
て獲るものなれば、山の幸といへるなり、二尊、各々の道に妙を得給ひしなり○試に相換へ給  
ひしに各其の幸なかりき 二尊、或時兼ねて各、得意なりし釣針と弓箭とを試に換へ給ひしに、い  
づれも獲物のなかりまのみか、火々出見尊は、兄尊の釣針をさへ失ひ給ひたり○あぢぢに攻め  
給ひしに云々 古事記によるに、弟尊、釣を失ひし由を、兄尊に申し給へとも、許し給はざりし  
かば、自の持ち給ひし十握劍を毀ちて、五百ほども新しき釣を作りて、罪を謝し給へともさかず、  
又千個ほども作りて、送り給ひしかど、なほ聴かずして、あはもとの釣を返せとのみいひ給ふに  
、弟尊之を得むに方法あくて、海邊に出でて泣き居給へりと記せり○謀をめぐらして 海神の許  
に至りて釣を得しめむことを謀り、籠の如き舟を造りて、綿織神の御許に送りたり○遂に其の女  
にあひ住み給ふ 豊玉姫を娶りて、海神の御許に居給ひしをいふ○大小のうるくづを集へて問ひ  
けるに云々 もと釣を取りしは、魚のしわざなれば、多くの魚を集めて、いつれか釣を取れる、  
取りたるものはありやなしやと質し問ひ給ひしあり○口女 古事記には、赤海鯽魚とあり、され  
どこはたらの鯛にはあらずして、尾張邊にてメダヒといふ物なりとぞ、又注に赤女といひ、なよ  
しといふと見ゆたりとあるによれば、今鯛の如くにして目の赤き魚あり、決して餌を喰ふことさ  
きものなり、これをメナダといふ、この時海神の釣くふなどいはれたりといふにも由あれば、そ  
れかとも覺ゆ○又海神干珠滿珠を奉りて兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり 干珠滿

珠は、各その珠を出だし給ふ時は、海潮の満干する功德ある珠なり、又兄を服ま給ふ方法といふは、古事記によるに、海神、尊に誨へて曰はるゝには、まづ元の鉤を御兄に與へ給はん時は、この鉤は、おぼ鉤すす鉤貫鉤、うる鉤といひて、背の方より與へ給へ、又其の御兄、高所の田を作り給はば、尊は低き田を作り給ひ、御兄低き田を作らば、尊は高きを選びて作り給へ、われは水を掌る故に、御兄を苦めん、もしその苦痛を恨みて尊を攻め來らば、今献じたる干珠満珠を出だして、種々に苦め給へといはれたりある、これあり○俳優の民とならんや誓ひ給ひしかば俳優の民とは、滑稽をあして、慰に供する人をいふ、日本紀によるに、火闌降尊、到底火々出見尊に敵し難きを知り、緒土を面手に塗り、尊に告げて曰はく、われ身を汚すこと此の如し、今より永く汝の俳優の者とならんと、乃足を舉げて踏み行き、其の溺れて苦痛する狀にならひて、戯れられしよし見ゆ、後世にても、火闌降尊の子孫なる隼人等は、大嘗會の時、この遺風を演じたりき○天日嗣を傳へましくけり 火々出見命、天位に即き給ひまをいふ○鷓鴣の羽にてふかれまが云々 海邊故、茅萱などなかりし故、鷓鴣の羽にて屋根を葺かれしあり、ふきもあへずは、未だふき終へざるをいふ○鷓鴣草葺不合尊 かやは屋根をふく物をいふ、この尊は、右の如く鷓鴣の羽を以て産屋をふきたるに、いまだふき果てぬほどに、生れ給ひしかば、かく名づけ奉りしなり○又産屋を云云 此は、語は似たれど、産屋の義は、子を産む爲の屋といふわけにて、鷓鴣の羽によりたる名にはあらず、誤あり○龍になりぬ 古事記には、鱈とあり、いづれも出産の時、打臥し給へる狀を形容していへるものにて、眞の物にはあらず○さらさらしくましますこと 容貌の美麗にましますことあり○六十三萬七千云々 これも確かなる年代にはあらず○中和の氣は云々 中和とは、清濁の中間に位するはどよき氣をいふ、又三才の、天地人なり○其の始の君盤古氏云々 上にいへるを見よ○獲麟とは孔子の在世云々 此は、魯の哀公の十四年に、西に狩して麟を獲たること、春秋左傳に見えたるが、孔子春秋の筆を其處にて止めし故、廣雅には、開闢以後獲麟の時までを一期としたるあり、さて哀公の十四年は、わが懿德天皇の三十年にあたり○しからば盤古のはじめは云々 上に擧げたる年代によりて逆算すれば、盤古の初は、火々出見尊の御代の末に當るべしとなり

第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合の尊と申す、御母豐玉姬の名づけ申しける御名なり、御姨玉依姬に嫁ぎて四柱の御子生ましめ給ふ、彦五瀬の命、稻飯の命、三毛入野の命、神日本磐余彦の尊と申す、磐余彦の尊を太子にたて、天日嗣をなん續がしめましくける、此の神の御代七十七萬餘年の程にや、唐の三皇の初め伏犧と云ふ王あり、次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年、一説一萬六千八百二十七年、然らば此の尊の八十萬餘の年にあたるあり、親經中納言新古今集の序を書くに、伏犧皇徳の基して四十萬年といへり、いづれの説によれるに、覺束なき事なり、其の後には少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯也、有虞氏舜也と云ふ五帝あり、合せて四百一年、其の次に夏殷周の三代あり、夏には十七王四百三十二年、殷には三十王六百二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭王と云ひま、其の二十六年甲寅の年

までは、周おこりて一百二十年、この年は葦不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり、今年天竺に釋迦佛出生とします、同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり、唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり、其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隱させましくつずべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり、是より上つたを地神五代とは申す也、二代は天上に留まり給ふ、三代は西洲の宮にて多くの年を送りまします、神代の事なれば行迹たしあならず、葦不合の尊八十三萬餘年ましくして、其の御子磐余彦の尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりける事、疑ふ人も有るべきにや、されば神道の事にしてはかりがたし、誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかへり、頓て人の代となりぬるにや、天竺の説の如く、次第ありて滅じたりとは見え、又百王ましまさるべしと申すめり、十々の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり、百官百性など云ふにて、しるべきなり、昔皇祖天照大神、天孫の尊にみことのりせしに、たつひつたのたかきとせうじうたかひのたかき寶祚之隆當與天壤無窮とあり、天地も昔にかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神器、世に現在し給へり、窮あるべからざるは、わが國を傳ふる

寶祚なり、仰きて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になんおはします、

○豊玉姫の名づけ申しける御名なり、この事詳ならず、日本紀、古事記共に、たゞ鸕鷀の羽の葺きあへぬほごに生れ給ひし故、名づけ奉りぬごのみ記し、誰の命名し給ひしともいはず、その方穩かなるべし○親經中納言新古今集の序を看くに云々、新古今集は、土御門天皇の元久二年、後鳥羽院の院宣によりて撰進せし歌集なり、さてこの事は、同集漢文の序に、伏羲基皇德而四十年、異域自雖觀聖造之書史焉、神武開帝功而八十二代、當朝未聽叡策之撰集矣云々とあるをいふなり○庚申に當る年此の神隱れさせまします、この庚申は、神武天皇御即位の前年なるべければ、この説の誤なる事は明かなり、火々出見尊は、神武天皇御即位以前はやく崩御せし、たゞ御兄弟等のみにて、東征し給ひしなり○地神五代、天照大御神以下を、すべて地神といふ事、其だ理由なし、これは當時の俗神道家の唱へし説にて、誤なること、上の條にいへるが如し○西洲の宮、瓊々杵尊は、笠狭の宮にましまし、火々出見尊と葦不合尊とは、高千穂の宮にましまし○俄に人皇の代となりて曆數も短くなりける事云々、神武天皇と、日向にましまし葦不合尊との間にて、大なる世の状の變化ありとは見え、特にこの書にいへる如く、神武天皇より、甚だしく御實算の減じたるにはあらざるべし、たゞ日向にましましし程の事は、何事も詳ならざれば、その年數も、この書の如く、非常に多きものと假定せられ、従つて神武天皇より、俄かに壽命の短くならし如く感せらるるなるべし、又神武天皇と、人皇として第一代に數へ奉るは、この天皇、中州を平定して、大和國に都を奠め給ひしなど、大なる功業をなし給ひたればなり、かゝればこ

の書にいへる如き疑は、決して懐くに及ばぬ事でもなり○又百王ましますべしと申すゆり、この事は、當時の俗説と見えて、愚管抄三にも、人代となりて神武天皇の御後百王と聞ゆる、すでに残り少く、八十四代にもなりにけるなかに云々ともあり、百王といふ事、もとより確かなるにはあらねど、もしさる文のありとするも、この書に辨せるが如く、極なき數をいへること勿論なり○わが國を傳ふる寶祚なり、わが日本國を受継ぎて、傳へ治め給ふ天皇の御位となり○日嗣をうけ給ふ皇になんおはします、御位を受継ぎ給ふ天皇が、第一にましますといふ意にて、日嗣はすでにいへる如く御位にて、皇とは天下を統御する君といふ義にて、天皇を申すなり○この書、上の條に擧げたる神代の年數は、大概弘仁曆運記といふ書によりて記されたるものと見ゆれど、確説にはあらず、又平田篤胤翁は、古書及び漢土の説を併せ考へて、天孫降臨より神武天皇崩御の年までを、二千四百七十六年と定められたり、これとて、たゞ一人の考なれど、参考のためにとて、こゝに掲げぬ、

○人皇第一代、神日本磐余彦の天皇と申す、後神武と名づけ奉る、地神鷦鷯草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり、伊弉諾尊には六世、大日靈の尊は、五世の天孫にまします、神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことばなり、神武は、中古となりて、唐の詞によりて定め奉る御名なり、又、この御代より、代ごとく宮所を移されしは、其の所を名づけて御名ともす、こ

の天皇をば、橿原の宮と申すこれなり、又天神の代より、至りて尊きを尊と云ひ、その次を命といふ、人の代となりては、天皇とも號し奉る、臣下にも、朝臣、宿禰、臣などといふ號出來にけり、神武の御時より始れる事なり、上古には、尊とも命とも、兼ねて稱しけりと見えたり、世下りては、天皇を尊と申す事も見えず、臣を命といふ事もなし、古語の耳なれずなれる故にや、

○人皇 神代に對して、人の代となりての天皇といふ義にていへるなり、この事は、すでに本居翁なごも、いはれたる如く、この御代以前を神代とし、以後を人の代とすること、明かなる差別あるにはあらざるなり、されど、この天皇の御時、中國を平らげ、都を大和に奠め給ひたれば、こゝにて一段をなすものなれば、古よりこれを人皇の始と申し奉ること、故なきにあらず、されば、親房卿も、亦これを第一代と算へ奉られしなり○神日本磐余彦の天皇、この御代は、中國を平らげ、武勇秀で給ひし天皇といふ義にて、其の時代に稱へ申しし御稱なり○地神、高天原にまします神を、天神と申すに對し、この國に生れ、この國にまします神をかく申せるなり○神代よりのやまとことばなり、神代より傳はりし邦訓なりとの義、こは、漢土の例にならひて、字音の證を奉りしかば、それに對して、かく斷れるなり○神武は中古となりて云々、日本紀の私記によるに、神武以下歴代の御證は、桓武天皇の御代、淡海三船、勅を奉じて撰し奉れるよしに見ゆ、然るに、文武天皇の御代、淡海公藤原不比等、神武以下の證をば、撰し奉れるよしにも見えたるは、いふ

れか誤なるべし、よりにて先哲は、淡海公と淡海御船とは、其の文字同じければ、この二人を混じて一となしたるものにて其の實不比等は、神武以下文武以前の證を定め奉り、それ以下は、淡海御船の撰し奉れるものなるべしと解釋せり、この説然るべく覺ゆ○其所を名づけて云々 御坐所の名稱を以て、御代の名ともせしよしなり○樞原 かしはらと訓むべし、常にかしはらと訓むは誤なり、桓武天皇を柏原帝と申し奉れることあれど、それとこれとは同じからず○至りて尊きを尊と云ひ云云 此は日本紀撰定の時、皇室の尊きと、臣下の卑きと差別なからむことを懼れ、かく區別したるなり、されば神代紀の註に、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美學等也といへるなり、されば、こはたゞ文字上尊卑を區別したるに止まり、かつ日本紀の書例なるに過ぎざれば、一般に通じてかゝるにはあらずと知るべし○天皇とも號し奉る 天皇の訓は、スメラミコトなり、天下を統べくより給ふ御方といふ義、故に尊といふと大差なし○臣下にも朝臣、宿禰、臣など、いふ號出來にけり これらの號は、いづれも尊稱にて、これを戸といへり、戸とは、氏姓の下につけていふものにて、例へば、大中臣朝臣、武内宿禰などいはんが如し、されどこれも、天武天皇の御代に至りて、八等の級を定めて姓となし給ひき○神武の御時より始れる事なり 天皇及び、朝臣、宿禰などの稱號は、神武の御代に始れりとなり、こはこの以前とても無かりしにはあらずりけり也、この御代に、かゝる事の規則たちて見えれば、かくしるされたるなり○世下りて、後世となりてはの意○故にや 故にやあらんの意、實に親房卿の考の如く、後世は尊といふことを稱へざるに至りしかば、おのづから稀になりしなり、

この天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神にかはりて、皇位 即しめ給ふ、今年辛酉の歲なり、筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達、及び皇子群臣に勅して東征の事あり、この大八洲は、皆これ王地なり、神代幽味なりこによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ、天皇舟楫をどこのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ、道のついで、國々を平げ、大倭に入りまさんとせしに、その國に、天の神饒速日の尊の御末、宇麻志間見の命といふ神有り、外舅を長髓彦と云ふ、天神の御子兩種有らんやとて、軍を起して防ぎ奉る、其軍強くして、皇軍はよく利を失ふ、又邪神毒氣を吐きしむば、士卒皆病み臥せりき、爰に天照大神、健甕槌の神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平けよとみことよりしたまふ、健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劍有り、あれを下さば、自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に、高倉下の命と云ふ神に示して、この劍を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆起さぬ、又神魂の命の孫武津之身の命、大鳥となりて軍の御さきにつかうまつる、天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ、又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり、その光てりあぐやけり、これによりて皇軍大に勝ちぬ、



○太子に立ち 東宮なり、上古は、皇位を嗣ぎ給ふべき皇子一柱のみにはまざるなり、多き皇子の中より、卓れ給へる御方をば、選びて太子とし給ひ、其中より出で、皇位をば嗣ぎ給へり、この時も、神武天皇のみ太子にはましまさず、皇兄五瀬尊も、また太子にておはしましき、されば、始は御軍の事も、五瀬尊主として掌り給ひしならんを、中途にして薨じ給ひければ、この天皇、終に御位に即さ給ひ、始よりこの天皇のみ事を執り給ひし如くにはしるせるあり○父の神にかはりて 父尊不台尊の後を受けて、帝位に即さ給ひしをいふ、この時まで父命のましましに、はわらず○今年辛酉の歲なり、こゝは、橿原にて即位し給ひし年をいふなり、日向を出發し給ひしは、甲寅なれば、こゝと同じからず○宮崎宮 今の日向國宮崎郡にて、官幣大社あり○兄の神達 五瀬命、稻飯命、御毛沼命などを申す○この大八洲は云々、こゝは地の文なり、天皇の勅語にはわらず、大八洲の事は前に見ゆ○送られけるにこそ、こゝは、こゝあれの峯、送られたるわけに相違なしとの義○道のついでに國々 順路に當れる諸國にて、豊前、安藝、吉備などをいふ○天の神饒速日の命の御末云々 饒速日命は、天忍穗耳命の御子なる事、上に見ゆ、故に天の神といふ、饒速日命、長髓彦の妹を娶りて、宇麻志間見命を生ましめ給へり、故に外舅を云々といへるなり○天神の御子兩神有らんやとて云々 長髓彦は、天神の御子なる饒速日命を奉ずる故、決して他に天神の御血統あらぬことと信せしに、今神武天皇、また天神の御子と稱して來給ひし故、かくは疑ひしなり○又邪神毒氣を吐きしかば 天皇熊野に行き給ひし時、大なる熊なりて穴を出で、毒氣を吐きしことをいふ○爰に天照大神云々、こゝより以下は、高倉下の夢中に見えたることなり○さわぐ音す 騒動するが如くに思はるとあり○昔國を平げし時の劔あり 天孫降臨以前、健甕槌神、この國の賊徒を征討し給ひし事ある故、その時用ひ給ひし劔なり○自平ぎなん 如何なる擾乱も、それによりて平定すべしとあり○高倉下の命云々 神とあれ人なり、示しては、夢中に示し給へるなり○この劔を奉りければ 高倉下をして、平國の劔を天皇に献らしめ給ひしなり○軍の御さきにつかうまつる 皇軍の先鋒となりて、御軍を導き奉れるなり、つかうまつるは、奉仕の義○八咫鳥 大なる鳥といふ義○皇弓のはすに居たり 金色にして光り輝ける鵄、天皇の持たせ給へる、弓の先に止まりし故、賊軍の目くらみて退きしをいふ、弓の前後に駐り、こゝは則のなるべければ、未萌ならん、さて昨今、世に耀ける金鵄勳章は、この故事によりて制定せられしものあり、

宇麻志間見の命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ、その軍を引きおて隨ひ申しにけり、天皇、甚ほめましくて、天より下れる神劔を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける、この劔をば、豊布都の神と號す、初は、大和の石上にまこくき後には、常陸の鹿島の神宮にまします、その宇麻志間見の命、又饒速日の尊天降りしとき、外祖高皇產靈の尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたけけるを、天皇に獻る、天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき、この寶をも、即宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す、又ハ布留と號す、

この瑞寶を一つと呼びて、咒文してふると有るによれるなるべし、かくて天下悉く平ぎにしろば、大和國橿原に都を定めて宮作りす、その制度、天上の儀の如し、天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくしましませ、皇宮神宮一なりしかば、國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきためなかりき、天兒屋根の命の孫、天種子の命、天太玉の命の孫、天富の命、専ら神事をつかさどる、神代の例にことならず、又靈時を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らじめ給ふ、此の御代の始辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君惠王の十七年なり、五十七年丁巳は、周の二十一代の君定王の三年に當れり、今年老子誕生す、これハ道教の祖なり、天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九十年にされるか、此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳おへしましき、

○其の勇のひがめる心を知りてたばかりて殺しつひがめるは、邪曲なるなり、たばかりは、謀り考ふるなり、はじめ、天皇の長髓彦を征し給ひし時、彼、天皇に天神の御子なりとの表物を見せさせ給へどて、天羽々矢、天歩鞞を献りしかば、天皇も亦同じ物を見しめ給ひしに、彼、天皇の、眞の天神の御血統なるを知りて、愕然たりしが、なほ歸順の心なかりき、饒速日命、長髓彦

の、眞に曉すべからざる者なるを知り給ひ、終に殺して皇軍に属し給へり、これその事實なり○天より下れる神劍　こは、先に高倉下の天皇に献せしものにて、師靈劍といふ○豊布都の神と號す　劍の銳利類なきを稱へて、かくは申し、なり○石上鹿島　石上は、大和國山邊郡石上神宮のある所なり、鹿嶋は、上にいへるが如し○かの宇麻志間見の命又云々　こは、この命の、十種の瑞寶を天皇に献れるよしをいへるなり○其の祭を始められにき　後世の謂はゆる鎮魂祭なり、舊事紀によるに、天皇の元年十一月庚寅、宇麻志麻治命、はじめて帝后の御爲に、この祭を始められしよし見えたり、この縁によりてか、後世は、毎年十一月中の寅の日に行はる○又は布留と號す　石上の神宮を、又は布留の社とも稱すとあり○大和國橿原　高市郡、畝傍山の東北の地なり○その制度天上の儀の如き　宮室の結構、高天原なる皇居に准へて造り給へれば、廣狹大小すべて異ならずとなり○國々の御調物をも云々　この頃は、後世の如く、租税を徵集し給ふことはなかりしかど、なほ諸國には、皇室の御領地あり、その他人民、私に献るものもあられれば、それらを指して、國々の御調物とはいへるなり、齋藏とは、清潔を旨とせる藏といふ義、わきためは差別なり、一口にいへば、なほ萬事單純なりきとなり○神代の例にことならず　天富命は、諸齋部を率ゐ、天璽、鏡劍を捧げて神殿に奉安し、天種子命は、天神壽詞を奏する類なり○又靈時を鳥見山の中に建て、云々　靈時は祭場なり、日本紀によるに、四年二月、鳥見山中に祭場を設け、其の地を上小野榛原下小野榛原と號けて、皇祖天神を祭り給ひしよしなり、鳥見山は、城上郡と宇陀郡との境にあり○五十七年丁巳云々　こは老子の事をいはんとて擧げたるなり、老子は、老聃

とて、老子道德經を著しし人○天竺の釋迦如來入滅云々 釋迦はいはゆる佛、悉達太子なり、

◎第二代綏靖天皇、これより和語の尊號をばのせす神武第二の御子、御母は韞五十鈴姫、事代主の神の女なり、父の天皇かくれまして、三年有りて即位し給ふ、庚辰の年なり、大倭葛城高岡の宮にまします、三十一年庚戌の歲、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり、今年孔子誕生す、これより七十三までおのしけり、儒教を弘めらる、この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはじめの文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身を直くし、家を治め國をさめて、天下に及ぼすを宗とす、さればことなる道にはあらねども、末世となりて、人不正になれりし故に、その道をさめて、儒のをしへを立てらるゝなり、天皇、天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳おまじまじき、

◎第三代安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主の神の少女なり、癸丑の年即位、大倭の片塩浮穴の宮にまします、天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳おまじまじき、

◎第四代懿德天皇は、安寧第二の子、御母は淳名底中媛、事代主の神の孫なり、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮にまします、天下を治め給ふ事三十四年、七十歳おまじまじき、

◎第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり、父の天皇かくれまして、一年有りて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまします、天下を治め給ふ事八十二年、百十四歳おまじまじき、

◎第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり、己丑の年即位、大倭の秋津島の宮にまします、天下を治め給ふ事一百二年、百二十歳おまじまじき、

○和語の尊號 神倭磐余彦命といふ類なり○高岡宮 葛上郡○さればことなる道にはあらねども云々 この論極めて正し、孔子の道は、決してむづかしき道にあらず、たゞ人の日常行ふべき道なるのみ、然るを、後世これを高遠にし、人をして行ひ易からぬ感わらしむるは、これ説く者の誤にして、行ふ者の厭へるなり○其の道をさめて、をさめては、これを修束せらるゝて、その道の亂れたるを齊へ、これを身に行ひ、これを書に著して、天下に施ししをいふなり○片塩浮穴の宮 葛下郡○曲峽の宮 高市郡○池心宮 葛上郡○秋津島宮 葛上郡

◎第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女也、辛未の年即位、大倭の黑田廬戸の宮にまします、三十六年丙午にあたるよし、唐の周の

國滅ひて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の薬を日本に求む、日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る、その後三十五年有りて、かの國書を焼き儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に留まるといへり、この事、異朝の書に載せたり、わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりとぞ申ならはしたる、孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事は、たしむにしろし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だに、今は皆見えす、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけん事も、あながちに疑ふまじきにや、凡、この國をば、君子、不死の國ともいふなり、孔子、世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんと給ひける、日本は、九夷のうの一なるべし、異國には、この國を東夷とす、この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し、四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南は、蛇の種なれば虫を、したるが如し、西は、羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は、犬の種なれば犬を從へたり、たゞ東は仁ありて壽長し、よひて大弓の字を從ふといへり、孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんこと、あや

しむにたゞぬ事なや、この天皇、天下を治め給ふ事七十六年、百十歳まじく、  
○黒田廬戸宮 城下郡○三十六年丙午にわたる年云々 按ずるに、この前、周の赧王秦に入り、悉く周の地を献せしが、この年惠公、王となり、後七年を経て、周全く滅びたるなり○四十五年乙卯秦の始皇即位、始皇の天下を一統して、皇帝の位に即きしは、この天皇の七十年に當れり、こゝはたい始皇の秦王となりてを指していへるなり、思ひたがふること勿れ○仙方を好みて、始皇、すでに天下を一統して、何事も意の如くならざること無ければ、いかで長壽の法を授かりたしと思ふはせに、機に乗じて方士等、種々の説をなし、三神山に往きて、不老不死の薬を求むと稱し、船に乗じて東方に來りし事史記始皇本紀に見ゆ○五帝三王 一本に、三皇五帝に作る、同じことなれど、後の方普通のとてなへ方なり、三皇は、伏羲、神農、黃帝、五帝は少昊、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜をいふ、さて五帝三王の遺書とは、上古より遺り傳はれる書にして、其の中には經書をも含みたるなり○かの國書を焼き儒を埋みにければ、始皇、學者の、往々天下の事を講議するを憤り、醫曆卜筮の書を措き、他は皆これを焚燒し、儒生を捕へて、悉くこれを生埋にしたるをいふ○孔子の全經 今、詩、書、易、春秋、禮記を五經と稱すれど、元はこれに樂經を加へて、六經といひしなり、されば、こゝは、孔子の手入れせし六經といふ意なるべし○この事異朝の書に載せたり、こゝは、歐陽全集中の、日本刀の歌に、徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存とあるをさせるなるべし、徐福の我國に來りし事は、舊くよりいひ傳へて、強ち虚妄にもわらざるゝ如し○わが國には神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、こゝは、大なる事のみをいひたるに

て、委しくいへば、神代に素盞鳴尊、五十猛命と共に、韓國に渡り給ひ、彼國を經營し給ひしを始、崇神天皇の御代、鹽垂津彦を新羅に遣はし給ひし事、其の他なは多くあるべし○應神の御代より云々 應神天皇十六年二月、王仁來朝して、論語十卷、千字文一卷を獻りし事見えたるが、其の後、五經博士を貢せし事もあり、これらを稱するなり○應神の御代に渡れる經史だにも云々こゝは、例を擧げていへるにて、應神の御時に、傳來せし書にても、今は傳はらぬ程なれば、況して、これはそれより以前の孝靈天皇の御代の事なれば、よし彼國より傳來せしにもせよ、今に傳はらぬ事もあるべし、故に傳はらぬといふ点のみを以て、この事實を偽といふは、非なりとあり○吉備大臣 右大臣吉備眞備なり、後に見ゆ○君子不死の國 後漢書東夷傳に、東方に君子不死の國ありと記し、文武天皇の御代粟田真人の入唐せしをり、孝謙天皇の御代藤原清河の唐主に見えし時、いづれも君子國の名に背かずとて、大に稱讚せしこと見えたり○孔子世の乱れたる事を嘆きて云々 論語子罕篇に、子欲居九夷或曰陋如之何子曰君子居之何陋之有とあるこれなり、この意は、同じ論語中に、乘桴浮海なると同じく、世の乱を厭ひての事なれば、かくいはれしあり、九夷とは、支菟、樂浪、高麗、蒲飾、島夷、索家、東屠、倭人、天黿の九種の東夷をいふ○南は蛇の種なれば虫をしたがへ云々 これは、字につきていへるにて、西の羊を隨ふといふは、羌の字の上、羊なればいひ、北狄の獸扁、犬なれば、犬を從へたりとはへるなり、又太弓の二字は、夷の字を分ちたるにて、しか弓を持てるが仁者なるよしは、往古未開の世には、各種族、互に攻伐を旨とせしが、東夷は、その際大弓を持して、蠻人を征服し、人民の爲に危害を免れしめし故、人民安堵して業務を營み、その恩恵に浴したればなり、かく仁を施ししにより、仁者は壽しといふ言の如く、自ら長壽を保ちしものあるべし、これこの説ある所以なり、

○第八代孝元天皇は孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり、丁亥の年即位大倭の輕の境原の宮にまします、九年乙未の年唐の秦滅びて漢に移りきこの天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おましくき、

○第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄の妹なり、甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にまします、天下を治め給ふ事六十年、百十五歳おましくき、

○第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元の妃とし、大綜麻杵の命の女なり、甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします、この御時神代を去る事、世へ十つぎ、年は六百餘になりぬ、漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より此巳丑までは六百二十九年、神代の鏡造石凝姥の神の裔をめぐして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして、劍を作らしむ、大和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき、これを護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡、及び靈劍をば、皇女豐鋤入姫の命に付けて、大倭笠縫の邑といふ所に、神籬を

建て、あがめ奉らる、これより神宮、皇居、各別になれりき、その後、大神の教ありて、豊鋤入姫の命、神躰を頂戴して所々をめぐり給ひけり、十年の秋、大彦の命を北陸に遣へし、武渟川別の命を東海に、吉備津彦の命を西道に、丹波の道主の命を丹波に遣はす、共に印綬を賜ひて將軍とす、將軍の名初めて見ゆ、天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りければ、將軍等を留めて、先追討しつ、冬十月に將軍發路す、十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平らげぬるよし復命す、六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る、筑紫と去ること二千餘里と云ふ、天皇、天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳おまじくき。

○輕の境原宮 高市郡○率川の宮 添下郡○初は孝元の妃として云々、これは、事實の誤なり、元來伊迦賀色許賣といふに、同名二人ありて、一は、内色許男の女にて、これ孝元天皇の妃となられしもの、一は、内色許男の弟大綜麻杵命の女にて、これ即開化天皇の皇后にまします、かく系統も近く御名も同じきにより、親房卿は、かく誤られまなり○瑞籬宮 城上郡○即位六年己丑の年本によりては、この六年を六十六年に作る、六十六年も、干支は己丑なれど、鏡劍を摸造せられしは、諸書皆六年なれば、六年に従へり、されど、注に六百廿九年とあるによる時は、六十六年ならずは年數合はず、按ふに、この注は、後人前に、年は六百餘になりぬとあるに合せんとて、六百廿九年とし、さて六百廿九年は、六十六年己丑なれば、本文をも、六十六年とせしはあらざるか○うつし鑄せしめ 摸造せしめられしをいふ、鑄せしめは、正しくは鑄しめといふべし○同殿に安置す 以前、眞の鏡劍を奉安せられま如く、天皇と同じ御殿に齋き祭らせ給ひしをいふ○笠縫の邑 十市郡と聞えられたれど、其の地確かならず○神籬 宮殿なり○十年の秋大彦命を云々 これいはゆる四道將軍なり、しかして、この將軍等は、皆皇族にて、貴き御身なりしにもか、はらず、遠く四方を征せられしは、辱き御事なり、まづ、大彦命は、孝元天皇の皇子、次に武渟川別は、大彦命の子、吉備津彦命は、孝靈天皇の皇子、道主命は、開化の皇子彦坐王の子なり、さて又、北陸、東海、西道、丹波といふも、我國中を概略に分ちていへるものにて、後世にいふ東海道、北陸道などは、もとより同じからねば、その心して見るべし○共に印綬を賜ひて將軍とす 印綬とは、支那にて將軍の印に、天子より授くる緒なり、こゝはそれと同じ物にはあらねど、たい將軍たる印の物を賜ひたるを、支那の文によりて、印綬とは、書かれたるものあるべし○任那の國云々 任那といふ號は、この時入貢せしより負せし名にて、この天皇、御名を御間城入彦命と申し、により、其のミマを與へ給ひしなり、この時來りし使者は、蘇那喝叱知といふ者にて、新羅の、己の國を侵掠するによりて、援兵を乞ひしなり、朝廷これを許し、鹽垂津彦を將軍として、征討せしめ給ひき○筑紫と去ること二千餘里 此は、六町一里にて計算せしもの、任那は、今の朝鮮内にありて、新羅の西南に接したる地あり

○第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大姫の命孝元の御子の女なり、壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします、此御時、皇女大倭姫の命、豊

鋤入姫に代りて、天照大神をいつき奉る、神の教により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡、五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太敷立て、しづまりまじくぬ、この所は、昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神参りあひて、われは、伊勢の狹長田の五十鈴の川上に至るべしと申しける所なり、大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人、又は與玉とも云ふ、参りあひて、この處を教へ申しき、この命ハ昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かの川上に五十の鈴、天上の圖形など有り、天の逆戈も此處に有、八萬歳の間、守り崇め奉りきとなん申しける、かくて、中臣の祖、大鹿島の命を祭の主とす、又大幡主と云ふ人を、大神主になさる、これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします、この天皇天下を治め給ふ事九十九年、百四十歳おまじまじき、

○珠城の宮 城上郡○猶國々をめぐりて 倭姫命、神體を奉じて、大和より近江、美濃を経て、伊勢國に到り、終に五十鈴の川上に、宮を建てられしなり○高天の原に千木高知云々 宮殿を莊嚴に造れる稱へ詞なり、高天の原は天なり、千木は樽風なり、高知りは高く表はすなり、故に樽風を高く天空にさし出だすを、高天の原に千木高知りとはいふなり、下津磐根は地底の磐石なり、

太敷立は太く丈夫に突き建つるなり、故に神の宮柱を丈夫に地盤に突き建つるを、下津磐根に云々とはいふなり、かくて、其の地に御鎮坐あるを、しづまりまじくぬとはいふなり○この所は云々 この事すでに上の文に見ゆ狹長田は、地名なり○かの川上に五十の鈴天上の圖形などあり、これは、五十鈴といふ名につきて、設けたる説にて、正しき據あるにはあらず、天上の圖形といふも、日の若宮の繪圖をいふなるべけれど、これまた信するに足らず、五十鈴といふ名の起は、この邊に古鶯といふ、草多くありしかば、名づけしにて、文字は、後より當はれたるものなり、鶯は、葦などの類にて、みすゝかる信濃なといひて、信濃邊にも多かりし物なり○天の逆戈も云々 逆戈は、かり字にて、榮戈の義なるべし、天上より持ち降り給ひし物故、天とはいへるなり、されど、こゝにありしにあらざることを、前に注せるが如し○八萬歳の間云々 文の意は五十の鈴、天上の圖形をぞを、猿田彦の神の裔が、大御神を待ちて、八萬歳の間保護してありたりとなり、されど、この事も、亦確なる書に見えねば、信をおき難し○大鹿島命 天種子命七世の孫にして、神宮祭主の始なり○宗廟 宗廟とは、支那にてその代その代の天子、己の祖先を祭る廟をいへるなれば、我國の如く、萬世一系にまします皇室の祖宗を祭らせ給ふ所を申し奉らむは、憚あることなり、こゝは皇祖の神社といふほどの意にていへるなり

○第十二代景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり、辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします、十二年秋、熊襲あり、日向にをむきて

貢奉らず、八月に天皇筑紫に幸して、これを征し給ふ、十三年夏、悉く平けて、高屋の宮にまします、十九年秋、筑紫より還り給ふ、二十七年秋、熊襲、又反いて邊境を侵しけり、皇子小碓尊、御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛け給ひしめば、熊襲を討たしめ給ふ、冬十月に、密にかの國に至り、奇謀を以て、その梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ、梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり、悉く餘黨を平げ、かへり給ふ、所々にして、あまたの悪神を殺しつ、二十八年春、あへりごと申し給ひけり、天皇、その功をほめて、惠み給ふ事諸子にことなり、四十年夏、東夷多くをむきて、邊境さわがしかりければ、又日本武の皇子を遣はず、吉備の武彦、大伴の武日、を左右の將軍として、相副へしめ給ふ、十月に、枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまゐり申し給ふ、その命、神劍を授けて、つゝしみてなほこたりとぞ教へ給ひけり、駿河日本紀説、或相摸古語拾遺に至るに、賊徒、野に火を付けて害し奉らん事をはありけり、火の勢免れ難ありけるに、はかせる叢雲の劍自抜けて、傍の草をなぎ拂ふ、これより、名を改めて草薙の劍と云ふ、又火打を以て火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺されにき、これより、船に乗じ給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の

國そのところ異説あり、に至り、悉く蝦夷を平け給ひて、あへりて常陸を経て、甲斐に越え、又武藏、上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ、上總へ渡り給ひし時に、尊の御命をあかすはんとて海に入りし人也、東南の方を望みて、我孀者耶との給ひしより、山東の諸國をめぐりまといふなりとぞ、

○日代宮 城上郡○熊襲 古、日向、大隅、薩摩の邊を襲の國といひ、其處に住へる人種を、熊襲といひき、注に日向とあるは、今の日向のみにはあらで、其の邊をなべていひしものなり○高屋宮 肥後國天草郡○容貌魁偉云々 身體大にして、人に勝れ、常人の動かし得ぬものをも、容易く指擧げ給ふ程の、力量ましまししよしなり、鼎を扛ぐといふに、支那にて、力量強き人のさまを形容していふ語なるを、假り用ひていへるなり、實に鼎を扛げ給ひしにはあらず○冬十月に云々 日本紀によるに、この時、熊襲の魁帥を取石鹿文とも、川上梟帥ともいひたり、或日、梟帥、新築の落成を祝ひて、郷黨親族を集めて酒宴を催したり、尊、これを聞き給ひ、童女の裝をかして、劍を袖中に隠し持ちて、侍婢等の中に入りて、居給ひしを、梟帥、見て歡び、已の傍に置きぬ、かくて時移り、梟帥等酒を被りて打伏しければ、尊かねて、隠し持ちたる劍を出だして、梟帥を刺し給ひき、梟帥大に驚きて、吾昔より多くの人に接せしかど、未だ武勇皇子の如き者にあはず、願くは、名乗給へよと申しければ、尊委しく、御身の上を語り給ひしかば、梟帥愈畏み、われ賤しけれども、佳號を奉らん、今よ日本武尊と申し給へと曰ひき、日本武の御名、



これより起れり、かゝれば、この御名は、ヤマトタケルの尊と申し奉るべきあり○所々にしてあまたの悪神を殺しつ 尊、歸路吉備にて、穴海の悪神を殺し、難波にて柏濟の悪神を殺し給ひし等をいふ○かへりごと 凱旋を復命し給ふなり○東夷 東國の蝦夷なり、關東八州より、北海道に至るまで、蝦夷人種多くありて、時々叛きたりき○枉道 寄り道し給ふなり○まかり申し給ふ 御暇を申されしなり○神劔を授けて云々 神劔は叢雲劔なり、按ずるに、この時尊怠り勝ちに見えさせ給ひければ、御叔母命も、殊に注意して、かく慎みて怠る勿れとは、宣ひたるなるべし、又燧火をも與へ給ひしを、こゝには畧したるなり○駿河に至るに 注にもある如く、古語拾遺には相模とあり、この難に遭ひ給ひし地は、今の益頭郡なれど、古はこの邊をも、相模といひたるあるべければ、傳へのことなるにもあらざるべし○賊徒野に火をつけて云々 日本紀によるに、賊陽はり降りて、尊に、この野に麋鹿多ければ、狩し給へと勧めたり、尊、信と思召して、野中に入り給ひし時、四方を圍みて燧を立てぬ、尊、欺かれしを知り給ひ、劔を抜きて草を薙ぎ掃ひ、燧を出して、此方よりも草に火を附け給ひしかば、其火却りて賊徒を燒き殺して、大なる利を獲給ひきとあり○草薙劔といふ これまでは、叢雲劔といひしが、この時、草を薙ぎ掃ひしによりて、かく改めしなり、さて、かく賊を燒き掃ひ給ひし故、其の地を燒津といひしを、後に文字を益頭と書さしより、訛りてマシツと訓むに至りたるあり○日高見の國 今の北海道なりといふ、然るに、延喜式に、陸奥國桃生郡に、日高見神社あり、又常陸風土記に、信太郡、此地本、日高見國也ともあるによりて、この邊なりとの説もあるなり、故に、注に異説ありとは、記された

るなるべし○碓日坂 古事記には、足柄の坂本とあり、傳説の異なるなり○上總へ渡り給ひし時云々 此は、陸奥に至らんとせられしをり、相模より上總に渡る海中に、暴風起りて御船進まざりければ、これ必ず海神の祟ならんとて、妃橘姫、尊の御命に代りて、海に入り給ひしをいふ○我孀者耶 はやは、歎息の辞、さて、わが最愛の妃を失ひて、口惜しき事よとの意なり、これより道を分け、吉備の武彦をは、越の國に遣して、不順の者を平けしめ給ふ、尊は、信濃より尾張に出で給ふ、かの國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種いなねの宿禰の妹なり、この女を召して、淹留ひんりゅうり給ひし間、五十葺よそぎの山に荒神有りと聞えければ、劔をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます、山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり、尊またぎこけて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり、それより伊勢に移り給ふ、能褒野と云ふ所にて、御病甚しくなりければ、武彦の命をして天皇に事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ、御年三十なり、天皇、きこしめして哀しみ給ふ事限なし、群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴こもづの原と云ふ所に留まれり、其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る、その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ、依りて三の陵有り、あ

の草薙の劔は、宮簀媛崇め奉りて、尾張に留り給ふ、今の熱田の神にまします、五十一年秋八月、武内の宿禰を棟梁の臣とす、五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさんとて、東國に幸し給ふ、十二月、あづまより返りて、伊勢の綺の宮にまします、五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ふ、天下を治め給ふ事六十年、百四歳おましくき。

○越の國 今の越前、越中、越後邊をいふ○五十葺山 近江國伊吹山なり○荒神 邪惡暴行をする神なり○劔をば宮簀媛の家に留めて云々 劔は草薙劔なり、宮簀媛は、すでに尊の妃とあり給ひしかば、其の許に置き給ひしなり、かちよりとは、徒歩にてといはんが如し○御心乱れにけり 毒氣を受けて苦惱し給ひしなり○能褒野 伊勢國鈴鹿郡○事の由を奏して 東夷を平げし頗末と、曰に代りて奏聞せしめられしをいふ○群卿百寮 京師なる諸公卿、諸官人に令せて、會葬せしめ給ひしなり、以て天皇の、尊を惜み給ひし事の深さを知るべし○琴彈原 葛上郡、富田、原谷二村の間にあり○古市 古市郡○今の熱田の神にまします 後に神異ありたれば、社を建て、終に伊勢に並べる大社となれり、元來、尊は、再び尾張にかへりて、劔をも携へ給はむの御意ありしかど、御病重りければ、果さずして止みたるなり○武内の宿禰云々 タケシウチと訓むべし、棟梁の臣とは、家に棟梁の肝要あるが如く、百官の上に立ち、これを統御して、朝廷に仕へ奉るよしの名なり、故に後世の三公の如きものなり○綺宮 鈴鹿郡高宮の地なり、

○第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦の皇子崇神の御子の女なり、日本武の尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしましくしかば、この帝立ち給ふ、辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にまします、神武より十二代は、大倭の國にましくき、景行天皇の末つかた、この高穴穗にまして他國に移り給ふ、三年の春、武内の宿禰を大臣とす、大臣の號是、四十八年の春、姪の仲足彦の尊日本武尊の御子、を立てて皇太子とす、天下を治め給ふ事六十一年、百七歳おましくき。

○第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武の尊第二の子、景行の御孫なり、御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり、大祖神武より、第十二代景行までは、代のまことに繼體し給ふ、日本武の尊、世を早くし給ひしにより、成務、これを繼ぎ給ふ、此の天皇を太子として譲りましくしより、代と世と替れるはじめなり、これより、世を本としてしるし奉るべきなり、代と世とは常の義差別なし、然れども凡の承運とまことのいはれなきにあらず、代は更の義なり、世は、代と世とは常の義差別なし、然れども凡の承運とまことのいはれなきにあらず、代は更の義なり、世は、の繼體とを分別せんために書さわけたり、但字書にもその周禮の註に父死て子立つを世と云ふとあり、この天皇、御形いときらしく、御長一丈ましくけり、壬申の年即位、此の御時、熊襲又反亂して朝貢せず、天皇、軍を召して、自征伐のため、筑紫に向ひ給ふ、皇后息長足姫の尊は、越前の國箭飯の神に

詣ぞと、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ、爰に神ありて、皇后に語り奉る、これより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉冊の生み給へりし國なれば、うたずとも、終には隨ひ奉りなんと有りしを、天皇、うけがひ給はず、事ならずして、檀日の行宮にして隠れ給ふ、長門に納め奉る、これを穴戸豊浦の宮と申す、天下を治め給ふ事九年、五十二歳おまじまじき、

○高穴穗宮 滋賀郡○武内の宿禰を大臣とす 大臣は、オホオミと訓むべし、されど、諸臣の上に立ちて、百官を統ふる事、後世の三公に異ならず○仲足彦 此は、足仲彦の誤なるべし○代のまゝに繼體し給ふ 父子相受け相繼ぎて、即位し給へるをいふ○代と世とは常の義差別なし云々 此は、世代を分つにつき、親房卿、その理由を述べられしなり、平生用ふる上にては、代といひ世といふも、さまで相違あることにはあらず、されど、今本書に二つの區別を立てたるは、たゞ一通の御代々々の順序と、まことに父子の間にて、天位を授受せしめしとを知らせんとての事なり、きは世代一通は、區別なければ、字書によれば、代は、たゞ代のはるといふ義、世は周禮に、父の後を子の繼ぐといふとも見えれば、余の區別も、簡はれなきにもあらずといふ意なり、さて親房卿の、かく世と代とを分け、御系統の事を委しくせられしも、後に至りて、南朝の、正統を受繼ぎ給ひし君にまして、決してたゞ、普通に御位に即かせ給ひしものと、神代卷の御位に即かせ給ひし君にまして、決してたゞ、普通に御位に即かせ給ひしものと、とちからずといふ事を、確に知らせんとての心構なり、故に、この後、御系統の事をいひたる所々

をも、徒に看過することなくば、大に著者の心を知ることを得じ○さらくしく うるはしきなり、容貌壯麗にましくしなり○筒飯の神 敦賀郡にあり、氣比ともしるす○これより西に寶の國あり 主に新羅をさす、日本紀古事記には、明に其の名を挙げたり、寶の國ともしいへるは、此の國々には、金銀綾羅の類、多ければなり○又伊弉諾伊弉冊の云々 もどよりわが日本國の内にある地なればといふ程の意なり○天皇うけがひ給はず うけがふは、其の事を尤と承諾することなり、こゝは、天皇の信じ給ひざりしをいふ○檀日の行宮 筑前國糟屋郡、今も神社ある地なり○穴戸豊浦宮 長門を古、穴戸とも稱せしなり、豊浦宮は長門豊浦郡なり、天皇、嘗てこゝに坐しことありしにより、假にこゝに葬り奉りしなり○日本紀によるに、仲哀天皇八年秋九月、群臣を會して熊襲を討たんことを議し給へり、時に神、皇后に憑りて曰はく、天皇、熊襲の服はぬを愛ひとし給ふべからず、西の方別に寶の國あり、多く金銀を産す、その名を栲衾新羅國といふ、もしよく我を祭らば、及に血ぬらずして、其の國自ら服ばん、然らば熊襲も、亦自ら御稜威に靡さぬべしと宣ひぬ、天皇これを訝かり、山に登りて海を望み給ひしかど、たゞ眇々たる蒼海のはてなきのみ、國のあるべくもなし、嘆じて曰はく、海あれども國なし、神徒らにわれを誘ひ給ひたるのみかどて、終に信じ給はず、進みて熊襲を討じ給ひしが、克たずして、宮に還り給ひき、然るに、九年二月に至り、天皇俄に檀日宮に崩じ給ひたり、皇后及び武内宿禰、秘して喪を發し給はず、終に議して新羅を征し給ふに至りしなり、凡う、これらの事につきては、世すでに種々の議論あり、余もまた考ふる所なきにあらず、されど、今は省きて、たゞ事の大略を書きたるのみ

◎十五代神功皇后は、息長宿禰みさながすくねの女、開化天皇四世の御孫なり、息長足姫の尊と申す、仲哀立て、皇后とす、仲哀神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋こもらせ給ふ、この時、應神天皇へらまれさせまじくけり、神がくりて、様々の道を教へ給ふ、この神は、表筒男うらつちのせ、中筒男なかつちのせ、底筒男そこつちのせなりとなん名のり給ひける、これへ、昔伊弉諾の尊、日向の小戸の川、櫛が原にてみそぎし給ひし時、化生しましける神なり、後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり、かくて新羅、百濟、高麗此三ヶ國を三韓と云ふ、正は新羅にかざるべし、然れどもふるくより百濟高麗を、を伐ち隨へ給ひき、海神形を顯し、御船をはさみて守り申ししかば、思ひの如く、この國を平け給ふ、神代より、年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし、海中にして、如意の珠を得給へりき、さて筑紫に歸りて皇子を誕生す、應神天皇にましませ、神の申し給ひしに、よりて、これを胎中の天皇とも申す、皇后、攝政して、辛巳の年より天下を知らせ給ふ、皇后、未だ筑紫にまじくし時、皇子の異母の兄忍熊王おしのくま謀叛をおこして、防ぎ申さんとしければ、皇子をば、武内大臣に懷なつせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后は、とぐに難波につき給ひて、程なく、この亂を平げられにき、皇子おとなび給

ひしかば、皇太子とす、武内の大員、専ら朝政を輔佐し申しけり、大倭の磐余稚櫻の宮にましませ、これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、この國よりも、この國に鎮守のつらさを置かれしかば、西蕃相通じて、國家とみ盛なりき、又もろこしへも使を遣されけるにや、倭國の女王、遣使來朝すと、後漢書に見えたり、元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る、漢の代始まりて十四代と云ひし時、王莽と云ふ臣、位を奪ひて十八年ありき、その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき、この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて魏の文帝に讓らる、これより天下三に分れて魏、蜀、吳となる、吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたくみなごまでも渡されき、又魏の國にも通ぜられけるいと見えたり、四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代に移りにき、蜀の國は、三十年癸未に魏のために滅され、吳は魏より、後までありしが、應神十七年辛丑晉のためにほろぼさる、この皇后、天下を治め給ふ事六十九年、一百歳おまじくき、

○七日ありて云々、こは、別殿を作りて、七日の間、其處に齋みこもらせ給ふといふ意なり、○應神天皇はらまれまじしけり、西征の御時、適に産月にあたり給ひしが、祈願によりて、凱旋の後生れさせ給へり、○住吉にいつかれ給ふ神、攝津國住吉郡住吉神社これなり、いつかれは、齋き

祀らるゝなり○正の新羅にかざるべきか 此は三韓といふ名は、正しくいへば、新羅のみに限るべき筈なりとなり、其の故は、次にもある如く、もと三韓といふは辰、馬、辨の三つの韓國ありしより起りて、そは後に新羅の爲に滅され、其の地よ、新羅に属したればなり○海神形を願はし御船をばさめりければ云々 對馬島の和珥津を發せられしより、大魚船を夾み、順風船を追ひ、艤楫を勞せずして、直に新羅にいたり、海水奔騰して、國中に及べるをいふ○海中にして如意の珠を得給へりき 此は、三韓征討の時にはあらで、仲哀天皇の二年七月、豊浦津にて得給ひしよし、日本紀に見えれば、それをいへるあるべし○神の申し給ひしによりて云々 仲哀天皇神教に順ひ給はざりしかば、凡この國の、汝の治むべきにわらず、皇后の胎中にまします皇子の、知しめすべきものなりと宣ひしにより、胎中天皇と申すよしあり○皇子の異母の兄忍熊王云々はじめ仲哀天皇、大中姫を納れて、鹿坂、忍熊の二皇子を生ましめ給ひき、然るに、應神天皇の生れ給ふに及び、二皇子、其の下風に立たんことを恥ぢ、相謀りて、天皇を討たんとす、未だ事を行はざるに、鹿坂王、赤猪のために害せられしかば、忍熊王大に恐を懷き、難波より菟道に退きたりしを、武内宿禰、計を按じ、王を敗りぬ、王、終に瀬田渡に沈みて薨せられき○稚櫻宮十市郡○年毎に御調をとあへ 毎年、八十船を定額として貢献せり○かの國に鎮守のつかさを置かる 姓氏録に、皇后凱旋の日、大矢田宿禰を、新羅に留めて鎮守將軍とせられしよし見え、又任那には、日本府といふを置かれて、三韓を統御せしめられし由も見えたり○倭國の女王遣使來朝す云々 此は、全くの皇后よりの御使にはあらで、九州邊に住せる國造ども、皇后の御使と稱し、

彼國に交通せしものなるべし○吳の國より云々 應神天皇十七年、吳に衣縫の工女を求められ、雄略天皇の十四年、吳國より手末才伎漢織、吳織と、衣縫兄媛、弟媛を献じたり、この外にもなほ多かるべし○又魏の國にも通せられけるかと思えたり 此は、魏志に、景初及び正始の頃、此方よりも使を遣はされ、彼方よりも使の來れるよしを載せられたれば、それによれるか、されど、我國の正史にも見えず、事實も疑はしければ、九州邊の首長等、私に往來せしものなるべし、

◎十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり、胎中の天皇ども、又は譽田の天皇とも名づけ奉る、庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮にまします、この時、百濟より博士をめし、經史を傳へらる、太子以下、これを學び習ひ給ひき、この國に、經史及び文字を用ふる事は、これより生まれりどぞ、異朝の一書の中に、日本は、吳の太伯が後なりといふといへり、かへすぐあたらぬ事なり、昔、日本は、三韓と同種なりと云ふ事の有りしが、彼の書を、桓武の御代に焼き捨てられしなり、天地開けて後、素戔嗚尊の尊、韓の地に到り給ひきなど云ふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならん事、あながち苦しみなきにや、それすら昔より用ひざる事なり、天地神の御末なれば、なにしろ、代下れる吳の太伯が後にはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人、多くて國に歸化し

き、秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝にも人の心まちくなれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、後漢書よりぞ、この國の事をばあらくしるせる、符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや、唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで、明かに載せたり、さてこの御時、武内大臣筑紫を治めんとために、あの國に遣されける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり、かほかたち、大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる、大臣は、忍びて都に詣で、科なき由を明らめられにき、上古神靈の主、猶あるあやまちましくしるは、末代いかでる慎ませ給はざるべき、天皇、天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳おましき。

○魯田の天皇 河内國古市郡に魯田村あり、その地名によれる御名なり、日本紀の注によりて、  
輅によりるといふは誤なり○豊明宮 高市郡なり○この時百濟より博士をめし云々 十五年に、  
百濟王阿直岐を貢せしかば、菟道稚郎子、これに就きて學び給ひき、明年王仁また召に應じて來り、論語十卷、千字文一卷を獻じぬ、太子更にこれを師とし給ひたり、これ漢學傳來の物に見えたる始なり○異朝の一書の中に云々 日本紀纂疏によるに、晉書に倭人、自ら太伯の後と謂ふといふこと見えたりとあれば、それを異朝の一書とは、かゝれたるものか、妄誕なることは、言はたくも更なり○昔日本は三韓と同種なりといふ事のありしが云々 日本後紀によるに、大同四年二月、勅して、倭漢總歷帝譜圖といふ書中に、三韓の王も、我國の人々も、同じく天御中主神の子孫とせるは、皇統を垢す恐れあれば、この書を所有せる人は、皆官に進るべし、若し隠匿する者あらば、重科に處せんと宣ひき、燒棄せられしとは、別に見えぬと、事情を推すに、さることもありしあるべし○素盞鳴尊韓の地に到り給ひき云々 此は、日本紀の一書に、素盞鳴尊、其の子五十猛神を帥りて、新羅國に到り、曾尸茂梨の地にまじりけるよしを書せり、其の傳をいふ○秦の末漢の末云々 秦の後は、秦氏、漢の後は漢氏、吳の後は吳氏といひて、朝廷に仕へ、其の他の歸化人も、地など給ひて、本邦人と同じさまありき○姓氏錄といふ文をも作られき 嵯峨天皇の弘仁六年、勅によりて、萬多親王、藤原園人等の撰録せし書あり、我國は、古よりことに血統を重んずる國柄なりしかば、允恭天皇の御代、盟神探湯せしめて、姓氏を正したるをはじめ、寶字年中にも、氏族志を撰せしめられしが、成らざりき、天皇外蕃より歸化せる者多く、華夷混亂して、氏族の明かならぬを憂へ給ひて、この擧ありき、卷中、姓氏を別ちて、神別、皇別、諸蕃の三類とし、其の別を明にせられぬ、但、今に傳はりしは、抄本にして全部にはあらぬよしあり○弟の讒によりて云々 九年四月、武内、筑紫を巡察せしをり、弟甘美内、武内三韓と謀を通じ、筑紫によりて叛くと讒す、天皇よりて誅せられんとせしなり○科なき由を明らめられにき 甘美

内の証告なるよしを申し、兩人互に争ひし末、終に盟神探湯せしに、甘美内、罪に服しぬ、  
欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池と云ふ所に顯  
れ給ふ、われは、人皇十六代譽田の八幡丸なりと宣ひき、譽田はもとの御名、八幡  
は垂迹の號なり、後に豊前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇、東大寺を建立  
の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき、仍りて威儀をととのへて迎へ申さる、又神  
託ありて御出家の義ありき、やがて彼の寺に勸請し奉らる、されど猶勅使など  
は、宇佐に参りき、清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告あり  
て、今の男山石清水に遷りまします、爾來、行幸も奉幣も石清水にあり、一代一  
度宇佐へも勅使を奉らる、昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき、大物  
主の神、隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり、今までも幣帛を奉らるゝ  
神三千餘座なり、然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰き申  
さるゝ事、いと貴き御事なり、八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示  
入正道垂權迹、皆得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩とあり、八正とは内典に、正  
見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ、凡心正なれ  
ば、身口は自清まる、三業に邪なくして内外真正なるを、諸佛出生の本懷とす、神

明の垂迹も又これがためなるべし、又八方に八色の幡を立つる事あり、密教の  
習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり、うの故にや、行教和尚には、彌陀三尊の形にて  
見えさせ給ひけり、光明袈裟の上けうつらせましくけるを頂戴して、男山に  
は安置し申しけるとぞ、神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の  
應迹は、昔より明らかなる證據ははしますにや、或はまた、昔於靈鷲山説妙法  
花經とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ、中にも八正の  
幡をたてゝ八方の衆生を濟度し給ふ、本誓、よくよく思ひ入てつかふまつるべ  
きにや、

○欽明天皇の御代に始めて神と顯はれて云々、これより宇佐神社の縁起を述べたるなれど、この  
事は、法師等己に都合よき本地垂迹の説を立てたれば、信じ難き事多し、其の意をて見るべし○  
肥後國菱形池 扶桑略記によるに、欽明天皇二十三年、豊前國宇佐郡菱瀉池邊に顯はれて、託宣  
し給へる由を記せり、然らば、こゝに肥後とあるは、誤なるべし○八幡は垂迹の號なり、垂迹と  
は、跡をこの世に垂れて、神佛と顯れ給ふをいふ、聖武天皇東大寺を建立の後云々、聖武天皇の、  
天平勝寶元年十一月、大神京に向ひ給はんと託宣ありしかば、天皇、參詣石川年足、侍從藤原  
魚名等を迎神使として遣はされたり、又路次の諸國は、兵士一百人己上を差はし、前後を驅除し、  
歷る所の國々は、殺生を禁せられ、御供の人々は、酒肉を用ふることを禁せられしなど、其の儀

甚だ鄭重なりき○後に豐前國宇佐の宮に鎮り給ひしを、聖武天皇神龜元年、豐前の小倉に移り給ひしが、これ宇佐宮なり○又神託ありて云々勸請奉らる、これらもとより、佛家の假托、信ずるに足らず、かの寺とは、東大寺を指す、續日本紀によるに、新殿を皇宮の南ある梨原宮に造りて、神宮とせられしよしなり○男山石清水に遷りまします、清和天皇の貞觀二年の事なり○八百萬、八十萬、いづれも大數をいへるにて、數多の神々といふ意なり○幣帛を奉らる、神云々、祭日に供物を捧げらるる神々をいふ、延喜式によるに、これらの神、すべて三千一百三十二座と見ゆ○八幡と申す御名は御託宣に云々、この意は、御身に、佛道の備はりませば、八の幡に八正道を表はして、この世に垂跡しましめ、かれば、渴仰する衆生は、皆苦痛を脱することを得べし、故に八幡大菩薩と號するものなり○八正とは内典に云々、内典とは、佛經をいふ、正見とは、人、無漏の道を修して、四諦を見ること分明なれば、外道有無等の、種々の邪見を破するをいひ、正思惟とは、人、四諦を見る時、正念に思惟せ、觀察籌量して、觀察を増さしむるをいひ、正語とは、人、無漏の智慧を以て、常に口業を攝し、一切虚妄、不實の語を遠ざくるをいひ、正業といひ、人、無漏の智慧を以て、其心を修攝し、清淨の正業に住し、一切邪妄の行を斷除するをいひ、正命とは、出家の人五種の邪命利養を離れ、常に乞食を以て其の命を自活すべきをいひ、正精進とは、雜らざるを精と名づけ、間無さを進と名づく、故に、人、戒定慧の道を勤修し、一心專精にして、間斷あること無さを正精進といふ、又正定とは、人、諸の散亂を攝し、身心寂靜にして、正しく真空の理に住し、決定して移らざるをいひ、正念とは、人、戒定慧の正道、及び五停心の助道の法を思念し、能く進み、涅槃に至るに堪ふるをいふなり、委しくは、佛家に就きて賢すべし○三業に邪なくして云々、身口意を三業といふ、身に邪行なく、口に惡口なく、意に惡念なき時は、一身のうちすべて正しかるべし、これ諸佛の世に出で、衆生を濟度する第一の目的なりとなり○密教の習西方阿彌陀の三昧耶形なり、これ密宗の常にて、西方なる阿彌陀如來の佛道を修する形狀なりといふ意○行教和尙、大和國大安寺の僧にして、武内宿禰の孫なり、その縁により、ことにこの僧に託宣ありしなりと云、和尙の義は、近誦と同義にて、弟子の師の許を離れず、經を受けて讀誦するより起れり○神明の本地をいふ事は云々、神明の本地とは、中古、佛家、神威の熾んなるを妬み、我國の神々は、その本皆佛なるが、假りに神と形を顯はし給へるものなりとの説を立て、佛を神の上に置きたり、其の本を本地といふ、故にこゝに、神の本は、何の佛にましくたりなきいふ事はの意なり○或は又昔於靈鷲山說妙法花經とも、靈鷲山は、天竺なる山の名、釋迦の業を修め、法を説きし地なり、譯して鷲の御山といふ、妙法花經は、經文中最も尊きもの、故に一乘法ともいふ、さて靈鷲山にて、法華經を説きたるは、釋迦なれば、八幡神の本地は、釋迦なりとも宣へりともあり○或は彌勒なりとも大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ、彌勒の事は、神代の條にいへり、大自在王菩薩は、涅槃經に、大者、其性廣博、猶如虚空といひ、無量壽經に、自在者、於一切萬物、隨意自在也といへるが如し、

天照大神も、唯正直をのみぞ、御心とし給へる、神鏡を傳へましく、志事の起りは、前にもあると侍りぬ、又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗



の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出で、後、神主物忌等はあり留まりしに、皇大神、豊受の大神、倭姫命にありて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり、心神を破る事なかれ、神は、たるゝに祈禱を以てさきとし、冥は、加ふるに正直を以て本とすとあり、同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は、四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照らすべしとあり、されば、二所宗廟の御心をしらんと思はゞ、唯正直を先とすべきなり、大方、天地の間にある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず、殊更に、この國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり、倭姫の命、人に教へ給ひけるは、黒き心こゝろなくして、丹心にこゝろを以て清く潔く齋慎め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にあり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元もとを元とし、本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を教へん事も、かゝるべしとぞ覺え侍る、少しの事も、心にゆるす所あれば、大に誤る本となる、周易に霜を履で堅氷に至るといふ事を、孔子釋しての給く、積善の家に餘慶あり、積不善の家に餘殃あり、君を殺す事も、一朝一夕の故にあらずといへり、毫釐も君をゆるかせにする心を萌すものは、必ず亂臣となる、芥蒂も親をおろそかにする形有るもの、果して賊子となる、この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと説けり、但、その末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり、その源と云ふは、心に一物をたくはへざるをいふ、しかも虚無の中に留まるべからず、天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し、己が欲をすて人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照らすが如く、明々として迷はざらんを、誠の正道と云ふべきにや、代下れりとして自賤しむべからず、天地の始め、今日を始めとする理あり、しかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せんことを心ざし、邪なからん事を思ふべし。

○神鏡を傳へましくし事の起りはさきにもしるし侍りぬ この書、神代の條に、鏡は、一物をたぐはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずといふ事なし、其の姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なりと、書されたるを指せるにて、大神の正直を本とし給へるよしを述べたるなり○神主物忌等 いづれも、大神に仕へ奉る人ながら、神主は上に立ち、物忌は下に屬して、神饌の調理を掌りたり○人は則天下の神物なり 人は、萬物の靈との義○心

神を破る事なかれ 心を損ひ破るべからず、即邪心惡念ある時は、完全の心神を損ふ所以なるを以て、さる事をなすべからずとなり○神はたるゝに祈禱を以てさきとし 神明は、救護を垂れ給ふに、まづ祈禱せる人の身の上に於てし給ふよしにて、神は、まづ信仰者を憐み給ふなり○冥は加ふるに正直を以て本とす 冥も、幽冥にて、神といはんが如し、これまた、正直の者を加護し給ふ意なり○日月は四洲を廻り云々 四洲は、上に見えたる四大洲なるべし、四方の洲の意なり、六合は、上下四方なり、六合を照すとはいへども義解し難けれど、強ひていはば、既に六合を照してはあれど、尙正直者の頭を照らし、ことに憐を垂れ給はんといふ意なるべし○一日も日月を戴くまじさいはれなり 冥罰立所に至るの義○元を元とし本を本とする故なりとなん 神道の教は、左右本末を亂さぬを本旨とする故なりと、教訓し給へりとなり、なんの下に、宣ひけるといふを省きたり○周易に霜を履んで堅氷に至る云々 原因なくして、結果あるべきにあらずとの意にて、堅厚なる氷の張るに至るも、其の始は、霜の置く如き、僅かに寒さ程の氣候を積みてなるものなり○孔子釋しての給はく 小善を積みて幸至り、小惡を積みて殃至ると、霜を経て堅氷の候に至ると、同じ理なりと解釋せりとなり○芥蒂も 塵埃はとも、いささかにてもといふ義○心に一物を貯へざるをいふ 心中に、一点の邪心をも殘し留めざるをいふ、即清淨無垢なるをいふ○しかも虚無の中に留まるべからず かく、心に一物をとめておこすといひたれば、心は、それ相應に動も行ふべしとなり○境々に對する事 種々の場合、事物に對して、處置する事

をいふ○代下れりとして云々 古、東洋は、すべて上古を以て完全の世となし、年數を経るに従ひ、人心追々惡しくあり、世風、日に汚濁となるものと思へり、故に、後世を末世と稱し、賤しきものとせり、こゝに代下れりといふも、それらの意を以ていへるなり○神を去る事遠からず 神の御血統より出て、遠く離れ居らざるをいふ○冥の知見をかへりみ 幽冥より、神明の見給ふことを知り、恐れ慎むべきよしなり○神の本誓 正直なるをいふ○この末段の論、甚だ世道人心に益あり、熟讀玩味すべし、

◎第十七代仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姫の命、五百城入彦の皇子景行の皇子の女なり、大鷦鷯おほささぎの尊と申す、應神の御時菟道稚郎子うさぢいらつこと申すは、最末の御子にてましくしを、うつくしみ給ひて、太子に立てんと思し召しけり、兄の御子達うけがひ給はざりしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしに依りて、應神悦びまじて、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける、應神かくれまじしかば、御兄達、太子を失はんとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にし、かれを誅せられにき、爰に太子、天位を尊に譲り給ふ、尊固くいなみ給ふ、三年になるまで、互に譲りて位を空しくす、太子は、山城の宇治にまします、尊は、攝津の難波にましけり、國々の御調物も、あなたこなたにうけとらずして、民の

愁となりしかば、太子自失せ給ひぬ、尊驚き歎き給ふ事限りなし、されど遁れま  
すべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします、日嗣を受け  
給ひ志より、國をしづめ、民をあらはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事なり、民  
間の貧しき事を思して、三年の御調を留められぬ、高殿ののぼりて見給へば、  
きはしくみえけるに依りて、

高き屋に、のぼりて見れば、煙たつ、民のうまごひ、にきはひにけり

とぞよませまじくける、さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もた  
まらず、宮人の衣やぶれて、うの粧ひも全うらず、帝は、これを樂しむとなん思し  
召しける、あくて六年と云ふに、國々の民、各参り集りて大宮作りし、色々の御調  
を備へけるとぞ、ありがたうりし御政なるべし、天下を治め給ふ事八十七年、百  
十歳おまじくき、

○兄の御子達 大山守尊をいふ○高津宮 東成郡、大阪安國寺阪の邊にありき、後世タカツをカ  
ウツといふ○高き屋にのぼりて見れば云々 高樓に登りて、四方を眺むれば、炊煙盛んに起るを  
見る、然れば、貧しかりし民の家々も賑はひ、富み榮えたることと思はるとなり、かまごの賑ふ  
といふは、家の富むるといふに同じ、さてこの歌を新古今集にも、この御門の御製とし、世人も、

しか思ひ居れど、句調も新しく、且つ正史にも見えず、もしまことに詠ませ給ひしならば、必ず  
正史にあるべき事の体あるに、無きは御製にあらねばなるべし、按ずるに、日本紀覓宴の歌に、  
左大臣時平、大鶴鷲尊を得てと題し、たか殿に登りて見れば、天の下四方に煙りて、今や富みぬ  
る、といふ歌を詠めるよしを載せたり、然らば、これもさる類の歌なりけむを、誤りて御製とせ  
しにやあらん○猶三年をゆるされければ云々 三年に重ねるに、三年を以てし、御調を受け給は  
ざりしをいふ、民の力によりて、皇室の御用度足し給ひしはと云れば、六年も御調を納めしめ  
ざりせば、宮室の壊れたるもの、おまはかり奉らるべし、實に、あり難き御政治にて、人民の盛  
帝と稱へ奉りまも宜なりけり、

◎第十八代履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり、庚  
子の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にまします、後の稚櫻の宮と申す、天下を治  
め給ふ事六年、六十七歳おまじくき、

◎第十九代反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟也、丙午年即位、河内の丹比  
柴籬の宮にまします、天下を治め給ふ事六年、六十歳おまじくき、

◎第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり、壬子の年即位、大  
倭の遠明日香の宮にまします、この御時までは、三韓の御調、年々にははらひざり  
しに、これより後には、常におこたりけりとなん、八年己未に當れりし年、もろこ

しの晉ほろびて南北朝となる、宋、齊、梁、陳相次ぎておこる、これを南朝と云ふ、後魏、北齊、後周つきく、に起れりしを北朝と云ふ、百七十餘年並びて立ちたりき、この天皇天下を治め給ふ事四十二年、八十歳おまじくき、

○稚櫻宮 十市郡○柴籬宮 丹北郡○遠明日香宮 高市郡○これより後には常におこたりけりとなん 日本紀を按ずるに、四十二年に、この天皇崩じ給ひければ、新羅王聞きて駭き悲み、調の船八十艘と、樂工八十人とを貢し、難波津に至り、皆素服して京に入り、哀を擧げたり、かくて新羅の弔使、還らんとしける時、甬傍耳成の二山を見て歎美せしが、其の言、うねめを姦せし如く、聞えしかば、倭飼部、これを大泊瀬皇子に告げ奉りぬ、皇子悉く使者を執へて推問ありしに、怪しむべき跡も無かりしかば、宥し給ひき、新羅王、聞きて、大に怒み、これより貢献の船數を減じぬとぞ、神功征韓の時より、是に至るまで、凡二百五十餘年を経たり○後周 或は北周といふ後に別に後周といふあれど、それと同じからず、

○第二十一代安康天皇は、允恭第二の御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子應神の御子の女なり、甲午の年即位、大倭の穴穗の宮にまします、大草香の皇子仁徳の御子を殺して、その妻を取りて皇后とす、その皇子の子眉輪の王をさなくて、母に隨ひて宮中に出入しけり、天皇高樓の上に醉臥し給ひけるをうらぐひて、さしてろして、大臣葛城の圓つらゆが家ににけ籠りぬ、この天皇天下を治め給ふ事三年、五十

六歳おはしましき、

○第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり、大泊瀬の尊と申す、安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる、剩へその事にくみせとれざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ、今年丁酉の年なり、大倭の泊瀬朝倉宮にまします、この天皇、性猛くまじくけれども、神に通じ給へりとぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井まゐの原よりして、豊受の大神を迎へ奉らる、大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る、九月に、度會の郡山田の原の新宮れしづまり給ふ、垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより、四百八十四年になんなりにける、神武の始よりは、既に千百餘年になりぬるにや、又これまで、大倭姫命垂仁の御女也存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ、抑、この神の御事異説まします、外宮には、天祖天御中主の神と申し傳へたり、されば、皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる、神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにせ、天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依て、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にまします

なり、これより二所大神宮と申す、丹波より移らせ給ひける事は、昔、豊鋤入姫の命、崇神の御女、齋宮の始也天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神、天降りて一所におはします、四年ありて、天照大神は、又大倭に歸らせ給ふ、それよりこの神ハ、丹波に留らせ給ひしを、道主命と云ふ人、いつき申しけり、古ハ、この宮にて御饌をととのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉るとなむ、かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ、天孫さへ、相殿にましませば、御饌の神と云ふ説は、用ひがたき事にや、この天皇、天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おまじくさ。

○大草香皇子を殺して云々 かくいへば、其の妻を取らんとて、大草香皇子を殺されたるが如くあれど、さにはあらず、始、天皇、皇弟大泊瀬皇子のために、大草香の妹を聘せんとし、旨を諭されければ、大草香大に喜び、寶物を捧げて信とす、使者、これを奪ひ、偽りて詔を奉せずと奏す、天皇怒りて皇子を殺し、其妹を大泊瀬の妃とし、御身も其妃中赫姫を納れて后とせられたり○眉輪の王とさなくて 時に年七歳○さしこころして 類なき賦道なれど、自は父の仇と心得て

なまたるなり○泊瀬朝倉宮 城上郡○神に通じ給へりと云 四年二月、葛城山にて、一言主神と共に、遊獵して禮遇を受け給ひしことなせをいふならん○丹波國與佐の眞井の原より云々 延暦儀式帳には比沼の眞奈井とあり、同じ地なるべし、後世には、丹後に属せりと見え、神名式に丹後國丹波郡に比沼麻奈爲神社あり○勅使をさきて迎へ奉る 朝廷より使を遣はして、豊受の大神を伊勢に迎へしめ給へりとなり○垂仁天皇の御代に云々 垂仁天皇廿五年なり○日の小宮の圖形文形によりて云々 日の小宮とは、高天原にて、天照大神のまましくし宮殿なり、圖形文形は、繪圖なり、伊勢の内宮外宮の制作は、日の小宮に倣ひて、造られたりとの意なり○外宮には天祖天御中主神と申し傳へたり この説は、後世外宮にて、内宮よりも巳の方と尊さるものにせんとて、作り設けたるなれば、信するに足らず、抑、天照大神は、神代卷にも見えたる如く、米穀は、民命を繋ぐべきものなればとて、殊に重んじ給へり、豊受神は、其の穀物の事を掌り給ふ神なれば、ことに尊び給ふこと、自然の勢なり、豊受の大神の、丹波より遷り給ひしも、この宮の祭を先にせらるゝも、外宮にて、内宮の神饌を調へられしも、皆右の理由より起りたるものにて、天御中主神にまします故にはあらざるなり、思ひ違ふること勿かれ○この宮の相殿にまします 相殿とは、同一の宮殿に、相共に鎮り座しますをいふ○二所大神宮 内外の二所大神なり、外宮は、もと天照大神の離宮といふ義より起りしものにて、かく外宮といふ稱起りしより、それに對して、本宮をも内宮といふに至れるなり、かくて内外宮の稱は、村上天皇の頃より始まれりといふ○この神天降りて一所におはします、豊受の姫神、太御神と一所に御鎮座ありしなり○神龜

年中 聖武天皇の神龜六年○御饌殿 字の如く神饌を調理する御殿なり○天の狹霧國の狹霧の神  
こは、伊邪那岐神の御子にて、坂に緣故ある神故、坂限の意なるべしと、本居翁はいはれたり、  
されど、この書にては、サは眞の意にて、霧は字の如くに解し、天地間の氣といふ意とせしなり、  
御名の義は、かくてもありぬべけれど、御食といふを、御氣と解し、豊受神を、御中主神とする  
は、甚しき誤なり、されば、猶さきの説を正とすべしといふには、同意し難くなん、

○第二十三代清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり、庚  
申の年即位、大倭の磐余瓊栗の宮にまします、誕生の始より白髮におはしけれ  
ば、しらがの天皇とぞ申しける、御子なかりしおは、皇胤のたえぬべき事を歎き  
給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる、市邊の押羽の皇子、雄略に殺れ給  
ひし時、皇女一人、皇子二人まじけるが、丹波の國に隠れ給ひけるを、求め出で  
御子にして養ひ給ひけり、天下を治め給ふ事五年、三十九歳おましくき、

○第二十四代顯宗天皇は市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり、御母  
弟媛、蟻の臣の女なり、白髮の天皇、養ひて子とし給ふ、御兄仁賢、まづ位につき  
給ふべかりしを、相共に譲りましくしかば、同母の御姉飯豊の尊、暫く位に居  
給ひまき、されどやがて顯宗定まりましくしによりて、飯豊天皇をば日嗣には

かぞへ奉らぬなり、乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします、天下を  
治め給ふ事三年、四十八歳おましくき、

○第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり、雄略の我父の皇子を殺し給ひ  
し事を恨みて、御陵をほりて御屍をばづかじめむと宣ひしを、顯宗いさめまじ  
くしによりて徳の及ばざる事を恥ぢて、顯宗をさまたて給ひけり、戊辰の年  
即位、大倭の石上廣高の宮にまします、天下を治め給ふ事十一年、五十歳おま  
しくき、

○養栗宮 十市郡○市邊の押羽皇子云々 安廉天皇、嘗て押羽皇子に位を傳へんとせられし事あ  
りければ、雄略天皇、深くこれを怨み、終に殺し給ひしなり○皇女一人 飯豊青皇女なり○丹波  
國に隠れ給ひけるを云々 はじめ、父の皇女の殺され給ひし程は、丹波に逃れ給ひしが、後、播  
磨に赴き給ひ、赤石郡縮見屯倉首、忍海部細目の家に仕へ給ひたり、故にこの時は、播磨にまし  
あり○飯豊尊暫く位に居給ひき 日本紀によるに、皇女は、清寧天皇の五年正月より十一月まで、  
角刺宮にて政を兼り給ひき、されば、まことには御代の中に數へ奉るべきなり○八釣宮 高市郡  
○徳の及ばざる事を恥ぢて云々 これは事實を誤りたり、顯宗の先に即位せられしは、播磨にま  
しまししは、家僮となりて、一生をも送り給ふべきさまありしを、顯宗天皇奮ひて、われら皇  
胤なるに、かくて朽果てんこと口惜しき次第なりとて、終に御名を顯はし給ひしかば、それより、

世に出で給ふに至りたり、されば、皇位を繼承するに至れるも、全く顯宗の御功と申すべしとて、仁賢天皇、強ひて顯宗を先立て給ひしなり、かゝれば、徳の及ばざるを恥ぢ給ひしことはあれど、ろはこゝにいふ所と事實を異にしたり○顯宗いさめましくしによりて、これも事實を誤れり、元來、顯宗天皇は、活潑の御性質にましくければ、雄略天皇の、故なくて父命を殺し給ひしを憤り、陵を發さてろの仇を報せんとせられしを、仁賢帝、かく天位を嗣ぎ給ひし上は、雄略帝も祖父に當り給へば、其の御陵を發かんことは、孝にあらざとて、諫め止めましたるなり、されば、この事實は、反對となりたるなり○廣高宮 山邊郡、

◎第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀨列城の宮にまこまそ、性さがなくまとして、悪としてなすと云ふ事なし、依て天祚もひさしからず、仁徳、さても聖徳ましくしかど、この皇胤こゝにたえにき、聖徳のなならず百代にまつらる春秋にとこそ見えられども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚多し、されば、上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらされば傳ふる事なし、堯の子丹朱不肖なりしあれば、舜に授け、舜の子商均、又不肖にして、夏の禹に讓られしが如し、堯舜よりりこなたれば、猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふ事になりしが、禹

の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども、紂が時無道にして永く亡びにき、天竺にも、佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る、轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領す、剩へ諸の鬼神を隨へたり、王法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ、八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施せる人なりき、ろの三世の孫、弗沙蜜多羅王の時、惡臣のそよめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せむと云ふ惡念をおこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をおし殺す、是より孔雀の種、永く絶えにき、あゝれば、先祖大なる徳有りとも、不徳の子孫、宗廟の祭をたゞん事疑ひなし、この天皇、天下を治め給ふ事八年、十八歳おましくも、

○列城宮 城上郡○性さがなくして惡としてなすと云ふ事なし、さゝなしとは、暴虐にまこますといふ、日本紀によるに、天皇性質殘忍にして、殺すことを好み、或は孕婦を刺さ、人をして樹に登らしめ、その樹を伐り墮つるを見て樂とし、或は、下よりこれを射殺し、或は、矛を執りて人を水中に刺し給ふも、種々の暴虐をなし給へるよしを記せり、されど、先哲の説に、こは、

この天皇の御事蹟と、百濟の末多王の事蹟とを混じたるものにて、この天皇は、かゝる御方には  
 あらで、賢明にまじしなりといへり、それにつきては、考証あれど、今は畧す○聖徳は必ず  
 百代にまつらる云々 これより人主たる者を誡めたる論にて、祖先は、聖徳ありとも頼むに足ら  
 ず、たゞ自ら徳を修むべしとの意を述べたり○鐵輪飛び降る云々 前に、金銀銅鐵輪の寶、飛び  
 來りて、各王の前に現れ、王出づる事あれば、その輪轉して行くよしを載せ、又人壽二萬歳に至  
 らん時、鐵輪王出で、南一州を領すべしとありたり、こゝに閻浮提を統領すとある閻浮提は、南  
 瞻部州の事あれば、前にいへる鐵輪王を指すなるべし○三寶 佛法僧なり○舍利 佛骨をいふ○  
 比丘 僧をいふ○四兵の衆 天竺の兵は、象馬車歩の四種に別れたる故に、四兵の衆といふ、こ  
 れ皆、惡王を輔けて、塔を壞たむとせし者共あり、

◎第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總  
 別の皇子、其子大迹の王、其子私斐の王、其子彦主人の王、其子男大迹の王と申す  
 は、この天皇にまします、御母は振媛、垂仁七世の御孫なり、越前の國にましく  
 けり、武烈隠れ給ひて皇胤たにけり、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤  
 を求め奉りけるに、この天皇、王者の大度まして、潜龍のいさほひ世にまきてえ給  
 ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る、三度まで謙讓し給ひければ、終に位に即き  
 給ふ、今年己丑の年也、武烈かくれ給ひて後、二年位をひなしくす、大倭の磐余玉穗の宮にまします、仁賢の

御女、手白香の皇女を皇后とす、即位し給ひこより、誠に賢王にましくき、應神  
 御子、多く聞え給ひしに、仁徳賢王にて傳へましくし、御末たえにき、隼總  
 別の御末、かく世をたもたせ給ふ事、いふなる故に、たぼつかなし、仁徳をば、  
 大鷦鷯尊と申す、第八の御子をば隼總別と申す、仁徳の御代に、兄弟戯れて、鷦  
 鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき、隼の名にかちて、末の世をう  
 けつぎ給ひけるにや、もろこしにもかゝるためもあり、左傳に名をつくる事も、慎  
 み重くすべき事にや、それも自天命也といへど、凡慮の及ぶべきにあらす、この  
 天皇のたち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運と見え侍る、但、皇胤たえぬべかりし  
 時、群臣撰び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり、天照大神の御本意に  
 こそとみわたり、皇統にその人ましまさん時は、賢き諸王おはすとも、いふでか  
 望みをなし給ふべき、皇胤たえ給はんにとりては、賢にて天日嗣にうなはり給  
 はむ事、則又天のゆるす所なり、この天皇をば、我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべき  
 もの哉、天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳たましくき、

○應神第八の御子隼總別の皇子云々 これは誤りたり、天皇は、應神の皇子稚野毛二俣の孫に當  
 り給へり、二俣皇子の子は、大迹王、其の子宇非王、其の子彦主人王、其の子男大迹王、即この



天皇にまします、されば天皇の、準總別の皇子より出でたりといふは誤なり○潜龍の勢 皇子の賢徳をしますといふ○玉穂宮 十市郡○いうなる故にかおぼつかなし 何故なるか、其の理たしかならずとなり、元來親房卿の説は、有徳者の子孫は必ず榮え、罪惡をなせる者の子孫は、必ず衰ふといふ説なるを以て、今かく聖徳ありし仁徳の御子孫は絶え、さまで御徳も無かりし、準總別の皇子の御子孫の榮え給ふは、いふかといへるなり○仁徳の御代に兄弟戯れて云々 日本紀古事記共に、この事なし、たゞ日本紀に、準別皇子、鷓鳥皇女に向ひて、鷓鳥と準とは、孰か捷きと問ひ給ひしに、準は捷しと答へ給ひしよしを載せたり、これを誤りて、暗記せられたるなるべし○もろこしにもかゝる例あり これは、左傳桓公二年に、初、晉穆侯之夫人姜氏、以條之役生大子、命之曰仇、其弟以千畝之戰生、命之曰成師、々服曰、異哉君之名子也、夫名以制義、義以出禮、々以体政、々以正民、是以政成而民聽、易則生亂、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也、今君命大子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、兄其替乎とありて、果してこの言の如く、兄の跡絶たることあり、それをいふなり○諸王 ことにいふは、天皇の御子孫を申せるならん、令によるに、天皇の兄弟、及び皇子を、皆親王となし、其の外の皇族を諸王となすなり、なくて五世までは、諸王と稱することを得れども、皇親の限にはあらざる規定なり○皇胤たえ給はんにとりては云々 〇もし、皇胤の絶え給はん場合は、諸王なりとも、賢き御方の、皇位を嗣ぎ給はんは、まことに至當の事なるべきとあり、たえ給はんにとりてはとは、絶え果て給はんといふ場合にはの意あり○この天皇をば云々 この天皇をまますは、他に賢王もましまさざりし事故、皇胤も絶えさせ給ひぬべし恐ありしに、かくめでたく御代をつぎ給ひし故、かく稱し奉らむも、不當にはあらざるべしとなり、

◎第二十八代安閑天皇ハ、繼躰の太子、御母は日子姫、尾張の草香の連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします、天下を治め給ふ事二年、七十歳おまじくき、

◎第二十九代宣化天皇は、繼躰第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまします、天下を治めたまふ事四年、七十三歳おまじくき、

◎第三十代第二十一世欽明天皇は、繼躰第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄おまじくしかど、この天皇の御末、世をたち給ふ、御母方も仁徳の流にましますせば、猶も其遺徳盡すして、かく定め給ひけるにや、庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします、十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり、この國に傳來の始なり、釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝、永平十年に、佛法始めて彼の國に傳はる、それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐にハ北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも

即位三年なり、簡文帝の父をば武帝と申しき、大に佛法を崇められき、この御代の始つ方は、武帝同時なり、この法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給へむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりてすてられなき、されど、この國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる、又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき、天皇聖徳ましまして、三寶を感ぜられけるにこそ、群臣の諫にによりて、その法をたてられずといへども、天皇の叡志にはあきらざるにや、昔佛在世に、天竺の月蓋長者鑄奉りし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江にすてられたりしを、善光と云ふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき、今の善光寺これなり、この御時、八幡大菩薩始めて垂迹まします、天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳おまします、

○勾金宮 日本紀には、勾金橋宮とあり、こゝは、橋の字を脱したるものならん、高市郡なり○廣入野宮 高市郡○兩兄ましくしかども 安閑宣化の兩天皇なり○金刺宮 城上郡○佛法僧を渡しけり 日本紀によるに、十三年冬十月、百濟の聖明王、西部姫氏、達率怒喇斯致契等を遣はし、釋迦佛金銅像一軀、幡蓋、經論若干卷を獻じ、盛りに其の功德を稱贊しき○後漢の明帝永平十年 我垂仁天皇の九十六年に當れり○群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき はじめ百

海より佛像を獻じける時、天皇、群臣と議り給ひけるに、蘇我稻目等は、禮し給ふべしと申し、物部尾輿等は、禮すべからずと申しければ、天皇、これを稻目に預け、試に禮せしめ給ひき、然るに、幾程もあく疫癘流行して、民多く死にければ、尾輿等奏して、これ佛を禮せるによる、速に廢し給ふべしと申しければ、天皇有司に勅して、佛像を難波の堀江に棄てしめられき○又私に崇め仕へ奉る人もありき 蘇我稻目、馬子等なり○金像を傳へて渡し奉りける 前に記したる、百濟より渡ししもの即これあり、右のほか、別に傳來せしにはあらず○難波の堀江にすてられき 大和の豐浦寺の邊の堀江あり後世にいふ攝津の難波の堀江とは同じからず○善光といふ者とりて云々今の善光寺これなり、この説確ならず、普通の傳には、本多善光といふ者、堀江より佛像を負ひて信濃に至り、堂塔を立て、これを安置せしよしなり、然して善光寺は、推古天皇十年、伊奈郡麻績里に草創せられしが、皇極天皇の御代、水内郡に移されたり、そのはじめ、本多善光願主となりて、建立せし寺ゆゑ、善光寺といふとなり、委しくは、塵添埃囊鈔に見えたり、

○第三十一代第二十二世敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母は石媛の皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にまします、二年癸巳の年、天皇の御弟、豐日皇子の妃御子を誕生す、厩戸の皇子にまします、生れ給ひしより、さまざまの奇瑞あり、たゞ人にはまします、御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方にむきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき、佛法流布のため、

權化し給へる事疑ひなし、この佛舍利ハ、今に大倭の法隆寺に崇め奉る。天皇、天下を治め給ふ事十四年、六十一歳たましくき。

◎第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅塩姫、蘇我稻目の大臣の女なり。豊日尊と申す、厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします。佛法をあげて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す。終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇、天下を治め給ふ事二年、四十一歳おましくき。

◎第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小妹君娘、これも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまします。天皇横死の相見え給ふ。愼みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年、七十二歳おましくき。ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のため殺され給ひきともいへり。

○譯語田宮、十市郡○豊日皇子の妃御子を誕生す。豊日皇子ハ、用明天皇にまします。妃は、穴穂部間人皇女なり。妃、懷妊のはど、遊行して厩の門に至り給ひし時、生れ給ひし故、厩戸皇子

と申し、又聰明にして、衆人の訴を一人して決断し給ふによりて、豊聰耳皇子とも申したり。○二歳にて東方にむきて云々。これらの事は、皇子を神聖ならしめんとて、作り設けし事と見ゆれば、信じ難し。○列槻宮、十市郡○弓削の守屋の大連傾け申す。傾くとは、非とするをいふ。日本紀によるに、二年四月、天皇群臣に詔して、佛法に歸せんと願ふ心あれば、其の可否を議せよと宣へり。物部守屋、中臣勝海と、國神に背きて他神を敬することの不可を述べ、然るに、馬子これに反して、僧を引きて宮に入れければ、守屋、馬子互に敵を生じ、終に戦ふに至り、守屋亡びて事平ぎぬ。○倉橋宮、十市郡○横死の相、天命にて終らざるを横死といふ。相は人相なり。○かの大臣のために殺され給ひきともいへり。實は、弑逆に遭ひ給ひしを、憚りてかく書かれたるなるべし。日本紀によるに、天皇、馬子の專横を惡み、時もあらばこれを誅せんと心懸け給ひしが、或る時、山猪を獻する者あり、天皇猪を指して、いつれの目か、朕が嫌ふ所の人を斬ること、この猪の如くなるを得んと詔へり。馬子聞きて恐れ、東漢直駒をして、天皇を弑し奉らしめき。實に惡みて餘りある逆賊といふべし。

◎第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋姫の尊と申す。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃と給ふことありき。崇峻隠れ給ひしをば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします。昔神功皇后、六十餘年、天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とハ號し奉らざるにや。この御門は、正位に即き給ひける

にこそ、即厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せ給ふ、攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり、これは偏に天下を治め給ひけり、太子聖德まじくしかば、天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし、太子未だ皇子にてまじくしかば、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき、まじして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず、又神通自在にまじくき、御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき、天皇群臣、たうとみあがめ奉る事佛の如し、伽藍をたてらると事四十餘ヶ所に及べり、又この國には、昔より人そなほにして法令なども定らず、十二年甲子に、始めて冠位といふ事を定め、冠のしなによりて上下をさたむるに十二階あり十七年己巳に憲法十七ヶ條を作り奏し給ふ、内外典の深き道をさぐりて、ひねを約にして作り給へるなり、天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき、このころほひは、唐には隋の世なり、南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をば北朝にてぞ治めける、隋は北朝の後周といひしが讓をうけたりき、後に南朝の陳を打ち平げて一統の世となれり、この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり、十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり、あの國

より、始めて使を送り好を通じけり、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これは、唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申けるを、太子の給ひけるは、皇の字はたやすく用ひざることはなればとて、返報をもちかせ給ふ、さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣さる、これより、この國よりも常に使を遣さる、その使をば、遣隋大使となん名付られしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ、二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ、御年四十九、天皇を始め奉りて、天下の人悲み惜み申す事、父母に喪するが如し、皇位をもつぎましますべかりしども、權化の御事なれば、定めて故有りけんよし、御謚を聖德と名付け奉る、この天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳おまじくき、

○仁徳も異母の妹を云々 應神天皇、宮主宅姫を納れて、生ましめ給ひたる矢田皇女を、仁徳天皇妃とし給ひたるをいふ○小墾田宮 高市郡○監國 左傳闕公二年に見ゆ、王の外に行く時、國に在りて、政事を執るをいふ○法服を着して云々 佛法の服を着、佛經を講じ給ひしをいふ○放光動地の瑞ありき 御身より光を放ち、地球も成じて震ひ動くばかりの祥瑞ありきとなり、これ説き給ふことの尊ければなり○伽藍 梵語、佛寺なり、譯して衆園といふ、道芽聖果を生殖すといふ義にて、名づけしなりとぞ○冠の品によりて上下を定むるに十二階あり 德、仁、禮、信、

義、智と號して、各大小に分ち、並に當色の純を以てこれを縫ひ、頂は據りすべて、蓋の如くして縁を著けたるが、正月元日のみは、髻華を著けたりき。○憲法十七ヶ條　これ我が國にて、成文法を制定せし始なり、今、その大綱を擧ぐれば、第一は、人は和々を貴しとすれば、忤ふことなきを宗とせざるべからず、第二は、篤く佛法僧を敬へ、第三は、詔を承けては必ず謹め、第四は、群卿百寮、禮を以て本とせよ、第五は、餐を絶ち欲を棄て、明に訴訟を辨へよ、第六は、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なれば、これに従ひて蹈ひ彌ふること勿れ、第七は、人各職掌あれば、各自の分を守りて、濫なることあるべからず、第八は、群卿百寮、早く朝し晏く退出せよ、第九は、信はこれ義の本なり、事毎に信あるべし、第十は、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ、第十一は、功過を明察して賞罰必ず當てよ、第十二は、國司國造、百姓より収斂すること勿れ、第十三は、諸の官に任せられたる者は、同じく職掌を知れ、第十四は、群臣百寮、嫉妬すること勿れ、第十五は、私に背いて公に向ふは臣の道なれば、これを守るべし、第十六は、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり、宜しく各自に於てすべし、第十七は、凡そ事は獨り斷すべからず、必ず衆と共にせよと、いふ箇條にして、或は欺へ、或は誑め、或は懲らしたるものにて、憲法とはいへ、訓誡の箇條書といひて可なるべし、さて、この發布の年月を、十七年己巳とせるは誤にて、十二年甲子とあるべきなり、又冠位を定められしも、十二年にはあらで、十一年なれば、その意にて見るべし○かの國より始めて使を送り好を通じけり　この御代十五年に、大禮小野妹子を隋に遣はし、鞍作福利を通事とせられぬ、隋主に贈らるる書中に日はく、日出處天子、致書日沒處天子、無恙と、明年隋主、其の臣鴻臚寺掌客裴世清をして來らしめたり、皇帝恭問、倭皇といふは、其の返書之首にありし文なり○權化の御事あれば云々　權化とは、神佛の權り人間と生れ來るといふ、聖德太子は、その權化にましませば、天位にも即さ給はで、世を去り給ひしは、理由あることなるべしとなり、これまた、例の太子を神異にせんとていへることにて、信するに足らず、

○第三十五代第二十四世舒明天皇は、忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫なり、御母は糖手姫の皇女、これも敏達の御女なり、推古天皇ハ、聖德太子の御子に傳へ給はんと思し召しけるにや、されどまさしく敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします、又太子御病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとふらひましますに、天下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ、己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします、この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり、天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おまじくき、

○第三十六代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫也、御母ハ吉備姫の女王と申しき、欽明天皇皇后とし給ふ、天智天武の御母なり、舒明かくれまして、皇子をさなくおひしましとくかは、壬寅の年即位、大倭の明日香河原

の宮にまします。この時、蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣の子并にその子入鹿、朝權を専らにして、皇家をないがしろにせる心あり、その家を宮門と云ひ、諸子を王子と云ひ、なむ云ひける。上古よりの國記重寶、皆私の家に運び置きてけり、中にも入鹿恃逆の心甚し、聖德太子の御子達の科なくまじく、しをもほろぼし奉る、爰に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり、中臣の鎌足の連と云ふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ、父蝦夷も、家に火をつけてうせぬ、國記重寶、みな焼けけり、蘇我の一門、久しく權をとれりしを、積惡の故にや、皆滅びぬ、山田石川丸と云ふ人ぞ、皇子と心をかよへし申しければ滅びざりける、この鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、あの命、殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします、中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやへけ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命、神武の御代に祭事をつらとざる、上古は、神と皇と一にまじくしらは、祭をつかさどるは、即政をとれる也、政の字の訓にてもしるべしうの後、天照大神、始めて伊勢の國にしづまりましく時、種子命の末大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子かみかぶみまでも、その官にて仕へたり、鎌足に至りて、大勳をたて世

に寵せられしによりて、祖業を起し先烈をさかやかされける、無止事なり、且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ、後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる、正一位の名也又中臣をあつためて藤原の姓を給へり、内臣に任せらる、事はこの御代にはあらす、事の次この天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕の王に譲り給ふ、御名を皇祖母の尊とぞ申しける

○されたまさしき敏達みんたつの御孫云々 此は、舒明天皇の御上を指せるなれど、文義いさゝか曖昧なり、嫡孫にまします故、位に即き給へりといふ意なるべし○天下の事を云々 天下の政事を、かくくせよとの事を、聖德太子の申付け給へりといふ意なり○欽明天皇皇后とし給ふ 欽明は、舒明の誤○河原宮 高市郡○蘇我蝦夷の大臣并に其の子入鹿云々 此の御代元年、蝦夷家廟を葛城高宮といふ地に建て、八宿舞をなし、又は、國中の民を役して、預、二つの墓を造らしめ、己れの墓を大陵といひ、入鹿の墓を小陵といひき、かくして、死後人力を勞せしめざらんとなり、又蝦夷、私に紫冠を入鹿に授け、大臣に擬し、又次子と呼びて、物部大臣といひたり、加之、兩第を甘橋岡に築き、蝦夷の宅を呼びて宮門といひ、己の宅を谷宮門といひ、其の子を王子と稱し、宅外に柵を構へ、兵庫を設け、常に力人に命じ、兵器を持して守衛せしめぬ、蝦夷又宅を畝傍山の東に造り、池を鑿ち城を築き、庫を設け箭を備け、己の出入する毎に、兵士五十人を率ゐて守衛せり、其の僭横なること、斯の如し○聖德太子の御子達の云々 山背大兄王を滅し奉れるを

いふ、この時、舒明の皇子に、古人大兄と申すまじしが、蘇我氏の出なりしかば、入鹿これを立てんとせり、然るに、聖徳の子山背大兄王、賢名ありしかば、入鹿深くこれを忌み、巨勢徳太巨等を遣はして、山背王の一族を斑鳩に襲はしめぬ、王馬骨を取りて内寢に置き、其の妃と子弟等を率ゐて、膽駒山に匿れられけるを、徳太巨、知らずして宮を焼きけるに、灰中に馬骨ありしかば、王等すでに死せりと信じて還りたり、既にして、入鹿、王の生存せらるゝを聞き、兵を遣りて攻めければ、王、斑鳩宮にて、終に自ら經れて死に給ひぬ、聖徳太子の後、廿三人、皆入鹿の爲に滅されけり○中臣の鎌足の連といふ人と云々 はじめ、鎌足、入鹿等の専横を惡み、いかにもして滅さんと思ひ、皇室の中にて、然るべき皇子を求め居たりしが、中大兄皇子の非凡なるを知り、深く心を属したり、一日、鎌足、中大兄に従ひ、駒を法興寺に蹴たりしが、皇子の靴脱しければ、鎌足跪きてこれを奉り、皇子も亦跪きて受けられぬ、これを始の縁として、常に往來して、誅戮の謀を廻らさる、時に三韓朝貢せしかば、其の日事を行はんとせり、其の日、天皇、大極殿に御し、入鹿入りて待す、然れ共、入鹿物を疑ふ性質なりし故、劔を帶しければ、鎌足俳優して、これを解かしめぬ、中大兄、衛門府に命じ、悉く諸門を銷さしめ、自ら長槍を執りて殿の側に立ち、鎌足は、弓矢を持ちて警衛したり、鎌足更に、海犬養勝磨をして、雙劔を子磨、綱田に授けしめ、日はしむらく、急に入りてこれを斬れど、子磨等、恐懼して食咽を下らず、鎌足叱してこれを勵ましぬ、石川磨、表文を読み、將に盡さんとすれども、子磨等進まんとせず、石川磨、手戦き歸るひ、汗流れて衣を沾す、入鹿怪みて問ひければ、石川磨、陛下の御前なれば、畏さ

に、覺えずかくの如しと答へぬ、皇子最早猶豫なり難しと、直ちに入鹿を斫り給ふに、子磨も亦進んでこれを斫りぬ、入鹿御座に向ひ、臣何の罪ありてかく誅せらるゝにかと奏しければ、中大兄具さに其の罪狀を奏し給ふ、天皇起ち殿内に入り給ひ、入鹿終に誅に伏しき○父蝦夷も、家に火をつけて失せぬ云々 蝦夷、己の家に、天皇紀、國記、及び其の他の珍寶を秘藏したりしを、誅せらるゝに臨みて、皆焼きたり、たゞ國記のみは、船史惠尺といふ者、火中より取出だし、中大兄に奉りければ、焼けざることを得たりき○山田石川磨と云ふ人云々 當時、蘇我氏の一門富強なりければ、悉く敵とせんは、得策にあらずとて、中大兄皇子、石川磨の女を納れて妃とし給ひぬ、されば石川磨も、心を傾けて皇子を助け奉りき○この命ことに天照大御神の勅をうけて云々 天孫降臨の時、天祖、特に兒屋根命、太玉命に勅して、祭祀を掌り、共に殿内に侍して、防衛をなすべしと命じ給へること、古語拾遺に見えたり○中臣といふ事も云々 此に二神といへるは、天照大御神と瓊々杵尊とを申し奉れるなるべし、實に中臣とは、中執臣といふ義にて、神と君との御中に立ちて、雙方の御爲を謀る職なること、延暦儀式帳に茂梓中執持而本末傾計受仕奉留云々とあるにて知られたり○無止事なり ヤムゴトナキコトなりと訓ひべし、無上の光榮となり○且は神代よりの餘風なれば云々 我國の上古は、其の職を世々にしたりければ、藤原氏の祖先も、世々祭祀を掌りたり、上古は、祭政一致なりし故、祭を掌るは、即政を執れるなり、世降るに従ひ、祭政漸く二途に分れたりしかば、中臣氏は、朝政を掌るに遠くなりて、たゞ祭祀を掌るのみとなりたりき、鎌足に至り、世の乱離を憂ひ、慨然として匡濟の志を起し、終に中大

兄皇子を輔けて、志を遂げければ、又執政の職に備るに至りぬ、されば、鎌足の政事に權力を得るに至りしは、祖先の業を恢復せしに後かちらず、これ實に親房卿の、この論ある所以なり、至當の見解といふべし○内臣 左右大臣の下にあれば、後世の内大臣の如きものなるべし、孝徳天皇の御代、これに任せらる○大臣に轉じ大織冠とある 此に大臣といへるは、内大臣ウチノナカミとせられたることなるべし、天智天皇二年、鎌足病篤くなりければ、天皇、大海人皇子を遣はし、鎌足の第に就きて、藤原の姓を給ひ、大織冠を授け、内大臣とせられたり、さてこの内大臣は、後世にいふ内大臣とはことにして、最上の職たること、或は後世の太政大臣の如きものなるべきか、又大織冠といふは、同じ天皇の甲子歳、冠位を改めて、大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦、小錦、大山、小山、大乙、小乙(大錦以下は各上中下の三階にわかる)大建、小建の廿六階とせられたるが、大織は、其の第一なり、注に、正一位の名なりとあるも、そのよしなり、又藤原は大和高市郡の地名なるが、中臣氏、其處に在りければ賜へるなり、これより祭祀を掌る家は、中臣といふもあれど、他は大概藤原を名乗りたりき ○皇祖母の尊 メミオヤノミコトと訓むべし、なほ後世の太上天皇太后などいふに同じ

○第三十七代孝徳天皇は、皇極同母の弟なり、乙巳の年即位、攝津國長柄ナガハ豊崎の宮にまします、この御時、始めて大臣を左右にわかたれる、大臣は、成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず、仲哀の御代に、又大連の官をもおかる、大臣大連並びて

政をしれり、この御時、大連をやめて左右の大臣とす、又八省百官を定めらる、中臣鎌足を内臣になし給ふ、天下を治め給ふ事十年、五十九歳おまじくキき、  
○第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり、重祚と云ふ事は、本朝には、ここに始まれり、異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき、されど帝位をすつるまではなきにや、太甲あや、まちを悔いて徳ををさめしむば、本の如く天子とぞ、晋の世に桓立と云ひし者安帝の位を奪ひて、八十日ありて、義兵のために殺れしむば安帝位に歸り給ふ、唐の世となりて、則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしむども、中宗を捨てて盧陵王とす、同じ御子豫王を立てられしをも、又捨てて自位に居給ふ、後に中宗位に歸りて、唐の祚たえず、豫王も又重祚あり、これを睿宗と云ふ、これぞ、まさしき重祚なれど、二代にはたてず、中宗睿宗とぞ連ねたる、わが朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す、異朝にかはれり、これ天日嗣を重くする故か、先賢の義定めて由あるにや、乙卯の年即位、この度は、大倭の岡本にまします、後の岡本の宮と申す、この御世は、もろこの唐の高宗の時に當れり、高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇皇太子、筑紫まで向はせ給ふ、されども三韓



終に唐に屬<sup>つ</sup>じしのは、軍をうへされぬ、この後も、三韓好を忘るゝまではなかりけり、皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり、孝徳の御代より太子に立ち給ふ、この御時は、攝政し給ふと見えたり、天皇天下を治め給ふ事七年、六十八歳おまじくき

○豊崎宮 西成郡○この御時始めて大臣を左右にわかたる云々 大化元年、始めて左右大臣を置き、阿部内膳を左大臣となし、蘇我石川曆を右大臣とせられぬ、されど、これは、必ずしも大臣を左右に分ちたりといふにはあらず、もとの大臣と、ここにいふ大臣とは、別々のものなるべし、さて大臣と大連とは、ここに記されたる如く、共に政事を執りたるものあるが、大臣は、臣姓の人々の代表者の如く、大連は連姓の代表者の如くありき、されば、兩者相並びて國政をとりしあり○又八省百官を定めらる 八省百官を置かれしは、大化二年なり、大寶令によるに、八省とは、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、宮内をいふなるが、この時置かれしは、其の職る所は、同じ事なるべけれど、其の名稱は異なるが如し、そは、日本紀中に、この後、後世の大炊寮を大炊省と記したればなり、百官は、すべての官員を含めていへるなり○重祚 重ねて踐祚あるをいふ、祚は御位なり○異朝には殷の太甲不明ありしかば云々 太甲は、成湯の子、殷の二代なり、伊尹は宰相の臣なり、太甲暴虐にして、伊尹の命をかざりしかば、これを桐宮に幽閉して、自ら政を執りしが、三年の後前非を悔いしかば、免して天子としたるなり、これ重祚に似たるよしなり○晋の世に桓支といひし者云々 安帝は、東晋の穆宗なり、これまた、一旦廢せられて、位を復したれば、重祚に似たり、この時我國にては、履中天皇の御代にあたり○唐の世となり云々 則天皇后は、則天武后ともいひて、高宗の后あり、太子中宗哲、位に即さしを、廢して盧陵王とし、房州に遷す、これより武后の専恣なる事のみなりしが、中宗位にかへりて後、武后崩し、睿宗位に即きたり、これ重祚にはあれど、二代には算へず、各一代に算へたり○これ天日嗣を重くする故か いふまでもなく、わが國は、系統を重んじ、ことに皇室にては、御即位より重きはなし、故に一度御位を去り給へば、たとひ、其の間に、他の天皇をしまさざらむも、おは二代に數へ奉るべきか、まして其の間に、他の帝をしませるをや、日嗣を重んじ給ふによること勿論なり○高麗を攻めしによりて救の兵を申し請ひしかば云々 この時、高麗百濟は、我國に屬したりしが、たゞ新羅のみ唐に屬し、唐兵を導きて二國を攻む、天皇、これを救はんとし給ひ、七年皇太子と共に筑紫に幸し給ひしが、朝倉宮にて崩じ給ひき、其の後、上毛野稚子、阿部比羅夫等を遣はし、援兵とし給ひたれど、二國振はざりしかば、終に兵を引きて還り來ぬ、其の後も、三韓よりなほ朝貢絶えざりき、されどこの時にて、三韓との關係も、一段落をなしたるものとすべし

○第三十九代第廿五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり、壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします、即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす、又藤原朝臣の姓を給ふ、昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎なぐびなと、前後

封を給ふ事一萬五千戸なり、病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ、この天皇、中興の祖にまします、光仁の御祖也國忌は、時に隨ひて改まれども、これハ長くかはらぬ事になりき、天下を始め給ふ事十年、五十八歳おまし〜き、

◎第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり、皇太子に立ちて、大倭にまし〜き、天智は、近江にまします、御病ありしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げし〜せ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけん、太子の位を自退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に入り給ふ、天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲へんとぞばかり給ひける、天皇密に芳野を出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へあ〜りて、東國の軍を召す、皇子高市参り給ひしを、大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は、尾張の國にぞ越に給ひける、國々皆隨ひ申ししは、不破の關の軍にうちかち、則ち勢多に臨みて合戦あり、皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ、大臣以下、或は誅に伏し、或は遠流せらる、軍に隨ひ申を盡し、しな〜くに依りてうの賞を行はる、壬申の年即位、大倭の飛鳥淨御原

の宮にまします、朝廷の法度多く定められにけり、上下漆ぬりの頭巾をきる事も、この御時より始まる、天下を治め給ふ事十五年、七十三歳おまし〜き、

○大津宮 滋賀郡○昔の大勳を云々 蘇我入鹿等を誅滅したる事を指す○朝獎 獎はス、ムルなり、官職の榮達すること○この天皇中興の祖にまします 天皇皇太子たりと時より、學術を好み賢に任じ能を選び、大に唐制を酌斟して、弊政を改められしかば、紀綱大に張りたり、されば後世天皇を以て中興の祖とす○國忌は云々 國忌とは、前帝の崩日に、其の御祭あるをいふ、故に代々其の日を異にするものせれど、この天皇のみは、代々國忌を存して、いづれの天皇の時も、國忌として御祭を行はせ給ひたり、これ等の尊崇、他に異なるを以てなり○告げ知らせ申す人ありければ云々 天智帝、この天皇に後事を囑し給ひける前蘇賀安磨といふ者、密かに注意あるべきよしを申しければ、天皇終に東宮を去りて、吉野に去り給ひき○大友皇子猶危まれけるにや云々 天智帝崩じて、大友皇子位に即き給ふ、然るに、大海人皇子吉野にありて、潜に覬覦を懷き給ふよし聞えければ、天皇密にその備をなま給ふ、時に村井雄君といふ者あり、皇子に申して曰く、朝廷、美濃尾張に勅して、山陵役夫を差はし各兵器を執らしめらる、これ其の意山陵に在らずして、必らず事あらん、もし早く圖らずば、悔ゆとも及ばざらんと、又人あり、告げて曰く、近江の京より大和の京に至るまで、處々に斥候を置き、菟道の橋を守る者に命じて、吉野の菟道を斷たしむと、天皇の妃、十市皇女、また書を以て皇子に告げれば、皇子人をして俛はしめ給ひまに、まことにいふ所の如し、皇子乃ち怒りて曰く、わが世を通るは、身を全くせんとして

のみ、今事すでに逼る、手を束ねて死を待たんと、遂に兵を擧げられぬ、これより數々合戦ありしが、天皇終に利なくして、長柄山前にて崩じ給ひき○大臣以下或は誅に伏し或は遠流せらるる右大臣中臣金は害せられ、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等及び其の子孫は、悉く皆遠流に處せられき○飛鳥淨御原宮 高市郡○上下うるしぬりの頭巾云々 日本紀によるに、十一年六月、男女始めて髪を結ばしめ、漆紗冠を著けしめしよしを載せたり○この時の亂り、壬申歲に起りしかば、後世壬申の亂と稱す、なほ委しき顛末は、史書に就きて知りぬべし

◎第四十一代持統天皇は、天智の御女なり、御母は越智娘、蘇我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にまじくしより妃とし給ふ、後に皇后とぞ、皇子草壁若くまじくしうば、皇后朝にのぞみ給ふ、戊子の年なり、庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にまします、草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす、文武にまします、前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す、この天皇、天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき、太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公と云ふ尊號ありて太上帝と號す、その後、後魏の顯祖、唐の高祖玄宗睿宗等也、本朝にては、昔その例なし、皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき、この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける、五十八歳れまじくしき、

◎第四十二代文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり、御母は阿閉の皇女、天智の御女なり、後に元明天皇と申す 丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします、この御時、唐國の禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき、又即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ、これよりさきに、孝徳の御代に、大化白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀朱鳥など云ふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる、依て大寶を年號の始とするなり、又皇子を親王といふ事、この御時に始まる、又藤原の内大臣鎌足の子不比等ひひらの大臣、執政の臣にて、律令なごをも撰び定られき、藤原の氏、この大臣よりいよく盛になれり、四人の子おはしき、之を四門と云ふ、一門は、武智丸の大臣の流、南家と云ふ、二門は、參議中衛の大將房前の流、北家といふ、今の攝政大臣、及びさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし、三門は、式部卿宇合の流、式家と云ふ、四門は、左京大夫麻呂の流、京家といひしが、早く絶えにけり、南家式家も儒胤にて、今に相續すといへども、唯北家のみ繁昌を、房前の大將人に異なる陰徳こそはしけり、又不比等ひひらの大臣は、後に淡海公と申すなり、興福寺を建立す、この寺は、大織冠の建

立て、山背の山科に在しを、この大臣平城に移さる、仍て山科寺とも申す也。後に立防と云ふ僧、唐へ渡りて法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋根神を本とす、本社は河内の平岡に在す。春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事なり云々。然らばこの大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神第二は下總の平香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す。まかれば藤原の氏の神は三の御殿にましますなり。この天皇、天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おましくさき。

○皇子草壁若くましくしかば云々 按ずるに、草壁皇子、この時廿二歳にましますれば、御位に即き給ふこと能はざる程の御齡にもあらざれば、たゞ若くましますしのみにもあらで他に故ありしなるべし。○庚寅の春即位 此れ前年草壁皇子の薨去ありしによる。○藤原の宮 高市郡小原村。○長岡の天皇と申す 此事は釋日本紀、帝王編年記にも見えられど年月詳ならず、淳仁天皇の、天平寶字二年八月に、岡宮御宇天皇といふ追號を奉りし事あればその時のことなるべし。○後魏の顯祖 獻文帝弘といふ者、但、自ら太上皇帝と稱せしなり。○唐高祖 神堯皇帝李淵なり。○玄宗睿宗 睿宗名は旦、玄宗名は隆基、共に、高宗の子なり。○この御時唐國の禮とらうとして云々 天皇即位四年、淨大參刑部親王、直廣壹藤原不比等に敕して、重ねて律令を撰定せしめらる。明年八月成る、かくて次年に至り、元を建てて大寶といひ、始めて新令によりて、官名位號を改制し、位冠を賜ふを停めて位記に易へ、服色の制を定められたり、この時選定ありし律令は、養老年中に修正ありたるが、令は今に至るまで傳はりて、後世までの基をなせり、さてその大略は、唐制によられたれど、たゞ盲從せ

られしにはあらで、多く損益せられし事は、彼の律令に比較して明かに知らるべし。○皇子を親王といふ事云々 上古は、皇子を何々の皇子と稱したりしを、この時より、皇兄弟、及び皇子を親王と稱するに至れり。○南家北家 兩家相對して、京の南北にありしかば、かくいへり。○京家式家 式家は、その祖宇合、式部卿なりしかばかくいひ、京家は、麻呂左京大夫たりしを以てなり。○儒胤にて云々 儒者の家筋にて傳はるをいふ。○人に異なる陰徳こそればしけめこは、例の親房郷の議論にて、すべて子孫の繁榮するは、先祖の遺徳によることなる故、今房前の子孫の、顯要の職に登るに至れるも、亦その祖房前の、非常の陰徳を施ししによるならんとなり。○後に淡海公と申すなり 此は諡なり、例へば、良房を忠仁公といひ、基經を昭宣公といふ類なり。○興福寺 鎌足、はじめ山城の山科に建てければ、山科寺ともいへり、不平等、元明天皇の和銅三年、これを南都に遷し立てぬ。○後に立防といふ僧唐へ渡りて 立防の事は、後に見えたるが、其の入唐せしは、靈龜二年なり、法相宗は、佛法中にて、色心の諸法に於て、種々の名相を建つる宗旨なる故、かく名づけたるにて、初、孝德天皇の白雉四年、元興寺の道昭和尙、勅を奉じて唐に行き、立旻三藏を師としてこの宗を傳へしが、立防に至り、智周大師に遇ひて、更にこれを極め、宗基始めて立ち、大に盛んになりき。○氏の神春日明神も云々 春日明神は、注にもある如く、藤原氏の先祖、天兒屋根命を祀りたれば、氏神として藤原氏、ことに尊崇したりき、法相宗は、興福寺に據めし縁故もあれば、春日明神も、特別にこの宗旨を保護し給ふごともあり、但、神の佛法を守り給ふといふは、例の附會の説なり。

◎第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬢、これ山田石川丸の大臣の女也、草壁太子の妃、文武の御母にまします、丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる、古には、代毎に都を改め、則その御門の御名によび奉りき、持統天皇、藤原の宮にましますを、文武始めて改め給はず、此元明天皇、平城に移りましますより、又七代の都になれりき、天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申ししが、六十一歳おましくき、

◎第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり、乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、うの日に即位、十一月に改元、平城の宮にまします、この御時、百官に笏をもたしむ、五位以上は牙の笏、六位は木笏、天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おましくき、

◎第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等（豊櫻彦）の女也、豊櫻彦の尊と申す、をさなくましますによりて、元明元正、まづ位に居給ひき、甲子の年即位改元、平城の宮にまします、この御代、大きに佛法を崇め給ふ事先代に超えたり、東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる、又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法花最勝兩部の經を講せらる、又

多くの高僧、他國より來朝を、南天竺の波羅門僧正（善稱）、林邑佛哲、唐の鑑真和尚等これなり、眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけりともいへり、この國にも行基菩薩、朗辨僧正など權化の人なり、天皇、波羅門僧正、行基、朗辨を、四聖とぞ申し傳へたる、この御時、大宰少貳藤原廣繼と云ふ人、式部卿字、合の子也、謀叛の聞え有りて追討せらる、玄防僧正の讒により、れりともいへり、依て靈となる、今の松浦の明神なり、祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき、左大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫なり、罪ありて誅せらる、又陸奥の國より始めて黄金を奉る、この朝に金ある始めなり、國の司の王、賞有て三位に叙す、佛法繁昌の感應なりとぞ、天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇と申す、後に出家せさせ給ふ、天皇出家の始めなり、昔天武東宮の位を遁れて御くしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき、皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ、この天皇五十六歳おましくき

○平城の宮に都を定らる 和銅三年三月、今の添上郡奈良町の地にうつさる、これを平城の都といふ、この御代より光仁天皇に至るまで七代の都なりき、○うの御門の御名によび奉りき 例へば神武天皇を橿原宮天皇と申し、崇神天皇を橿籬宮天皇と申し奉るが如き、皆其の宮にて、天下を

知看し、天皇といふ義なり○文武始めて改め給はず、なほ藤原宮にましまししといふ、これを改め給はぬ始なりとの義なり○百官に笏を持たしむ、養老三年、始めて百官、職事主典以上をして、笏を把らしめられぬ、註に牙の笏とあるは、獸の牙にて造りたる笏なり、木笏は、多く櫟の木にて造りたるものなり、又六位は、木笏とわれど、この六位のみに限るにもわらず、六位以下にても把笏を許さる、者は、亦木笏なり○東大寺を建立し云々、天平十五年、天皇々後の請によりて、東大寺を建てられん爲に、其の事を始められぬ、其の後種々の障ありて、漸く七年を経て、金銅盧舍那佛像も成りたりき○又諸國に國分寺及ひ國分尼寺を立て云々、天平九年、皇后の請によりて、諸國に國分寺を置かれぬ、又同じく十三年三月、詔して曰はく、この頃、年穀豊ならず、疫癘頻りに至れば、慙懼交々集りて、たゞ己を罪するのほかなし、されば、廣く人民のために、遍く福を求めんとて、前年馳驛して、天下の神宮を増飾せしめ、去年天下に令して、高さ一丈六尺なる釋迦牟尼佛の金像、各一鋪を造り、大般若經、各一部を寫さしめぬ、其の驗にや、その春以來、秋稼に至るまで、風雨時に順ひて五穀豊穰なりき、いかでか其の恩を謝し奉らざるべき、宜しく天下諸國をして、各七重塔一區を造り、金光明經、最勝王經、妙法蓮華經、各十部を寫さしむべし、朕又別に金字金光明、最勝王經を寫し、塔毎に各々一部を置き、國毎の僧寺に、封五千戸、水田十町を施し、尼寺に水田十町を施さん、僧寺には、必ず女僧を置き、金光明四天王護國の寺と名づけ、尼寺には十尼を置き、法華罪滅の寺と名づけ、僧尼は、毎月八日、最勝王經を轉讀し、月の半に至る毎に、戒羯磨を誦し、毎月六齋日には、公私漁獵して生を殺すことを禁ず、國司宜し

く恒に檢校を加ふべしとあり、本文いふ所は、この事なり○南天竺の波羅門僧正、彼國、婆羅門の種族ありしかば、かくいへり、天平八年、我國に來り、勝實元年、東大寺大佛の銅像なりしかば、開眼の導師たり、同じく三年四月、僧正とありぬ、○鑿真和尚、姓は淳子、支那廣陵江陽縣の人なり、天平勝實六年、我國に來る、後に聖武帝大和尚とせられぬ、南都招提寺の開山なり○中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが云々、善無畏は、中天竺の或る國君ありしが、國を讓りて出家し、道德の名稱、天竺に冠たり、唐に來りて西明寺に住せり、三藏とは、經律論の三つに通ずる人をいふ、さてこの僧は、眞言の宗派なりしむ、我國に來りて、眞言秘密の宗旨を廣むべき機會、未だ來らずとて、歸國せりとかいふといふ意なり、

○行基菩薩、高志氏、和泉國大鳥郡の人、聖武天皇天平十七年大僧正となりぬ、この號、こゝに始まる○良弁僧正、百濟氏、近江志賀郡の人、幼にして經に撰せられ、春日に到りしが、義淵といふ者に助けられ、遂に華嚴の奥旨を極めぬ、聖武帝特に尊崇せられ、東大寺建立の際、僧正たらしめ給ひき○權化の人なり、名僧、善智識などいふ意にて、もと佛の、世人を救はん爲に、權りに人間に化生したるよしにて、かくいへるなり○大宰少貳藤原廣繼云々、この御代、僧玄昉といふ者あり、靈龜年中、唐國に留學し、歸朝の後、世に用ひられしが、屢内道場に入り、説法をなすによりて皇后に近侍しければ、醜聲頗る外に聞えぬ、廣繼、時に太宰少貳たりしが、深く玄昉を惡み、上書して其の罪を聲らし、且つ黨與、吉備眞備を除かんと請へり、天皇許し給はず、時に廣嗣の妻、京師にありけるが、玄昉これを好さんとしければ、妻書を以てこれを告げぬ、廣嗣益

怒りて、終に兵を擧げて叛く、敕して大野東人を大將軍とし、飯麿を副將軍とし、これを討たしめらる、廣嗣これを板櫃川に禦ぎて敗れ、知賀島に匿れしが、終に捕へられて誅せられき、廣嗣志は皇室に忠ありしかど、其の行爲宜しきを得ざりしかば、終に反賊となりぬ、悲しむべし○依りて靈となる松浦明神これなり 天平十七年、玄昉の穢行増長しければ、終に筑紫に貶せられぬ、然るに明年死去したれば、これ廣嗣の靈のしわざなりと評しけり、後吉備眞備、又筑前守とせられて彼國に至りしが、恐懼の念を懷き、廣嗣のために祠を立て、鏡尊廟といへり、これ即、松浦明神なり○左大臣長屋王罪ありて誅せらる 天平元年二月、左京の人、漆部君足、中臣東人、密かに、左大臣長屋王、左道を學び、國家を傾けんとすと告げ奉りぬ、天皇夜使を遣はして、三關を固守せしめ、式部郷藤原宇合等に命じて、六衛府の兵を將ゐて王の宅を圍ましめ、後舍人親王、新田部親王等を遣はし、王の宅に就いて、突問せしめ、ついで自盡せしめられぬ、一族また多く自殺し、交通せる者多く流罪に處せられき、按ずるに、長屋王の事甚だ詳ならず、史家稱してこれを冤ありといへども、其の由さだかならず、恐らくは、これ藤原氏等、その勢力を惡みて、こゝに至らしめたるものならん○又陸奥の國より始めて黄金を奉る 天平勝寶二年なり、この年、盧舍那佛の銅像出來せしかど、塗金足らざりしかば、天皇大に憂ひましまし、陸奥守百濟敬福、黄金の出でたるよしを奏して献りければ、天皇大に歡ひ、敬福のもと從五位上なりしを、特に賞めて從三位とせられぬ、黄金は、陸奥國小田郡より出でたるよし、萬葉集に見えたり○天皇出家の始 天皇は、たゞに出家の始のみならず、最も佛法を信じ給ひし御一人なり、され

ば、東大寺の佛像の體骨柱を建てし時は、手づから其の繩を引き給ひ、又佛像に向ひ、自ら三寶の奴と稱し給ひし事もありき、これたゞ天皇のみならず、皇后光明子も、亦預りて力ありしが如し、されば、後には、共に出家し給ひしなり、光明子は、藤原不比等の女なり

◎第四十六代孝謙天皇ハ、聖武天皇の御女、御母ハ皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり、聖武の皇子安積の親王、世を早くして後、男子ましまさず、仍りて此皇女立ち給ひき、己丑の年即位改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十年、大炊の王を養子として皇太子とす、位を譲りて太上天皇と申す、出家せさせ給ひて、平城の西宮にまましくける、

◎第四十七代淡路廢帝ハ、一品舍人親王の子、天武の御孫也、御母ハ上總介當麻の老か女なり、舍人親王ハ、皇子の中ハ御身の才もまじけるにや、知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり、日本紀も、この親王勅を承りて撰び給ふ、後に追號ありて盡敬天皇と申す、孝謙天皇御子まします、亦御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ、但年號なども改められず、女帝の御まゝなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事有ありて淡路の國に移され給ふ、三十三歳おまじくへり、

○安積親王云々 神龜五年九月薨す○巳丑の年即位改元 天平勝寶と改元あり○知太政官事 本政大臣に似たる職なれど、太政大臣には容易に任せられぬ當時の規定なりしかば、假りに、かゝる職を置かれしなり、元正天皇の養老四年の事なりき○日本紀も云々 養老四年五月、撰定なりて奏上す、本紀三十卷、系圖一卷あり、これより前、天武天皇、諸家の記録多く虚偽を傳へ、正實の旨を失へるを愛へ給ひ、帝紀を撰録して奏上せしめられんとせり、時に稗田阿禮といふ者ありて、記憶力に富みたりしかば、先代の舊事を暗誦せしめられき、然るに天皇崩じて其の事成らず、元明天皇に至り、太安萬侶に勅して、阿禮の誦む舊事を撰録して奉らしめ給ひき、和銅五年正月成りし古事記、即これなり、されどなほ飽かぬ所もありしかば、重ねて舍人親王、太安萬侶、其の他の人々に勅して、日本紀を撰定せしめられしなり、これ實に國史編輯の始なり、この後、續日本紀、日本後紀など、次々に出來たるも、皆これに倣ひてなり、さて日本紀は、上神代より、下持統天皇に至るまでの記録にて、正しくは日本書紀といふべきを、畧ては日本紀とのみいへり○盡敬天皇と申す 舍人親王は、この天皇の父命に當らせ給ふを以て、天平勝字三年六月、崇道靈敬皇帝といふ尊號を奉られき○女帝 孝謙天皇なり○事有りて淡路の國に移され給ふ 孝謙天皇は、藤原仲麿、僧道鏡などを寵愛ありて、宜しからぬ風聞もありたれば、天皇これを諫め給ふをりもありけり、これ既に、孝謙の御心に協はざりしからんに、折ふし仲麿を起しければ、帝もろの事に與り給へりとして、位を下し、淡路公となし、藤原藤下麻呂をして配所に送らしめ、これを一院に幽し奉りき、次の年、淡路に崩せられぬ、明治三年七月、諡を奉りて淳仁天皇といふ

○第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚也庚戌の正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇、密に藤原の武智丸むちまるの大臣の第二の子押勝を幸し給ひき、大師その時太政大臣を改めて大正一位になる、見給へば急まじきとして、藤原に二字をそへて、惠美の姓を給ひき、天下の政しかしながら委任せられにけり、後に道鏡と云ふ法師弓削の氏の人なり又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯はれて誅に伏しぬ、帝も淡路に移され給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極也けんかし、唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺におひけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす、諫め申す人多かりしあども用ひられず、高宗崩じて、中宗位に居たまひしを退け、睿宗を立られしをも、又退けて、自帝位に即き、國を大周と改む、唐の名を失はんとおもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしあども、捨てて諸王とし自のやうら武氏の輩を以て、國を傳へしめんとさへし給ひき、その時こそ、法師も宣者もあまた寵せられて、世に譏るゝためと多く侍りしか、この道鏡、始めは大臣に准して日本准大臣のはじめにや、大臣禪師といひしを、大政大臣になし



給ふ。うれにゆりて、つきく納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡、世を心のまゝにしければ、争ふ人のなありしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川（百川）などありき、されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は、唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、況や俗官に任ずる事有べからぬ事にこそ、されどももろこしにも、南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にまじらひしを黒衣宰相といひき、（但これは官に任ずとは見えず） 梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりては、あまた聞えき、肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平けし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時、天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官をおくらる、（司空は大臣の官なり） 則天の朝より、この女帝の御代まで六十年はありにや、兩國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳おましく（ゆき）き、天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに皇胤ましまさず、この女帝にて絶え給ひぬ、女帝かくれ給ひしかば、道鏡をは、下野の講師になして流し下されにき、抑、この道鏡は、法王の位を授け

られたりしを、猶あかずして皇位につかんと云ふ志有りけり、女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸と云ふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける、大菩薩さま（ま）く託宣ありて更に許されず、清丸歸參して有のまゝに奏聞す、道鏡いかりをなして、清丸がよぼろ筋を断ちて、土佐の國に流し遣はす、清丸愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で来て、その疵をいやしてけり、光仁、位に即き給ひしかば、則召し歸へさる、神威をたうとび申して河内國に寺を立て神願寺といふ、後に高雄の山に移し立つ、今の神護寺これなり、件の比までは、神威もあぐいちじるき事なりき、道鏡終に望をどげず、女帝も亦程なくあぐれ給ふ、宗廟社稷をやすくする事は、八幡の冥慮たりし上、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

○ 太上天皇密に云々、こゝに太上天皇といへるは、孝謙天皇なり、淳仁の御代の事を、立返りていふれば、太上天皇とは記せるなり○ 幸し給ひき、寵愛ありしをいふ○ 大師、天平寶字二年、官號を改易して太政官を乾政官といふ、太政大臣を太師といひ、左大臣を太傅といひ、右大臣を太保といひ、大納言を御史大夫といひ、先年より置さし紫微中臺を坤宮官といひ、中衛大將を太尉といひき、これ全く押勝の奏して行ひし所なり、されば太師は、平常の太政大臣に同じ○ 庚戌

の年正月一日更に即位 庚戌は、光仁天皇の即位せられし年の干支にして、寶龜元年なり、この天皇の即位せられしは、天平神護元年にして乙巳なれば、こゝに庚戌とあるは誤なり○見給へばるまじきとて云々 孝謙天皇、押勝を見給ふ時は、嬉しく思召さる、由にて、笑みといふ意にて、惠美の姓を賜はりたりとなり、これ水鏡の説なり、續日本紀によれば、天皇の押勝に下し給ひたる勅に、鎌足以來、世有明德、翼輔皇室、君曆十帝、年治一百、朝廷無事、海内清平、由此論之、曠世無匹、汎惠之美、莫美於斯、自今以後、宜姓中加惠美二字、禁暴勝強、止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中、汝卿良尙、故字曰尙舅云々、とあり、蓋し一は内實にして一は表面の事なるべし、又この時まで、藤原仲麻呂といひしを、この後惠美、押勝といひしなり○天下の政しかながら委任せられたり、しかしながら、悉皆といふ義なり○後に道鏡といふ法師 道鏡は、弓削氏にして河内の人なりしが、禪行を以て聞えしかば、天皇召して内道場に入れ、禪師とし給ひしが、終に寵を得るに至りたり○押勝怒をなし云々 天平寶字八年、押勝、道鏡の常に太上天皇に侍して寵を得、己の寵の、やゝ衰へしを憤り、潜に不軌を圖り、太上天皇に請ひて、近畿の都督使となりて兵事を統べ、武藝を簡閲するに托して、兵を集む、其の大政官の印を用ふるを以て、大外記高丘比良麿、禍の己に及ばん事を懼れ、密かにこれを奏し、諸省、又其の變あらんことを奏しければ、勅して押勝の官爵を削り、兵を發して追討せしめらる、押勝、擅燒王を立てて帝となし、近江にありて官軍と戦ひしが、終に斬殺せられて、事平きぬ○唐の則天武后は、太宗の女御にて云々 武后は、唐の荊州の都督武士護の女にして、大原の人なり、年十四にして、太宗の妃となりて、後宮に入りぬ、

その後、本文にいふ所の如く、高宗の皇后となりしが、高宗、眼病にて政事を自ら執ること能はざりしかば、武后、代りてこれを聞き、遂に専恣を極めて、唐室を亂したりき○大臣禪師といひしを大政大臣になし給ふ 大臣禪師とせられしは、天平寶字八年なり、その勅に、朕既に出家の天子なれば、宜しく出家の大臣を置くべしと宣ひて、道鏡の職分封戸、一に大臣に准せられたり、又天平神護元年に及び、道鏡を大政大臣禪師となし、文武百官に詔して拜賀せしめ、僧尼の度縁には、悉く道鏡の印を用ひしめられき○それによりてつぎ、納言參議にも法師を交へなされき 天平神護二年、山階寺の僧基真、道鏡と共に、種々佛法の奇特を顯はしければ詔して道鏡に法王の位を授け、基真に姓を物部淨志と賜ひ、法參議を授け、隨身兵八人を賜ひ、又基真の師圓興に、法臣の位を授け給ひき、其の後、又詔して法王月料は供御に准じ、法臣は大納言に准じ、法參議は參議に准すべしと宣ひたり、これらにいふあり○僧正僧統なといふ事のありし 共に僧尼の取締役なり、正は、政の義にて、政令を敷きて非違を糾すなり、統は、總括して過なからしむるなり○黒衣宰相 宰相は、大臣參議の如く、政事に與る者の稱なり、袈裟衣の、黒色の服にて、政務に參せし故、世人かゝる稱をつけしあり○登吾將軍 我が國の近衛大將をこの類にて天子の側にありて、防衛を事とする職なり○特進試鴻臚卿 鴻臚卿は外交官なれば、これは特に擢せられたる外務大臣試補ともいふべき職をいふ○開府儀同三司 これは、位にて、我が國にていへば、從一位に當れり、開府とは、支那にて古、私家に府を開き、属僚を置きしことあれば、それを許さるゝといふなり、儀同三司は、取扱向は三司に同様なりとの意にて、三司とは、司職、司徒、

司馬、の三公をいふ○下野の講師になして流し下されにき。光仁天皇寶龜元年八月、道鏡不臣の罪を糺して、造下野薬師寺別當とせられき、其の罪は、死罪にも該當すべきを、先帝の寵幸ありしものを糺せば、刑するに忍びずとて、かくはせられしなり、講師とは、當時諸國にありて、佛法を講ずる者をいふ、故に薬師寺別當の意味を取りて、本文に講師とは記されたるなるべし○猶わかずして皇位につかんといふ志ありけり。神護景雲三年、道鏡驕借甚だしく、殆んど帝位をも凌がらんばかりなりしかば、太宰の主神、習宜阿蘇磨、これに媚び、宇佐八幡の神教なりと稱し、奏して曰はく、道鏡をして帝位に即かしめば、天下永く自ら太平ならんと、道鏡聞きて大に喜びぬ、天皇、道鏡を幸し給へば、これに惑ひ給ひ、夢に托して和氣清麻呂をして、神降を受けしめらる、發するに臨み、道鏡利害を説きてこれを警む、清磨、宇佐に詣りて神教を請ひしに、神、人に憑りて宣はく、我國家開闢以來、君臣の分定めり、臣を以て君とせしこと、未だこれあらず、天日嗣は、必ず皇緒を立て、無道の人は、速かに掃蕩せよと、清磨歸りて神教を奏せしに、道鏡大に怒り、清磨を以て、神教と矯り朝廷を欺罔するものとなし、姓名を別部穢磨と名し、大隅に流し、途にて殺さしめむとせしが、果さざりき、天皇崩じて後、清磨召還されて、頗る信用せられぬ○清九がよぼる筋を断ちて云々、よぼるは、厠の字を書きて、足の脚をいふ、足の筋を断ちたるなり、又土佐に流すよしに記されたるは、誤なるべし、清九は、始因幡の員外介に貶したるを、追ひて大隅國に流されたるればなり○河内國に寺を立て神願寺といふ。清磨、私に入幡宮を勸請して、神願寺を立てたるよしなり、とは延暦年中の事なりしを、天皇、先功を嘉みし給ひ、其の

寺を定額とせられたり、然るに其の地勢、沙泥にして壇場に宜しからざりしかば、後に和氣其間等の請により、高雄寺と相替へ、神護國祚真言寺といへり、高雄山は、山城國葛野郡なり○皇統を定め奉る事は云々、稱徳天皇崩じて皇嗣未だ定らず、時に藤原百川は、白壁王を立てんとせしを、吉備真備は異議ありしかば、百川、兄の良繼、從兄の永手と議り、遺詔と矯り、宣命使をして宣命を讀ましむ、其の意、蓋し白壁王年長せられし上功勞あり、故に皇太子となすといふにありければ、真備黙然たり、百川、終に王を立て奉りぬ、これ光仁天皇なり

◎第四十九代第二十七世光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり皇子の第三の

御子なり、追號ありて田原の天皇と申す。御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり、白壁王と申しき、天平年中に御年二十九にて、從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき、稱徳のくれましく、このは、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人、この天皇に心ざし奉りて、はかりごとをめぐらして定め申してき、天武、世をとり給ひしより争ひ申す人なかりき、然れども、天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し國家をも安じ給へり、この君のあく繼躰に備り給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ、先皇太子に立ち、則受禪、御年六十二今年庚戌の年なり、十月に即

位、十一月に改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おましくま。

◎第五十代第二十八世桓武天皇の、光仁第一の子、御母は、皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり、光仁即位の始、井上の内親王<sup>聖武の御女</sup>を以て皇后とす、かの所生の皇子早良親王、太子に立ち給ひき、然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉らんと心ざして、又はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を捨て、終に皇太子にすゑ奉りき、その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけりどぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子せめられて失せ給ひにき、死靈を安められんためにもや、太子は、後に追號ありて崇道天皇と申す、辛酉の年即位、壬戌に改元、始めは、平城にまします、山背の長岡に移りて、十年計都なりしが、又今の平安城に移さる、山背の國をも改めて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからいせ給ひける、昔聖德太子蜂岡<sup>太秦</sup>にのぼり給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を移されてかはるまじき所なりと、の給ひけるとぞ申し傳へたる、その年紀もたがはず、又數十

代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや、この天皇、大きに佛法をあげ給ふ、延暦二十三年、傳教、弘法、勅を受けて唐へ渡り給ふ、その時則唐朝へ使を遣はさる、大使は、參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸の朝臣なり、傳教は天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる、弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ、この御時東夷叛亂しければ、坂上の田村丸を征東大將軍になまて遣はされしに、悉く平げて歸りまうでけり、この田村丸は、武勇人に勝れたりき、初は近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたなり、文をも兼ねたればにや、納言の官にものぼりにける、子孫は今に文士にてぞ傳はれる、天皇、天下を治め給ふ事二十四年七十歳おましくま。

○田原の天皇 寶龜元年十一月、田原天皇といふ謚を奉られぬ、大和添上郡、田原の陵に葬り奉りしを以てなり○皇胤の中を選び申しけるに云々 前條にいへるが如し○争ひ申す人あかりき、稱徳天皇に至るまで、たゞ天武の御子孫のみ皇位を繼ぎ給ひしをいふ○天智御兄にて云々 天智帝と天武帝とにつきて申さば、天智は御兄、天武は御弟にまします、且つ天智、まづ皇位を嗣ぎ給ひ、久しく皇太子とありて、或は入鹿蝦夷などの逆臣を誅し、或は百般の制度を改めて、國

家の益を謀らせ給へり、其の御功大なりといふべし○なほ正にかへるべきいはれなるにこそ、これ篇中を貫ける親舅卿の議論あり、今より見れば、其理にはあらじと思はるれど、其の世には、斯る事をも信じたれば、君はこれを聞きて上に愼ませ給ひ、臣はこれを讀みて下に恐れ、よく國家を保ちたりしなり、されば、この論の世教に益ありしこと疑なきなり○十一月に改元、寶龜と改元ありき○平城宮にまします。元明天皇以後七代、いつもこの奈良の宮にましましたるなり○井上内親王 親王に對して、皇女の親王を内親王と申すなり○かの所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき 早良親王の母は、高野新笠にましますれば、井上皇后の御子にはあらず、且又、早良親王の皇太子となりて廢せられ給ひしは、桓武天皇の御代にして、光仁の御代にあらず、故にこゝは、井上皇后の生み給ひて、光仁天皇の東宮たりし他戸親王を誤りたるものなり○又はかりごとをめぐらし云々 百川、皇后に不良の行を勸めしにより、天皇の寵愛衰へしかば、皇后、天皇を呪詛せられぬ、百川よりて天皇に奏し、急に皇后、及び東宮なる他戸親王を廢し、桓武天皇を皇太子としたるをいふ、さて天皇、餘りに事の急なるを以て、許し給はざりしを、四十日までも屈せず、強ひて請ひしかば、天皇も遂にせむかたなく許し給ひき○皇后前太子せめられて失せ給ひにき 井上皇后、及び他戸親王は、廢せられて後、幽閉せられしが、自殺して死に給ひき○怨靈をやすめられんためにや云々崇道天皇と申す この文も、前と同じく、他戸親王と早良親王との事を混亂したり、井上皇后、他戸親王、薨去の後、怪異ありしかば、必ずその祟ならんとて、延暦十九年、皇后の位を復し、靈安寺といふ寺を立て、井上皇后、早良親王、他戸親王の靈を弔はれき、

この時に他戸親王には、別に尊號ありきとは見えず、早良親王には、崇道天皇といふ追號を奉られたり、故に本文いふ所、早良親王に崇道天皇の號を贈られたりといふは正しけれど、これ、井上皇后の御腹なりといふと、光仁天皇の時の東宮なりとせるは誤なり○辛酉の年 天應元年(壬戌に改元 延暦と號す○山背の長岡に移りて十年許都なりしが云々 延暦三年、藤原種繼等の勸により、乙訓郡長岡に宮室を營み始め、其の年十一月其處に遷り給ひたり、然れども、長岡の地不便なりければ、十年を経るも其の經營充分ならず、功費勝けて計ふべからず、中宮大夫和氣清麻呂、密かに奏して、遊獵に託して葛野の地を相し、都を其處に遷させ給へと申ししかば、それに從ひ給ひき、かくて延暦十三年こゝに遷り給ひ、十一月詔して曰はく、この國は、山河帶の如くに廻り、自然に城を作せり、よみて山背を改めて山城とすべし、又庶民新京の利を謳歌して太平を樂むにより、號して平安京といはん、又近江國滋賀郡の古津は、先帝の舊都あり、今陛下に接したれば、昔の號を追ひ大津と改むべしと宣ひたり、これより平安城、萬世不易の都となりたり、抑も、この地は、葛野郡宇太村にして、いはゆる四神相應の地なり、都は、大別して、京城、皇城、宮城の三となすべし、京城は、朱雀門以内にして、京坊その中に在り、一條より九條までに別る、皇城は、いはゆる十二門以内あり、こゝには、八省及び諸寮諸司ありて、諸官の事務を執る所なり、宮城は、皇居なり、清凉殿後涼殿を始め、女御更衣などのまします殿舎、悉くこの内にあり、其の結構實に目を驚かす許なりき、又京城は、朱雀大路を以て、路を左右に別ち、左京右京といひしが、足利時代應仁の亂起りし時、其の半は、兵燹に罹りて、後まで其の跡

を遷せるは左京なり○蜂岡 注にもある如く、又太秦ともいふ、山城國高野郡にして、法隆寺ありとのある地なり○四神相應の地なり 東は青龍、西は白虎、南は朱雀北は玄武、これを四神相應といふ、この稱は、もと天の二十八宿の、星の並べるさま、四方の七星、各右の像に似たるよりいへるを、この地にうつして稱ふるなり、そはいはゆる、北極の紫微宮、圓闔門なを皇居に配しければ、それらの例にて、天文に准へたるなりといふ、委しくは、伊藤東涯の制度通なをを見て知るべし○王氣相應の福地たるにや 帝王の御稜威に、よく協ひたる良地所たるなるべしとなり○傳教弘法 傳教は最澄、弘法は空海あり、最澄は三津氏、近江國滋賀郡の人、十二歳出家して、行表法師に就きて經論を學び、大にその道を極め、延暦二十一年詔を奉じて唐に赴き、道達法師にあひ、天台の奥旨を受け、遠りて我が國に弘めぬ、又延暦七年比叡山に、一乘止觀院を創せしが、これ延暦寺の中堂なり、弘仁十三年六月、五十六歳にして寂しぬ、清和帝の貞觀八年詔を傳教大師と賜ひき、又空海は佐伯氏、讃岐國多度郡の人、年二十、落髮して沙彌の十戒を受け、頻りにその道を修めぬ、延暦廿三年、遣唐使に従ひて入唐し、西明寺に居り、諸寺を廻りて佛法を究め、特に慧果に重んぜられき、歸朝の後、弘仁七年高野山に上りて、金剛寺を創したるをほじり、大に佛法を擴張せり、承和二年六十二歳にして寂せしが、延喜廿一年詔を弘法大師と賜ひき、なほ嵯峨天皇の條を見るべし○その時則唐朝へ使を遣はさる云々 桓武天皇の延暦二十年、藤原葛野麻呂を遣唐大使とし、石川道益を副使とせられぬ、廿二年海上暴風に遇ひて漂ひ還り、廿三年終に唐に赴き、長安に到り唐主に見ゆ、この時精逸勢、僧空海等従ひしが、二人は明年葛野

野磨と共に歸らずして、平城天皇の大同元年まで、彼の國に留まりたりき○道達和尚にあひて云々 道達、又は興道尊者ともいふ、何處の人なるかを詳にせず、唐の大曆年中、僧荆溪により佛法を究め、遂にその後を受けて、天台山國清寺に住しき○この御時東夷叛亂しければ云々 この御時、東夷叛きて東國騒がしがりければ、累年兵を發してこれを征し給ひげれども、果々しき功も見えざりしが、延暦十年の頃より、刈田磨の子坂上田村磨、征討に従事し、十五年鎮守府將軍となり、十六年征夷大將軍となり、廿年大に蝦夷を撃ちてこれを取り、北ぐるを逐ひ閉伊村に至り、殆どこれを盡したりしかば、その功によりて從三位を授けられぬ、この後も、展功ありしによりて、遂に官は大納言兼右近衛大將に至り、薨じて後從二位を贈られたり○大納言をかけたも兼ねるをいふ○子孫は今に文士にてる傳はれる 後世明法道として、律令を研究して、朝廷に仕ふる家筋あり、それに中原氏と坂上氏との二家ありしが、坂上氏はこの田村磨の子孫あり

○第五十一代平城天皇ハ、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり、丙戌の年即位改元、平安宮にまします、これより遷都なきによりて、御在所をしますべからず、天下を治め給ふ事四年、太弟に譲りて太上天皇と申す、平城の舊都に歸りてとませ給ひけり、尙侍藤原の藥子を寵しましけるに、その弟參議右兵衛督仲成等、申し勸めて、逆亂の事ありき、田村丸を大將軍として追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ、御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家、弘

法大師の弟子になり、眞如親王と申すのこれなり、藥子仲成等は誅にふしぬ、上皇五十一歳おまじくま。

○丙戌年即位改元 大同と改元あり○尙侍藤原の藥子を寵しましけるに云々、藥子は藤原種繼の女なり、はじめ藤原種繼に適さしが、その長女皇太子の宮に侍するに及び、藥子東宮宣旨となりて、親しく仕へ奉りしかば、寵愛せられぬ、桓武帝これを逐ひ給ひしを、太子即位せられて尙侍の官となり、寵愛深かりければ、漸く威權を弄し、兄仲成、また右兵衛督とあり、勢を待みて驕り高ぶりけり、既にして嵯峨帝、位に即さ給ひ、天皇太上皇と號して平城にましましけるを、藥子勸めて重祚せしめ奉り、已、后とならんと謀り、弘仁元年、太上天皇の詔と矯り、都を平城に遷すよしをいひければ、人心恟々たり、天皇、諸關を固め、仲成を捕へ、藥子仲成の官爵を削り、其の罪を露はされぬ、太上天皇、大に怒り、藥子と同車して伊勢に赴き給ふ、天皇、坂上田村麻呂、文室綿麻呂をして路を遮らしめ給ひ、仲成をも誅せしめ給ひしかば、太上天皇、事の成らざるを知り、宮に還りて髪を削り給へり、藥子また藥を仰ぎて死に、事平きぬ○東宮高岳親王も捨てられて同じく出家 高岳親王の母は、木工頭伊勢老人の女なり、大同四年東宮となり給ひしが年なは幼なりしかば、時人稱して躰居太子といへり、かくて弘仁元年、藥子の亂によりて廢せられしが、十三年四品に叙せられ、尋いで僧となり、眞如と號し、東寺にて修行せられたり。

◎第五十二代第二十九世嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり、太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元、この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ、又謙讓の大度もまじくけり、桓武の帝、鍾愛無雙の御子になんおほしける、儲君に居給ひけるも、父の御門繼躰のため、顧命しまじくけるにこそ、格式なども、この御時より撰び始められけき、又深く佛法を崇め給ふ、先世に、美濃の國神野と云ふ所に貴き僧ありけり、橘太後の先世に、ねんでろに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ、御諱を神野と申しけるも、自然に叶へり、傳教御名弘法御名兩大師、唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代より、こう弘まり侍りけれ、この兩大師、たゞなる人におほせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり、今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰を求め出で、唐までもたれたり、天台山のほりて、智者大師天台の宗おこりて四代の祖なり、天台大師とも云ふ六代の正統道遠和尚に謁して、その宗を習はれしに、かの山に智者歸寂より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき、試れこの鑰にてあけらるるに、どろこほらず、一山こそりて渴仰しけり、依りて一宗の奧義のこる所なく傳へられたりとぞ、その後慈覺智證兩大師、又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよく盛になりて、天下に流布せり、

○太弟 東宮をいふ、天皇の皇子の時は太子といひ、皇弟の時は太弟といふ○己丑の年 大同四年なり○庚寅に改元 弘仁と改む○謙讓の大度もましましけり 物事を高ぶり給はず、よくへり下り給ふ御徳を、身に備へさせ給ひきとなく、○鍾愛無雙 他に雙ぶ者なきほど、特にこの皇子を愛し給ひしをいふ○儲君 かねてより天位を嗣がせんとて、設け置き給ふ君といふ意にて、即ち東宮の御事なり○繼体のために願命しまし〜けるにころ 御代を嗣がしめ給はんとて、特に命じ給ひたる御事あるべしとなり○格式なども云々 弘仁十一年、藤原冬嗣等、勅を奉りて弘仁格式を撰したるが、その後、貞觀年中、及び延喜年中、格式を撰進せしめられたる事あるを以て、この御時より撰び始められにきといへるなり、さて格とは、すでに律令などにて定まりたる法律を變更し、又は、さらでも臨時に必要ありて發布する法度をいふ、又式とは、諸官諸司にて、遵守すべき諸制度などをいふなり○橘太后の先世にねんころに給仕しけるを感じて云々 橘太后は、嵯峨天皇の皇后、嘉智子といひて、橘の清友の女あり、この皇后、前世に、神野の高僧のために懸に仕へたりを以て、その僧、大に感動し、この度、皇后と同時代に再生して天皇となりたるさりと聞けり、天皇の御名を神野と申すも、自づからその事に合へりといふ意なり、されどこれ又、例の素強附會の説なり○傳教弘法兩大師云々 この事前にいへり○この兩大師たなる人におはせず 二人共に常人にあらずして、佛者の再誕、即ち權化の人と見えたりとなり、英傑なるをいふ○傳教入唐以前より云々 桓武天皇延暦四年、最澄始めて比叡山に上り、草舎を結び、經文を讀み、五種の大願を發したり、時に年十九なりき、同じく七年、山頂に一乘止觀院を建て、

自ら等身藥師佛の像を刻して安置せしが、これ根本中堂の地なり、練行は修行と同じ○八の舌の鑰 舌とは、鑰の横に出でたるものにて、うれにて錠の開くべく造らるゝなり、八個あるは、世の常の物にはあらぬよしなり○天台山 國清寺といふ、支那揚州天台縣の西一百十里にあり、又桐柏山ともいふ○智者大師 陳隋二朝の國師たり、俗姓は陳、潁川の人、果願寺にて出家し、天台宗四代の祖なりき、死後諡して、天台智者大師といへり○六代の正統道遠和尚 道遠は、天台宗の正統を繼ぎたる六代目の和尚にて、智者の次は、章安、法華、天宮、左溪、荆溪にして、その次は道遠なり、道遠の事は、上にいへり○歸寂 死去するをいふ○一山こぞりて渴仰しけり 天台山中の人々、悉く傳教大師を仰ぎ尊びたるをいふ○依りて一宗の奥義殘る所なく傳へられたりと云 延暦廿三年、傳教天台山に至りしに、道遠その人傑なるを知り、所傳の一心三觀の旨を授けて曰はく、道を弘むるは人に在り、人よく道を持す、吾が道これより行はれんとて、并せて菩薩の三聚大戒をも授けぬ、又佛隨寺の（これも天台山中にあり）行滿座主に遇ひしに、行滿語りて曰はく、昔、智者大師門人に告げて曰はく、我が滅後二百余年、我が法東國に傳はらんといはれしが、祖職虚しからず、今子にあふ、子は實にろの人なりといひて、乃荆溪以上の諸籍、秘記を悉く出だして傳教に與へ、汝、此の法文を持して海東傳燈の始祖となれといひき、以上、元亨釋書に見えたる所なるが、本文にいふはこれなり○慈覺智證兩大師 慈覺名は圓仁、下野都賀郡の人なり、九歳にして出家し、傳教に従ひて教と承け、承和二年入唐し、後延暦寺の座主となりぬ、貞觀六年諡を慈覺と賜ひき、智證は、名を圓珍といひ、讃岐國那珂郡の人なり、十五歳にして出



家し、仁壽三年入唐せしが、歸朝の後延曆寺の座主となりぬ、智證の證を賜ひしは、延喜五年な  
唐國亂れしより、經教多く失せぬ、道遠より四代に當れる義寂と云ふ人まで、唯  
觀心を傳へて、宗義を明らかにする事絶えにけるにや、吳越國の忠懿王、姓は錢、名は鏐、唐の末つかたより、東南の吳越を領し、此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差してわが朝に送り、教  
典を求めしむ、悉く寫し畢りて歸りぬ、義寂これを見明めて、更にこの宗を再興  
す、もろこしには、五代の中後唐の末様なりければ、わが朝には朱雀天皇の御代  
にや當りけん、日本より返し渡ししたる宗なれば、この國の天台宗はかへりて本  
となれるなり、凡傳教、かの宗の秘密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳が印記の文あり、悉く一  
宗の論疏を寫し國に歸れる事も、釋志磐が佛祖統記にのせたり、異朝の書に見えたり、弘法は母懷  
胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ、寶龜五年甲寅六月十五  
日に誕生、この日、唐の大曆九年六月十五日に當れり、不空三藏入滅す、依てかの  
後身と申すなり、且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり、誓ひて密  
藏を弘めむとあるもこの故にや、渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神  
異ありしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき、

○唯觀心を傳へて宗義を明むる事絶えにけるにや、觀心とは、天台宗に三觀といふ事ありて、觀  
は照了の義にて、一念の心を觀達するをいふ、さればこの意は、經驗等は、兵亂によりて紛失  
せざ故、たゞ觀心の法を傳へ行ふのみにて、書によりて宗義を明むる事は、絶えてあらざりしな  
らんとなり○偏霸の主たり、邊界の地にありま霸王なりとの義○五代の中後唐の末様なりければ  
云々、五代は後梁、後唐、後晉、後漢、後周なり、吳越國の忠懿王の死去せまは、朱雀天皇の承  
平二年なれば、使を遣はししは、醍醐天皇の御代なるべし○かの宗の秘密を傳へられたる事も云  
々、天台宗の秘密を傳へたる事を記せる文は、傳教大師將來目錄に見えたり、その内、ここに必  
要なる條を擧ぐれば、又遇龍象達公、摠萬行於一心了、殘途三觀、親承秘密、理絕名言、猶慮他方學  
徒不能信受、爰請當州印記安可、不任爲憑、台州刺史上柱國淳給書とあり、淳給とある、即陸淳な  
り○釋志磐が佛祖統記に見えたり、佛祖統記四十二に、永貞元年日本國沙門最澄來學、教於天台達  
法師、盡寫一宗論疏以歸、爲日本傳教之始也と見ゆ○弘法は母懷胎の始云々、弘法の母は、阿刀氏、  
梵僧懷に入ると夢みて懷妊し、十二ヶ月にして生れたりとぞ○不空三藏、不空は、南天竺の人な  
り、年十五出家せしが、後に僧龍智に遇ひて、五部灌頂、真言秘典五百餘部を授かりぬ、天寶五  
年唐に歸化し、大曆九年六月、大興善寺にて寂せり○かの後身、弘法は、不空三藏の生れ代りな  
りと傳ふるよしなり○且は惠果和尚の告にもわれと汝と久しき契約あり云々、惠果は馬氏、京兆  
の人、不空の弟子あり、十五歳にして代宗のために宮中に迎へられ、遂に三代皇帝の灌頂國師たり、  
青龍寺の東塔院に住しき、惠果、弘法を見て喜びて曰はく、我まづ汝の來るを知りて待つこと久

しからざと、又衆徒を顧みて曰はく、この沙門は、第三地の菩薩なりといへり。○五筆の藤口に一筆をくはへ、左右の手足に、各一筆を持ち、五行並びに書せしかば、唐番願宗、これに五筆和尚の號を授けぬ、

かの惠果は、眞言第六の祖師也、不空の弟子和尚六人の附法あり、劔南の惟上、河北の義圓、金剛一界新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ義明ハ唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす、弘法六人の中に瀉瓶たり、惠果の俗弟子然れば眞言の宗には正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見えたるなり、傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしこと、在唐いひ幾もなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとふらはれけり、又今はこの流絶えにたり、慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子法全に逢ひて傳へらる、凡本朝流布の宗今ハ七宗なり、この中にも眞言天台の二宗は、祖師の意巧、専ら鎮護國家のためと心ざりけるにや、比叡山には比叡と云ふ事桓武傳教と心を一にして興隆せられし故に名付く、彼山の顯密並びて紹隆す、殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地なり、これは密につくへし又根本中堂を止觀院と云ふ、法花の經文につき、天台の宗義によるに、かたぐ鎮護の深義ありとぞ、

○六人の附法あり、惠果に親しく接して佛法を受けたる弟子六人あるといふ○兩部を傳ふ、金剛界、大悲胎藏の兩部なり○瀉瓶の師、唐の天子灌頂の師あり○瀉瓶たり、こは、瓶の水を移すといふ義より起りて、弟子の、宗師の法を遺りなくわが身に受け傳ふるをいふ、吳越が詞には、日本沙門空海來求聖教、以兩部秘奧、壇儀、印契、漢梵無差、悉受於心、猶如瀉瓶、云々と見ゆ○弘法にとふらはれけり、傳教は、佛法の疑を弘法に就きて質問せりととなり○七宗、天台、眞言、花嚴、三論、法相、律、禪を七宗といふ○祖師の意巧、専ら鎮護國家のためと心ざりけるにや、宗祖の必構へ、主として國家を護りて、安穩ならしめんとし、志なりしが如しといふ意なり○比叡山には顯密並びて紹隆す、延曆寺にては、顯教、密藏ともに續き榮えたりとなり、顯密は、約めていへば、天台、眞言の二宗ともいふべけれど、佛弟子機に應じて開説せしを顯といひ、佛氏の秘奥の實説を密といふなりとぞ○比較といふ事云々、こは、桓武天皇、傳教と共に、興隆せられしによるといふは非にして、その以前より日吉といふ名ありて、神社には、大山咋神を祀れりしを、佛法さかりになりて、勢に壓せられ、有れども無きが如くにされるなり○天子本命の道場を立て、御願を祈る地あり、天皇、國家の安穩を佛に祈り給はんために、立てさせ給ひたる御願寺なるよしなり○法花の經文につき天台の宗義によるに云々、止觀といふは、天台宗の奥儀なれば、その語を探りて、院に名つけたるを以て見れば、この寺の天台宗を代表して、國家の鎮護となるべき事は、經文によるも、又は宗義によるも、明白なることとぞなり

東寺は、桓武遷都の始、皇城の鎮のためにこれを立てらる、弘仁の御時弘法に給

ひて、永く眞言の寺とす、諸宗の雜住を許さざる地なり、この宗を神道乗と云ふ、如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり、就中、わが國は、神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり、この故にや唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ、相應の宗なりといふ理にや、大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ、もとは勘解由使の廳なり 大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗に依て深意あるべし、三流の眞言、何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり、延喜の御宇に、綱所の印鑑を、東寺の一の阿闍梨に預けらる、仍りて、法務の事を知行して諸宗の一座たり、山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふゆへ、この天皇、諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも、傳教弘法、御歸依深かりき、傳教、始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗、表をあげて争ひ申し、ついに終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる、弘法は、殊更師資の御約ありければ重くし給ひけるとぞ

○東寺 眞言の總本寺にして、京都九條にあり、醍醐天皇これを空海に賜ふ、もとは鴻臚館の左館

なりき○如來果上の法門にして諸教に超えたる極秘密と思へり 佛教中の第一に位したる宗旨なれば、その傳法も、容易にはおし難き事とせりといふ意○就中わが國は云々所説に符合せり、この宗は、天地開闢以來の世のさまを説くこと、よくわが古傳説に合したる所ありとなり○相應の宗なりといふも理にや、この宗、支那にては、唐の末に衰へ、宋に至りて絶えたるが、却りて我が國に傳はりて隆盛となりたり、されば、世人の、わが國に協ひたる宗旨なりといふも、道理あることと思はるとなり○宮中に眞言院を立つ 淳和天皇の天長六年、始めてこれをたつ、僧空海、唐の内道場に准じて建立せられんことを請ひたればなり、内道場は、支那隋の世より始れる、佛法を修する所なり○もとは勘解由使の廳なり 眞言院の在る場所は、もと勘解由使の役所のありし所となり、勘解由使は、解由狀を勘ふる役なり、凡官人遷替あるをり、前官の人、任官中公事の懈怠なく、又任中公物の不足なき時は、新任の官人より、解由狀として証書を與ふる定なり、されども時によりては、新舊の官人ども、なれあひて、不公平の事なきにしもあらず、よりのうの狀に依估の沙汰ありや無しやを勘ふる、これ即勘解由使の職掌なり○毎年正月この所にて御修法あり 毎年正月八日より十四日まで、眞言院にて行はる、御修法の次第は、今年金剛界あれば、明年は胎藏界を行ひ、年々に替るく修せ、なり○稼穡豐饒の秘法なり 年穀類の、よく實る事を祈らせ給ふ大切の御修法なりとなり○十八日の觀音供 毎月十八日、東寺の長者たる人、仁壽殿にて此の事を勤むるにて、天皇御祈のためなり、時によりては、眞言院にて行はる、事もあり○晦日の御念誦 毎月晦日に、主上佛を念じ經文を誦し給ふをいふ○三流の眞言 次に舉

げたる如く、延曆寺、園城寺、東寺の三流をいふ○何れをいふべきならねど、何れを上、何れを下と、その優劣をいふべきならねどといふ意なり○むねと東寺によれり、東寺は、右の如く、皇城の鎮のために建てられし御寺あるによりて、その尊崇も他に異れり、かくてその東寺は、眞言なる故、東寺を尊崇すれば、勢真言宗を尊ばざるべからざるに至る、故に眞言の諸宗の上に位するも、おもに東寺あるによるといふべし○綱所の印證を東寺の一の阿闍梨に預けらる、僧尼取締所の、印及び録を東寺に住する首席の僧に管理せしめられたりとして、阿闍梨は僧官にて、阿遮梨耶といふ梵語の訛れるなり、譯すれば軌範、又は正行隨といふ義にて、能く弟子の行を糾正するより名づけしものなり○諸宗の一座たり、諸宗中にて第一に位したりとなり○山門寺門、延曆寺、園城寺なり、世に山は多くわれど、京都にては比叡山ことに名高く、寺といふ寺は多くわれど園城寺（三井寺）ことに名高き故、山門寺門といふことも、固有名詞の如く用ひらるゝなり○顯密を兼ねたれど宗の長をも天台座主といふゆり、天台眞言の二宗を兼帯したる寺にはわれど、天台を主とする方なれば、その寺の長者を、天台座主と稱したりとなり○傳教弘法御歸依深かりき、天皇は、諸宗の僧の中にも、特に最澄と空海とを信仰し給へるをいふ○傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを云々、弘仁十年、最澄奏して、圓宗大乘戒壇を建てん事を乞ひぬ、天皇表を平城の諸寺に降し給ひて、建否を議せしめられしかば、護命及び景深等、表を抗げてその不可を陳せしが、最澄又これを駁しき○終に戒壇の建立を許され本朝四ヶ所の戒壇となる、建立を許されしは、弘仁十三年六月なり、四ヶ所の戒壇とは、東大寺、下野の薬師寺、筑前の

觀世音寺、延曆寺といふ○師資の御約ありければ、天皇は、弘法の弟子とならせ給ひしといふ意にて、師資とは、師は道を弟子に傳へ弟子は學を師に資るといふに起りて、師弟をいふ○重くし給ひけると云、弘法を尊崇し給ひたるをいふ

この兩宗の外、花嚴三論は、東大寺にこれを弘めらるゝ、その花嚴は、唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、この寺は、則この宗に依りて建立せられけるにや、大花嚴寺と云ふ名あり、三論は、東晉の同時に後秦と云ふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり、孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける、然らば最前流布の教にや、その後、道慈律師請來して大安寺に弘めき、今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる、日本の定惠和尚大織冠の子也、その國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす、今の法相は、玄昉僧正と云ふ人、入唐して泗川の智周大師玄奘二世の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ、春日の神も、殊更この宗を擁護し給ふなるべし、此の三宗は天台を加へて四家の大乘と云ふ、俱舍成實など云ふは小乘なり、道慈律師、同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて別にこの宗を立つる事なし、わが國